

久寶寺町四丁目・同五丁目・北久寶寺町三丁目・同四丁目・同五丁目・源左衛門町・傳馬町・南久太
 耶町四丁目・同五丁目・同六丁目・北久太郎町四丁目・同五丁目・雛屋町・唐物町三丁目上半・同下
 半・同四丁目の十九ヶ町は南組、南渡邊町・西笹町・樫木町の三ヶ町は北組に屬し來りしが、明治二年
 五月四日東大組に屬し、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し全部異動せり、即ち茨木町を南
 分して其の一部(他の一部は城外博勞町三丁目に入る)を博勞町三丁目とし、上難波町を上難波南の
 町・同北の町に分ち、南久寶寺町四丁目を南久寶寺町三丁目、同五丁目と北久寶寺町五丁目を併せて
 南久寶寺町四丁目、源左衛門町と傳馬町を併せて北久寶寺町四丁目、北久寶寺町四丁目に同三丁目の
 内(他の一部は城外)を加へて北久寶寺町三丁目、南久太郎町四丁目を南久太郎町三丁目、同五丁目と同六
 丁目を併せて南久太郎町四丁目、北久太郎町四丁目を北久太郎町三丁目、同五丁目に雛屋町の内を加
 へて北久太郎町四丁目、雛屋町の殘部に唐物町四丁目の内を加へて唐物町四丁目、唐物町三丁目上半・
 同下半に同四丁目の殘部を加へて唐物町三丁目、南渡邊町を南分して其の一部(他の一部は城外)を南渡邊
 町とし、西笹町を横堀六丁目、樫木町を南分して其の一部(横堀四丁目に入る)を横堀五丁目と改稱せり、
 依て差引五ヶ町を減じて十七ヶ町となりしが、大正三年九月二十五日より更に上難波北の町の内四番
 地の一・二十一番地・三十二番地の二及び四十四番地以北を北久寶寺町五丁目、上難波北の町の内北
 久寶寺町五丁目境界以南・上難波南の町の内甲一番地の一・乙一番地の一・四番地・十七番地及び六

十番地以北を南久寶寺町五丁目、上難波南の町の内南久寶寺町五丁目境界以南を博勞町五丁目と改め
 られしかば、一町を増して十八ヶ町となれり、現在の町名是れなり。而して所屬地中にも異動せしもの
 のあり、即ち明治四年五月八日座摩社はよ組四番の附屬地となり、上難波社及び東本願寺掛所は共に
 ろ組三番の附屬地たり。又街路の異名に御前小路と稱するあり、南久太郎町四丁目通と北久太郎町四
 丁目通の中間にして、御堂筋と心齋橋筋とを聯絡せり。

南渡邊町・北渡邊町(城外)は、天正年中渡邊にありし座摩神社の遷座ありしより渡邊の民家此の地に
 移住せし爲め渡邊の地名をなし、上難波南、北町の地はもと上難波村の内なりしを以て舊稱の殘れる
 なりといふ。傳馬町は一に馬屋町ともいひ、舊徳川幕府時代にありては全町民傳馬の馬持にて常に役
 馬を勤め、町中悉く家役をゆせられしことあれば、町名は之に因みしなるべく、博勞町も復た傳馬の
 馬持多く住したりといへば馬賣場町の舊稱も存し、後復た之に因める今の名に改めしものならん。

座摩神社は南渡邊町にあり、延喜式内の神社にして生井神・榮井神・綱長井神・阿須波神及び波比
 祇神を祀れり、神名帳宮中三十六座中の五座なり。古語拾遺の神武天皇の諸神を祭らせ給ふ條にも座
 摩(是大宮地之座今)と記し、延喜式には「凡座摩座、取都下國造比童女七歳已上者充之、若及嫁時申辨官
 充替」と載せ、又祝詞には「座摩乃稱辭竟奉皇神等前白生井・榮井・津長井・阿須波・波比伎
 御名者白辭竟奉皇神敷座下都磐根」云々と見え、古くより宮中に祭られ皇室との關係極めて深

南北渡邊町

傳馬町

座摩神社

く、もと大川沿岸の渡邊に鎮座し西成郡唯一の大社たり。神功皇后三韓より凱旋あらせられし時其の石上に休憩し給ひ、賤女醬を献せしを飲食し給ひしと傳へ、貞觀元年正月二十七日從五位下に叙せられ、其の他奉幣・祈雨等のこと正史に見え、天正年中此の地に遷坐せり(或は云中頃淡路町二丁目に移りしことありと)。上古より皇室の尊崇厚く、先帝陛下にも明治元年津村別院の行在所に御駐驛中、四月十七日親しく御社参あらせられ幣物を納め給へり。其の他大臣名相の信仰淺からず、明治五年十一月廿七日府社に列せらる。後、神社合併の議あるに及び、同四十年十二月十一日南區西濱町の舊七瀬新地にありし無格社白木神社(市野島)、西區靱南通一丁目の同陶器神社(大國祇神)を合祀し、又是より先同三十九年八月一日久寶寺町二丁目の無格社事平神社(主神)を境内末社相殿神社に合祀せらる。此の事平神社は北區常安町にありて北川孫治郎一家の鎮守たりしが、同九年十一月十五日一社に列し、同二十二年十二月十八日久寶寺町二丁目に遷座せられしものなり。本社はかく市内に於て最も由緒に富める舊社なれば、宸翰及び神領地に關する古文書、其他什器等の寶物多く、古來渡邊氏祠堂として奉仕せり。境内は九百貳拾五坪八合壹勺を有し、社殿宏壯佳麗にして、其の造營には禁裏及び各御所より白銀の御寄附あるを例とせり。拜殿・幣殿・社務所・寶藏等相連り、相殿神社・天満神社・稻荷神社・大國主神社・大江神社・田蓑神社の六末社散點せり。氏地は北濱一丁目・同二丁目・今橋一丁目・同二丁目・高麗橋一丁目・同二丁目・伏見町一丁目・同二丁目・道修町一丁目・同二丁目・平野町一丁目・同二丁目・淡路町一丁目。

同二丁目・安土町一丁目・同二丁目・本町一丁目乃至四丁目・南本町一丁目乃至四丁目・唐物町一丁目乃至四丁目・北久太郎町一丁目乃至四丁目・南久太郎町一丁目乃至四丁目・北久寶寺町一丁目乃至三丁目・南久寶寺町一丁目・北渡邊町・南渡邊町・横堀四丁目乃至六丁目・西區阿波座上通一丁目・同阿波座中通一丁目・同靱南通二丁目・同北堀江三番町・南區順慶町一丁目・同隣町一丁目・同末吉橋通一丁目・同西濱一圓を包擁し、例祭は四月二十二日にして献花祭と云ひ、夏祭は七月二十二日、秋祭は十月二十二日なり。夏祭には從來石町二丁目の御旅所に神輿の渡御ありて祭儀最も壯麗なりが、今はなし。

前代帝王記 座摩百王鎮護宮中第一之神、而垂跡攝津國西成郡也。

三代實錄 清和天皇貞觀元年正月廿七日甲申、京畿七道諸神進階及新叙惣二百六十七社、奉授座摩神從五位下、

本朝世記 朱雀天皇天慶二年七月八日丁未、太政大臣以相職被申請云、早懸烟甚、佛神祈禱似無感應、可被行御卜并祈雨事云々、仍諸卿相定召官寮有御卜事、理運之由祈申也、但南方並未申方神社或有幣帛之思、或依汚穢氣所致也、又佛道祈禱可無感應、神社誓願可有應云々、仍除先日本幣諸社之外十一社、明日可奉幣之由被定了、本幣、平野町二丁目、大國、平野、恩智、河合、藤原、赤木、新田、生田、北澤、藤原也。

日本紀畧 村上天皇應和三年七月十五日乙丑、拾八省院奉遣伊勢以下廿八社幣帛社依祈雨也、伊住等十六社之外、被加奉平岡。

恩智・座摩・垂水等也。

拾芥抄 祈雨十一社應和三年七月十五日

天雷・水主・木島・乙訓山、平岡・恩智、廣田・生田・長田・座摩・垂水、

難波神社

難波神社は博勞町五丁目にあり、仁徳天皇・素盞鳴尊・倉稻魂尊を祀れり。社記に依れば反正天皇元年冬十月河内國丹比柴籬宮に遷都ありし時其の附近に祀られしが、天慶六年九月勅に依り當國大江坂の平野に移りて平野神社と稱せられ、天正年中今の地に遷座ありて上難波神社と稱せらる。明治五年郷社に列し、同八年五月十九日難波神社と改稱し、同三十四年十月三十日府社に昇格せらる。末社に六柱相殿社・鉾蔭神社・安邦神社及び稻荷神社あり。稻荷神社は特に其の名高く本社の名よりも却て博勞稻荷の名を以て世に知らる。境内は八百五拾參坪貳拾七勺を有し、本殿の外に幣殿・拜殿・社務所・神輿舎・帷舎・勤番所等相連り、本殿は結構壯嚴を極め、神苑には仁徳天皇千五百年祭執行の紀念碑あり。氏地は博勞町一丁目乃至五丁目・南久寶寺町一丁目乃至五丁目・北久寶寺町四丁目・同五丁目・南區順慶町通一丁目乃至四丁目・安堂寺橋通一丁目乃至四丁目・鹽町通一丁目乃至四丁目・末吉橋通一丁目乃至四丁目・横堀七丁目・鯉谷中の町・同西の町・大寶寺町中の町・東清水町・玉屋町・笠屋町・心齋橋筋一丁目・北炭屋町・西區阿波堀通一丁目・同二丁目・阿波堀裏町・阿波座上通二丁目・同二丁目・阿波座中通一丁目・同二丁目・阿波座下通一丁目・同二丁目・阿波座一番町・同三番町・立賣堀北通一丁目乃至六丁目・立賣堀裏町・立賣堀南通一丁目乃至五丁目・新町北通一丁目乃至五丁目・新町南通一丁目乃至五丁目・裏新町・西長堀北通一丁目乃至五丁目・西長堀南通四丁目・同

難波別院

五丁目・北堀江上通二丁目・同三丁目・北堀江裏通二丁目・同二丁目・北堀江御池通二丁目乃至六丁目・北堀江三丁目乃至六丁目・北堀江一番町・同三番町・南堀江通二丁目・同三丁目・同五丁目・同六丁目・南堀江上通二丁目乃至五丁目・南堀江下通一丁目乃至四丁目・西道頓堀一丁目乃至六丁目・幸町通一丁目乃至五丁目にして、例祭は十月二十一日、夏祭は七月二十一日なり。市中繁榮の地に在るを以て賽者は常に群集せり。

難波別院は北久太郎町四丁目にあり、大谷派本願寺の別院なり。本願寺第十一世の門主光佐(如)は石山本坊にありしが、織田信長の攻むる所となり、勅旨に依り天正八年四月九日祖像を奉じて紀の雜賀に赴きしが、其子光壽(如)は父と意見を異にして城に留りしも、勢已むを得ずして同年八月二日復た城を出で、鷺森に移れり。かくて父子の間意見の衝突ありて久しく別居せしむ、光壽は母如春尼に依りて罪を父に謝し、勅使の勸諭に依りて同十年六月父子の間復舊和親せしかば、同十一年七月光佐は其子光壽・佐超(如)・光昭(如)以下一族を率ゐて雜賀より泉州貝塚の願泉寺に移り、居ること二年にして同十三年五月秀吉の自ら地を檢して天滿に寺地を與ふるに及び、貝塚より再び大坂に移りて之に居りしが、同十九年八月京都西六條に移り、文祿元年十一月二十四日光佐歿して翌日光壽傳燈の席を踐み、翌二年閏九月寺務を弟光昭に譲りて退身し、慶長元年別に佛閣を道修町一丁目に興せしもの即ち當別院の權輿たり、同三年難波村なる本地に移り、翌四年二月地均しに着手し、同年十月新始の式を行ひ、同

八年三月に至りて完成し、同月二十四日遷佛の法要を營めり、本堂は十五間四面なりしといふ。當時は難波御堂と稱せしが、同七年台命を受けて佛閣を新に京都烏丸に營み、大谷派本願寺と稱するに及び、本院を其れに移して當所を掛所となせり。當初は封境も廣からざりしが、寶永三年本堂の改築に際し南渡邊川・上難波町等の地を買収し、又は寄附を受けて境内に取入れしかば寺域擴大して五千八百參拾八坪參合七勺となり、同年八月二十八日辰の上刻を以て新始式を擧げ、攝・河及び大坂町方門徒所有の船數百艘を以て川砂を境内に運び、上町の山土を運びて本堂の地形を爲し、正徳四年四月本堂の工事全くなりしもの現在の堂宇是れにして、今は大谷派難波別院と稱し、津村別院の南にあるを以て俗に南御堂と呼び、又裏御堂・難波御堂とも唱えられ、本山より輪番を置きて寺務を統轄せり。其の境内施設の梗概を記すれば、表門に四足門あり、牆壘其の左右より起りて寺域を圍繞し、其牆壘は大坂城外廓被却石材の下付を得て修造せしものなりといふ。東北隅に鼓樓ありて高く築垣の上に聳え、背後と南面に窟門ありて俗に穴門と呼べり。本堂は正面にありて傳安阿彌作の阿彌陀佛を安んじ、脇壇に親鸞上人の像を置けり。南に長廊を隔て、對面所あり、古御殿・新御殿・書院・膳場・香部屋・廣間・玄關・松竹菊の間・休息所・臺所別席・内玄關・臺所・茶所・寄合所・鐘樓・經藏・其の他多數の建物相駢べり。經藏は高麗版大藏經を納むる所にして天保十五年十二月二十五日の落成に係り、建築精巧を極めて、廣宣藏の額は眞无量院殿の眞筆なり。外に即應寺あり、寛永二十年正月宣如法主の弟子圓龍の開創せし所にして、當

時は高間町に在りしを寶永元年八月此に移せしといふ。本院の規模は總て宏壯雄偉を極め、北御堂と共に市中の雙絶たり。されば元和二年朝鮮使節來朝の際之が旅館に充てられしかば、本尊及び御影等を總て天滿御堂に移して、同年七月十七日全部を公府に明渡し(同使節は八月二日大坂を發して江戸に至り十月十日大坂に歸る)十月十五日に至りて還座せり。明治元年正月九日の初夜頃薩藩士黒田彦右衛門(江戸堀五丁目上屋敷詰定扶)來院して、陣營に借用し、たき旨を申出で、程なく兵隊入り來りて其の營所となりしが、同二月十四日行幸に付當院を太政官代に充てらるべき旨御内命ありしを以て直に修覆に着手し、同十六日薩藩兵も引拂ひ、三月二十三日津村別院の行在所となると同時に當院は太政官代となり、先帝陛下には四月十一日・同十七日・閏四月一日の三回臨幸あらせらる、臨幸當時のことは後段行幸の條に記せるが如し。閏四月七日の還幸と共に太政官代引拂に着手せられ、同月十日を以て全部引拂濟となる。當時御使用あらせられし御褥一・御簾二拾一枚・御疊一枚半は其の儘當院に下賜せられ、且つ行幸の御會釋として御衝立の下賜あり。衝立は豎二尺三寸七分・横二尺七寸、表は絹地に山水・住吉内記廣賢畫、裏は絹地に蘆に鶴・墨之江廣賢畫、椽は黒地面金腰板附、金物は銀唐草彫物なり。又當時臨幸ありし古御殿は爾來出入を戒めて永く紀念保存せり。同四年九月小學校創設の爲め大阪府の求めにより書院及び同續間を貸與せしに、同月二十九日より事務を開始せられ、同六年十月より廣間に集成學校創設せらる。同十年二月十五日先帝陛下大阪府に臨幸あらせらるゝや、府下中小學生徒の秀を拔擢して研究会を開き天覽に供すること、なりしも、同廳

内狭小なりしを以て當院を借用して開くに決し、當時既に集成校は廣間南の間に、師範校は廣間北の間に、進級校は廣間に於て夫れ々授業を開始しつゝありしかば、研究會は特に本堂に於て開かれ、同日午後一時三十分車駕親臨して天覽の榮を賜へり。時恰も西南の役勃發しければ、同月二十日當院を以て征討總督本營に充てられ、有栖川宮熾仁親王殿下御陣營あり、征討總督本營並に陸軍參謀部の門標を掲げられ、南穴門・北穴門には番兵を立て、諸將軍陸續來集の場所となりて學校は他に移轉することとなれり。其の他公共的の用に供せられたること枚擧すべからず。

芭蕉翁終焉の地
難波御堂の前なる舊南久太郎町四丁目は、元祿十年七月東西を遊歴しつゝありし芭蕉翁の南都より來り投じて端なくも病床に臥し、同年十月八日の夜左の一句を吟じ、遂に十二日の申刻五十三歳を一期として長逝せし所なり。其の家は御堂前東へ入る南側花屋仁左衛門の裏座敷なりしと傳ふれども、今は花屋の跡絶えて花屋小路の名を残せるのみ。或はいふ翁の歿したるは下寺町遊行寺の前なる芭蕉庵なり、さるを花屋なりと傳ふるは、花屋の主人が其の遺骸を引取りて門人等に通知したるに依れりと。訃を聞きて集り來れる門人等は之を長櫃に納めて舟に載せ、去來・乙州・丈草・支考・正秀・惟然・木節・吞舟・壽貞叟・次郎兵衛・晋其角等之に従ひて伏見に着し、江州の天津に至りて義仲寺に移し、淨衣等は智月・乙州の妻女等之を縫ひ、同寺の住職愚直上人を導師として、義仲塚の右に並べて葬りしとなん。

辭世

旅に病んで夢は枯野をかけたまわる

また其の北方なる舊雜屋町の西南角は油煙齋貞柳の舊蹟なり。貞柳は鯛屋貞因の子にして、狂歌を實父及び寶藏坊信海に學びて大成し、生涯作る所二千餘首の多きに上り、享保十九年八月十五日八十一歳を以て歿せり。其の集を「家土産」といひ、油煙齋の雅號は、貞柳曾て南都の油煙所松井和泉守が大形の墨を大内に上りし由を聞きて左の狂歌を詠じけるに、其のこと雲井に聞えたるより賜はりしものなりといふ。

辭世

月ならて雲の上まですみのほる、これはいかなるゆゑみなるらん
耳は遠く死ぬるは近くなりけり夢させとや曉のかれ

佛願寺

佛願寺は博勞町三丁目にあり、目押山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寶治元年五月淨專の開基せる所なり。當初は佛照寺と號せしが、二世淨了次木町の龜屋淨閑の屋敷を買得して移り、三世治然享保二十年五月今の寺名に改む。境内は七拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

西光寺

西光寺は博勞町四丁目にあり、照護山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文久三年十一月の火災に罹り、記録古書等悉く燒失したるを以て由緒等詳ならず。境内は百八拾貳坪貳合四勺を有し、本堂兼庫裏・土藏を存す。

油煙齋貞柳の舊蹟

専光寺

専光寺は南久寶寺町五丁目にあり、測量山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。上難波村の住人武石九郎右衛門本願寺の顯如法主に謁し、薙髮得度して長專と法名し、天正五年目費を以て一字を建て山號及び寺號を受けしもの即ち當寺の起原なり。享保九年三月二十一日の大火に類焼し、同年七月四世覺山自費を以て再建したるに、延享三年十一月九日復た類焼の厄に罹り、五世覺惠翌年九月堂宇を造營せしも、明治八年二月七日またく類焼せしを、住職覺應檀家の協力を得て再建せしもの現在の堂宇なり。境内は壹百七拾壹坪貳勺を有し、本堂・庫裏・土藏・門を存す。

善瑞寺

善瑞寺は北久寶寺町三丁目にあり、慈雲山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基柳玄は相模國足柄郡沼津の人、慶長六年本願寺の教如法主に謁して得度し、大坂の勘四郎町に一字を創立して山號及び寺號を受け、寛永八年六月二世宗味現地の西に移りしが、嘉永五年十一月火災に罹りしを以て更に其の東隣なる當所に轉じ、文久三年八月本堂を再建せり。境内は壹百坪參合九勺を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

仁託寺

仁託寺は北久寶寺町四丁目にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長年中周防國吉敷郡山口の人了賢なるもの大坂に來りて剃髮し、寛永二年南久太郎町五丁目に本堂を造營せしが、慶安四年當所に移轉し、享保九年三月二十一日の大火に罹りて再建せり。境内は壹百九拾八坪五勺五才を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏・長屋門を存す。

聞信寺

聞信寺は南久太郎町四丁目にあり、光攝山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正元年教順の開創なり。當時は西成郡上難波村にありしが、享保十二年五月當所に移轉し、文化五年九月焼失せしを以て、同八年三月住職教盛之を再建せり。境内は壹百參拾七坪壹合壹勺を有し、本堂・庫裏・土藏・長屋門を存す。

稱念寺

稱念寺は同町にあり、百濟山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十一年六月祐正の開創なり。享保九年三月二十一日の大火に類焼し、同十九年六世龍隨檀家の協力を得て之を再建せり。境内は壹百七拾八坪七合貳勺を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓堂・土藏・長屋門を在す。

妙琳寺

妙琳坊は同町にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。明應五年開基了智東成郡生玉庄の赤坂に於て一字を創立し、同六年本山より寺號を付與せらる。三世淨秀のとき慶長三年南久太郎町三丁目に移り、四世了雲のとき元和元年尼ヶ崎町に移り、五世祐閑のとき寛永五年六月長泉寺屋敷を買得し檀家の協力を得て移轉再營し、享保九年三月二十一日の大火に類焼せしも、七世惠秀のとき享保十五年檀家の協力を依りて更に再建せり。境内は貳百貳拾六坪壹合五勺を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・長屋門を存す。

三品取引所

株式會社大阪三品取引所は北久太郎町三丁目にあり。三品とは綿糸・綿花・木綿をいふ。抑も綿類の本邦に傳來したるは桓武天皇の御宇、崑崙人の齋し來りて三河國に播きたるに始まり、綿糸紡織の

道是れより起りて漸次發達せんとせしも、全國に普及するに及はずして中絶し、後文祿年中に至り再び時節到來して竟に全國に其の播種を見るに至れり。爾來近畿に於て其の最も進歩したるは河内國にして、其の産額全國に冠し、河内木綿の名風に天下に知られ、攝津・和泉兩國の産亦た巨額に上れり。綿花は寛永年中既に五十軒の間屋と同数の仲買と四百軒の小賣商とを有し、木綿も亦多數の間屋・仲買等ありて取引旺盛を極め、特に間屋の如きは富豪に誇れり。當時綿糸の用途は縫用に止まり、小賣に依りて賣買せらるゝのみなりしを以て販路甚だ狭少なりしが、明治維新以後紡績業の興るに及びて其の輸入を促し、漸次擴張して内國の需用を充たし、清・韓其の他に輸出するに至り、是に初めて間屋・仲買等起れり。かくて此の三品の取引は旺盛となり來りしが、明治二十六年三月法律第五號を以て取引所法を發布せられたるを以て、此の商業機關に依りて之が取引を爲すの適當なるを察し、中村惣兵衛・和田保次郎・岩田惣三郎・今西林三郎・泉佐助・吉田清吉・杉原藤助・山本治兵衛・石井庄七・岩田保太郎の十名は三品商業者の總代と爲り、資本金拾五萬圓の株式會社設立認可を大阪府に申請し、創立事務所を東區安土町三丁目なる内外紐糸商事務所内に設けて設立に關する諸般の調査を爲し、同年十一月九日に至り認可を得たるを以て、同月二十日より株式の募集に着手し、同月三十日創立總會を開きて定款及び營業の細則を議決し、役員の撰擧を行ひ、中村惣兵衛を最初の理事長に擧げ、同年十二月十五日東區高麗橋四丁目八十四番屋敷に營業所設置の申請を爲して同月二十八日認可を得、翌二十

七年一月二十日株式半額の拂込を了し、同月六日設立の登記を了へ、其の間に仲買人の營業免許を受けし者殆んど五十餘名の多きに達せしかば、是に全く組織完備して同月二十一日より賣買取引を開始せしもの、是れ當取引所の起原なり。開始當時にありては、營業者の多くは定期取引を利用することを知らず、加ふるに日尙は淺くして營業の基礎未だ完からざりしに、日清戰役の打撃を蒙り、戦後財界の擾亂に二たび其の影響を受くるの不幸に陥りしかば、理事者は辛酸を忍びて苦心經營し、賣買法を改善し幾多の困難と戦ひし結果、營業者も漸く定期取引の利便を認識して、漸次盛運に向ひ、同二十九年十二月營業所を現在の地に新築して移轉し、且つ漸次増資して壹百萬圓全部拂込と爲し、今や内外營業者に取りて缺くべからざる唯一の必要機關たるに至れり。

町名及び區畫の變遷表

舊名	町名	名	明治二年 五月四日	同四年 五月八日	同五年三月 七日改正名	同八年四月 月廿日	同九年四月 月廿日	同十二年 二月廿日	同十三年 七月二日	同十四年 八月廿日	同十七年 七月一日
博勞町中の町	茨木町	十番組	同	同	同	同	同	同	同	同	同
馬賣場町	博勞町	十番組	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上難波町	四番組	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	上難波南の町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

舊町名	町名	明治二年 五月四日	同四年 五月八日	同五年三月 七日改正名	同日	同八年 三月五日	同九年 三月五日	同十二年 二月廿二日	同十三年 七月二日	同十四年 八月廿一日	同十七年 七月一日
南久寶寺町四丁目	南久寶寺町四丁目	十番組	つ組二番	上難波北の町 南久寶寺町 三丁目	廿三區	廿一區	七小區	第七分畫	△	第七聯合	第七戶長 役場
同 五丁目	同 五丁目	十番組	つ組二番	同 四丁目	廿三區	廿一區	七小區	第七分畫	△	第七聯合	第七戶長 役場
北久寶寺町五丁目	北久寶寺町五丁目	四番組	そ組二番	同 四丁目	廿三區	廿一區	七小區	第七分畫	△	第七聯合	第七戶長 役場
源左衛門町	源左衛門町	四番組	そ組二番	北久寶寺町 四丁目	廿三區	廿一區	七小區	第七分畫	△	第七聯合	第七戶長 役場
傳馬町	傳馬町	四番組	そ組二番	同 三丁目	廿三區	廿一區	七小區	第七分畫	△	第七聯合	第七戶長 役場
北久寶寺町四丁目	北久寶寺町四丁目	十番組	そ組二番	同 三丁目	廿三區	廿一區	七小區	第七分畫	△	第七聯合	第七戶長 役場
同 三丁目	同 三丁目	十番組	そ組二番	同 三丁目	廿三區	廿一區	七小區	第七分畫	△	第七聯合	第七戶長 役場
南久太郎町四丁目	南久太郎町四丁目	九番組	れ組四番	南久太郎町 三丁目	廿一區	廿一區	七小區	第七分畫	●	第七聯合	第七戶長 役場
同 五丁目	同 五丁目	四番組	れ組五番	同 四丁目	廿一區	廿一區	七小區	第七分畫	●	第七聯合	第七戶長 役場
拾三間町	拾三間町	四番組	れ組六番	同 四丁目	廿一區	廿一區	七小區	第七分畫	●	第七聯合	第七戶長 役場
北久太郎町四丁目	北久太郎町四丁目	九番組	れ組二番	北久太郎町 三丁目	廿一區	廿一區	七小區	第七分畫	●	第七聯合	第七戶長 役場
同 五丁目	同 五丁目	四番組	れ組二番	同 四丁目	廿一區	廿一區	七小區	第七分畫	●	第七聯合	第七戶長 役場
難屋町	難屋町	四番組	れ組二番	同 四丁目	廿一區	廿一區	七小區	第七分畫	●	第七聯合	第七戶長 役場

唐物町三丁目	唐物町三丁目	同 三丁目	九番組	上組三番	同 三丁目	廿一區	廿一區	七小區	第七分畫	●	第七聯合	第七戶長 役場
同 下	同 下	九番組	下組三番	同 三丁目	廿一區	廿一區	七小區	第七分畫	●	第七聯合	第七戶長 役場	
北渡邊町四丁目	北渡邊町四丁目	同 五丁目	三番組	上組四番	同 五丁目	廿一區	廿一區	七小區	第七分畫	●	第七聯合	第七戶長 役場
同 六丁目	同 六丁目	三番組	下組四番	同 五丁目	廿一區	廿一區	七小區	第七分畫	●	第七聯合	第七戶長 役場	
七軒町	七軒町	四番組	れ組二番	同 五丁目	廿一區	廿一區	七小區	第七分畫	●	第七聯合	第七戶長 役場	
七郎右衛門町	七郎右衛門町	四番組	れ組二番	同 五丁目	廿一區	廿一區	七小區	第七分畫	●	第七聯合	第七戶長 役場	
同 五丁目	同 五丁目	四番組	れ組二番	同 五丁目	廿一區	廿一區	七小區	第七分畫	●	第七聯合	第七戶長 役場	
同 六丁目	同 六丁目	四番組	れ組二番	同 五丁目	廿一區	廿一區	七小區	第七分畫	●	第七聯合	第七戶長 役場	

備考 ●印は八ヶ町聯合 △印は九ヶ町聯合なり。又大正三年三月二十五日上難波北の町、同南の町を北久寶寺五丁目・南久寶寺町五丁目・博勢町五丁目の三町に分ちしも表記し得ざるに付此に附記す。

第八聯合

(船場尋常小學校 設置負擔區域)

南本町三丁目・同四丁目・本町三丁目・同四丁目・安土町三丁目・同四丁目・北渡邊町

備後町三丁目・同四丁目・同五丁目・瓦屋町三丁目・同四丁目・同五丁目・淡路町三丁目・同四丁目・同五丁目・横堀三丁目・同四丁目（十八ヶ町）

本聯合は船場の内にあり、南本町より以北・淡路町以南・中橋筋以西にして、西横堀川を以て其の西を限り。もと南本町三丁目（一部）・同四丁目・同五丁目・本町三丁目（一部）・同四丁目・同五丁目・北渡邊町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目・同六丁目（四丁目以下三町は一部）・南青谷町・北青谷町・安土町三丁目・同六丁目・同七丁目・同八丁目・同九丁目・備後町四丁目（一部）・南鍋屋町・北鍋屋町・三郎右衛門町・津村東の町・同西の町・同中の町・同南の町・同北の町・淡路町切丁・中船場町・七郎右衛門町（一部）の三十一町なりしが、北渡邊町一丁目・同二丁目・同三丁目を併せて北渡邊町、同四丁目・同五丁目・同六丁目を併せて南渡邊町、南青谷町・安土町三丁目・同六丁目・同七丁目を併せて安土町三丁目、安土町八丁目・同九丁目を併せて淨覺町とし、北青谷町を升屋町・御堂前町に分ち、備後町四丁目を兩分して其の一部（他の一部は城外）を備後町五丁目とし、七郎右衛門町は六ヶ町に分れて濱町・長濱町・榎木町（一部）は本聯合の區域内に屬せしかば、差引五ヶ町を減じて二十六ヶ町となり、南本町三丁目・同四丁目・同五丁目・本町三丁目・同四丁目・同五丁目の六ヶ町は南組、北渡邊町・南渡邊町・安土町三丁目・淨覺町・升屋町・御堂前町・備後町五丁目・南鍋屋町・北鍋屋町・三郎右衛門町・津村東の町・同西の町・同中の町・同南の町・同北の町・淡路町切丁・中船場町。

濱町・長濱町・榎木町の二十ヶ町は北組に屬し來りしが、明治二年五月四日東大組に屬し、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し、南本町三丁目を兩分し其の一部（他の一部は城外南）に同四丁目の内を加へて南本町三丁目、同五丁目、同四丁目の殘部を加へて南本町四丁目、本町三丁目を兩分し其の一部（他の一部は城外）に同四丁目の内を加へて本町三丁目、同五丁目、同四丁目の殘部を加へて本町四丁目、北渡邊町に南渡邊町の内（他の一部は城外）を加へて北渡邊町、安土町三丁目に升屋町の内を加へて安土町三丁目、淨覺町に升屋町の内・御堂前町の内を加へて安土町四丁目、御堂前町の殘部に升屋町の内を加へて備後町四丁目、備後町五丁目、南鍋屋町を兩分して其の一部を瓦町三丁目、三郎右衛門町に南鍋屋町の殘部及び津村東の町の内を加へて瓦町四丁目、津村中の町・同西の町に同東の町の殘部を加へて瓦町五丁目、津村南の町を備後町五丁目、同北の町を淡路町五丁目、淡路町切丁と中船場町を併せて淡路町四丁目、北鍋屋町を淡路町三丁目、濱町を横堀三丁目、長濱町に榎木町の内（他の一部は城外）を加へて横堀四丁目と改稱せり、依て町数は八ヶ町を減じて今の十八町となれり、現在の町名是れなり。而して所屬地中にもまた異動せるものあり、即ち明治四年五月八日淡路町五丁目の御靈社はわ組三番の附屬地となり、本町四丁目の西本願寺掛所はよ組四番の附屬地たり。

街路の異名に狐小路と稱するあり、御靈筋の西の筋にして、本町四丁目と北渡邊町の境より南へ北

夢の浮橋

久太郎町四丁目に通ずるものを云ふ。また俗に夢の浮橋と呼べるあり、南本町四丁目の旗亭塚藤附近にして其の名は夢の浮橋のありしより起れり。橋は南本町通を横貫せる下水道に架せられたる一小石橋にして同旗亭の邊にありしが、明治の初年に撤去せられて今はなきも、同十三年同旗亭の一部建築土工に際し、土中より同石橋の一部を掘出せるもの現に其の庭前に置かれ、側面に文字を刻せるも文化八年秋の五字以外認むべからず。口碑に依れば古昔より存せしものなりと傳ふれども、其の緣由等を知るに由なし。想ふに夢の浮橋は京都泉涌寺の門外にありて其の名世に聞えしかば、好事者の採りて此の地の小橋に付せしものならんか。

舊津村の五ヶ町即ち津村東の町、同西の町、同中の町、同南の町、同北の町の地は、初め津村入屋敷と呼び、津村柳の名今も口碑に遺れり、津村は圓の訛ならんといふ。往時圓江のありし所にして、攝津志には古今秘註に「堀江東在澤、周廻一萬歩許、名八十島頭」とあるを引きて、延喜式に「八十島祭御巫、生島巫并史一人、御琴彈一人、神部二人及内侍一人、内藏觸一人、舍人二人、赴難波祭之」と見ゆる八十島祭を行はれし所なりとせり。古歌に見ゆる繩浦も此の附近にして、當時にありては藻鹽を焚き釣漁を爲し島影横はれる等、風景の大に賞すべきものありしならん。催馬樂にも「なはのつふら江のせなの春なれば霞みて見ゆるなはのつふら江本つふら江のせなや秋なれば霞みても見ゆるなはのつふら江末」と見えたり、繩は難波を中略せしものならんかといふ。

圓江の址

名	寄	雪ふれはあしのうら葉も涙越て難波もわかぬなはのつふら江	顯	昭
夫	木	葎邊行つたつの羽風にうちなひき發てみよるなはのつふら江	兼	光
萬	葉	繩の浦に鹽やくけむり夕されば行き過ぎかれて由にたなひく	日	置少老
同		なはの浦ゆそかひにみゆる奥つ島、きたむ船は釣しすらしも	赤	人
夫	木	獨出てなはのうら半を漕舟をとりに千鳥も鳴わたるなる	琳	賢法師

御靈神社

御靈神社は淡路町五丁目にあり、其の圓の舊地たるを以て圓神社と書せるもあり、天照皇大神・應神天皇・大倉主神・菟布良比賣神及び鎌倉權五郎景政を祀れり。景政は神主の相州鎌倉に至りて景政の社に參籠せし時、靈告ありしに依りて至徳元年相殿に祀りしものなりといふ。舊志に依れば天正年中には此の地に龜井能登守の邸宅ありて、社は其の邸内にありしと記せり。もと御靈社と稱し、明治六年一月郷社に列せられ、同二十一年七月二十八日北區堂島中二丁目の無格社志留辨神社（宇賀御魂神・天棚・機姫神・菅原道真）を併せ、同三十九年十二月二十四日神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十年七月四日東區伏見町五丁目の無格社惠比須神社（惠比須神）を合祀し、同四十一年九月十五日現今の社名に改め、大正二年六月十八日更に府社に昇格せらる。合祀されたる惠比須神社は伏見町五丁目即ち舊吳服町に住したる吳服商人の祀りし神社なり。又志留辨神社はもと西區立賣堀南連二丁目にありて文化二年の勸請に係り、明治十年五月一社に列し、同十九年十二月二十七日前記堂島中二丁目に遷座せしものなり。而して本社境内

は八百八拾八坪六合六勺を有し、本殿を初め幣殿・拜殿・社務所・直會所・神輿所・繪馬所・土藏等相連り、菟布良神社・皇太神社・猿田彦神社・戸隠神社・宇賀御魂神社・基治神社・菅原神社・事平神社・大國主神社・加藤神社・唐崎神社・玉尾神社等の末社あり。社殿は宏壯庭砂清く、賽者常に群集し、毎年十月十七日を以て例祭を行ひ、七月十七日の夏祭には、石町二丁目の御旅所に神輿の渡御ありて股賑を極む。

文樂座

文樂座は同社の境内にあり、其の名は元祖植村文樂軒の名に因り。文樂軒は淡路假屋の人、文樂軒は其の素人淨瑠璃の俳名なり。大阪に來りて高津橋の邊りに小家を設け興行を開始せしが、後、中絶せしを養子大藏再興して、嘉永二年の頃島之内清水町の濱に再建し、以來文樂座の名今に連綿せり。大藏に文才に富みて新作數種あり、殊に綱太夫・染太夫・長門太夫等の名手輩出し、長門太夫は元祖義太夫以來の名人なりしを以て、淨瑠璃界頓に盛華を現じ、爲めに復活の氣運に向ひ、安政元年博勞稻荷社の境内東南隅の芝居に轉じ、前記の外、湊太夫・實太夫・咲太夫・筑前太夫を加へ、三味線に豊澤團平・三代廣助・吉兵衛あり、人形に玉造(當時吉田才治)等あり、何れも斯界の明星なりしかば忽ちにして稻荷文樂座の名を博せり。明治五年八月大阪府は從來興行を許可せし座摩社内二ヶ所・御靈社内一ヶ所・北堀江下通二丁目一ヶ所・會根崎新地一ヶ所・天神社内一ヶ所・上難波社内二ヶ所の芝居を同年十月を限り禁止し、但し松島遊廓に移るは勝手たるべしと指令せしが、其の上難波社内にある二ヶ

所の一は當座なり、是に於て松島に移りて松島文樂座となる。然るに明治十六年の頃にやありけん一
大敵國起れり、彦六座是れなり。其の與黨の面々は盲目の住太夫を初め、組太夫・柳適太夫・重太夫・源太夫・朝太夫等にして、舊文樂座のありし博勞稻荷社境内に一派の旗を擧げて當座と覇を争ひしも、同二十六年遂に閉座し、更に翌二十七年三月五代目彌太夫・豐澤團平・大隅太夫を筆頭に、越太夫・廣作・龍助、人形の清十郎・玉松等により再興せられて名を稻荷座と改む。團平の三絃は古今無雙と稱せられ、大隅太夫は其の聲量に於て淨瑠璃界一方の重鎮たり、殊に其の壺坂靈驗記に至りては同太夫の專賣を以て稱せられたりしかば、勢焰頗る張りて當座と相對し、一時浪華の斯界を賑はしたりしが、同座一派は永續せず、同三十一年に至りて堀江明樂座に移り、更に堀江座に轉じ、近松座に現はれしも、遂に退轉休座して今は僅に京都豐竹座に其の餘喘を保つのみとなり、當座獨り繁榮を擅にせり。當座は此の一派の現はれしに係らず春太夫・越太夫・古靱太夫其他にて興行を繼續せしが、春太夫は蓋し斯界の名人なりき。同十七年九月現在の所に移轉して御靈文樂座と呼ばれ、越路太夫・彌太夫・津太夫・呂太夫・時太夫、三味線に廣助・吉兵衛・大助・叶、人形に玉造・紋十郎・玉助等の達人あり。殊に越路太夫は長門太夫の後に於ける巨擘にして、當時大隅太夫と並べ稱せられしが、老後名を攝津大椽と改め、音聲の玲瓏、曲調の優艶を以て一世に鳴り、其の合邦ヶ辻の一節の如き古今獨歩の稱あり。加ふるに津太夫あり、其の音節の微妙にして高尚老練なる甚く斯界に推重せられ、人

形に玉造(男形)・紋十郎(女形)ありて共に其の技神に入り、三絃の廣助・吉兵衛の聊か團平に及ばざるありしも、尙ほ天下の妙手を以て稱せられしかば、勃然として文樂座の名天下に轟き、斯界の覇たるに至れり。座の經營は其の後、植村家の手を離れて松竹合名會社に移り、大正四年攝津大塚歿して其の明星を失ひしも、其餘の名手残りて妙技を競ひ、且新銳の人を加へて開場毎に大入の盛況を呈し、現に浪華名物の一たり。(木谷蓬吟氏
の調査参考)

津村別院

津村別院は本町四丁目にあり、本派本願寺の別院にして傳安阿彌作の阿彌陀佛を本尊とす。もと樓の岸にありしが慶長二年此の地に移れり。然るに當時境内狭少なりしを以て元祿七年津村南の町(家數二軒三役)淨覺町(家數九軒十三役)北渡邊町(家數十軒二十役)の内を購入擴張して再建に着手し、同年二月新始式を擧げ、同十一年十一月上棟式を行ひ、享保六年九月二尊堂成りしに、同九年三月二十一日の大火に類焼して堂宇全く烏有に歸す。依て更に南隣の町屋敷東西拾六間・南北貳拾七間の地を買収擴張して再建に着手し、同十年二月幕府より官船五百艘を寄せられて、諸方の河砂・石材を運搬し、以て市街よりは一丈の高さに築き、同十九年十月五日本堂落成せり、現在の本堂即ち是れなり。舊津村の地なるを以て津村掛所と稱したりしが、明治三十二年九月二十七日津村別院と改稱せられ、難波御堂の北にあるを以て俗に北御堂と呼び、又表御堂とも云ひ、本山より輪番を派して寺務を統轄せり。境内は六千五百九拾七坪四合を有し、本堂・庫裏・對面所・書院・白書院・玄關・小玄關・膳所・小臺所・鐘樓堂・太鼓樓・經藏・奥土藏・

北土藏・長土藏・茶所・北長屋・西長屋・玄關門・表門・南門・臺所門・裏門・學門所等相連り、外に二尊堂ありて見真大師と蓮如上人の影像を安置す、共に蓮如上人の筆なりといふ。寺境繞らすに石疊を以てし、大坂城外郭破却石材の下附を得て修造せしものなりと傳へ、壁中には塼牆を築く。外面にはもと小濠ありしが今は石蓋を覆ひて往來に使せり。規模頗る宏大にして一見宛ら小城郭の觀をなし、市中に於ける第一の佛閣なり。而して當院は元和元年の大坂陣に際し蜂須賀小六の陣營に充てられしことあり、後、境内を擴張し堂宇一層宏壯を極めしかば、清・韓使節の來朝する毎に其の旅館とせらるゝを例とせり、現に唐の間と稱する二階建唐様の一室を存するは其の遺物なり、殊に寶曆年間朝鮮正使趙明馮・副使李季修來朝の際の如きは、一行四百八拾人と共に約一ヶ月間駐宿せしといふ。明治元年正月十日征討將軍仁和寺宮御着阪ありて其の本營に充てられ、四條・五條・鷺尾・烏丸・東久世の諸卿隨從す、同月十八日仁和寺宮本營を撤せられ、同月二十二日大阪鎮臺の假營所に充てられて翌二日二日に至る。同月中旬東久世卿以下二卿當院に駐りて各國公使と折衝の事あり。翌三月先帝陛下の行在所に充てさせられて閏四月七日に至りしは後に記する所の如し。同五年五月二十八日大阪行幸の時再び行在所となりて、同月三十日午前五時御發輦あらせらるゝ、現に御殿と稱する建物は當時陛下の御し給ひし所にして、今も紀念保存せらる。同年十月露國皇孫殿下御來朝ありて、同月九日其の宿泊所に充てらる。翌六年二月より大阪府は當院内に設備して大阪病院を開き、且教授局を置きて醫學の教

授を爲し、同十二年五月一日大阪府會は議事堂の設なかりしを以て、當院内に於て會議を開きしことあり、其の他公共的の用に充てられしこと枚擧すべからず。

明治元年三月より同年閏四月に亘れる先帝陛下の大阪行幸に就ては茲に記すべきものあり、即ち其の行幸は大阪遷都の實を示し給ひたるものなることは是れなり。是れより先、伏見・鳥羽戦役の後、明治元年正月十七日大久保利通は、天下の大勢を察して有栖川總裁宮の諮詢に應じ、親征の大舉を決して先づ八幡に參詣あらせられ、進んで大阪に巡幸ありて同地に行在所を定め、以て朝廷の積弊を一洗し、外國交際を勤め、海陸軍を整備せられんことを望む旨を述べ、翌日岩倉公に向て直に大阪遷都の議を説き、岩倉公此の議に賛し總裁宮及び三條公に建言すべしと答へられしかば、同十九日更に廣澤眞臣と共に總裁宮及び三條公に謁し初めて大阪遷都の議を陳述せり。同二十三日之に關して朝議を開かれければ、利通は論述する所ありしも、衆議決する所なかりしかば、更に建言書を草して之を上れり、是れ有名なる遷都の議なり。此の破格の議論は容易に決する所なかりしも、其の議は發して御親征八幡行幸・大阪巡幸の御治定となり、翌二月二十日大阪行在所を西本願寺掛所、太政官代を東本願寺掛所と定められ、且つ供奉諸藩の人員を定めて發布せらる。行幸の公表されしは當日なれども、其の内定したるは同月九日なり。依て難波別院(即ち東本願寺掛所)へ同月十四日を以て太政官代を置かるべき内命ありしかば、同別院は法中並に各講中に談合して直に修復に着手し、同二十二日御親征係安本近江大目・早瀬兵庫・

先帝陛下
の行幸

岸本一馬の三氏蒲團四千帖を持參し(大橋路中なるを以て、
禪念寺に預け置けり)、同二十七日醍醐大納言見分として來院、同二十九日同院を太政官代とするの町觸を發し、坊城頭辨、戸田大和守・醍醐大納言諸般準備の爲めに來院あり。厩・御女中方便所・刀自部屋・湯殿等新築の坪數參百九拾壹坪五合、大工方・木挽方壹千八百四拾人、手傳方七百七拾六人を使用し、其の他座摩神社の正面に當る所に御物見を新築し、總疊替より萬端の設備を整調せり。津村別院には記録の存するものなきを以て其の詳細を知るに由なきも、行在所に充てられたるを以て是れ以上の修繕並に設備を加へたるを想察すべし。三月十五日「御親征日限御延引之所、來二十一日御發途、石清水神社御參拜、同所御一泊、二十二日守口御一泊、二十三日御着阪、其の後海軍整備觀覽可被在之旨」を仰出され、豫定の如く公卿・諸藩王等多く扈從し奉りて同月二十三日未の刻頃御着阪あらせられ、津村別院の行在所に入らせ給ひ、同時に太政官代を難波別院に置かる。隨從の有栖川宮・仁和寺宮・聖護院宮・廣幡卿・醍醐卿・萬里小路卿・鳥丸卿・岩倉卿・勸修寺卿・近衛卿・大炊卿等は南・北兩御堂に分宿せられ、其の他諸大官の宿所は詳ならず。同月二十日六日陛下には行在所を出でさせ給ひて天保山に行幸あり、薩摩・肥後・筑前・久留米・柳河・土佐・阿波・長門・藝州・加州・紀州・雲州・藤堂・尾州の艦船より成れる海軍の操練を天覽あらせらる、實に觀艦式の初なり。同四月六日には大阪城に於て各藩陸軍の操練を觀覽あり。同十一日巳の刻難波別院に臨幸、古御殿御座所の間に入御あらせられて擊劍及び奔馬天覽、引續き新御殿に於て松浦肥前

守の進講し奉れる大學三綱領、田中國之輔の孫子謀攻篇、新田三郎の三略を聽召され、申刻還幸あり。同十七日座摩神社に御參拜ありて巳の刻難波別院に臨幸、新御殿に於て福羽文三郎に古事記の進講を仰付けられ、午後は御物見臺に出御あらせ給ひて隣地座摩神社境内に於て催せる相撲を天覽あり、相撲は熊川と松瀬川の取組を初め十組にして木村寅吉之が行司たり、終りて申の刻還幸。同三十日住吉神社に行幸。閏四月朔日卯の中刻三たび難波別院に臨幸あらせらる、當日は英國公使パークス參内に付、廣間を紫宸殿に充て、上々壇正中に御帳臺を設け、中央に陛下出御の御褥を敷きまいらせ、左右に金銀彩色の獅子を置かる、中壇に凡三疊敷高さ四寸程の臺を萌黄緞子にて包み、其の上に腰掛五脚を置きて之を公使の席と爲し、公使は午半刻參内せり。其の行列は因州侯銃隊・黒田侯銃隊・英國銃隊・公使並に副使・英國銃隊・薩州侯銃隊なり。公使拜謁を終りて未刻過退出し、諸藩は之を警護して川口に送り、申刻過ぎ還幸あらせらる。是れを維新後、外國使臣に拜謁仰付けられたる嚆矢なりとす。同日市中七十歳以上の男女に米を下賜あらせらる。同日還幸の旨を仰出され、同七日京都還幸の途に就かせられ、難波別院よりは百船を備前島に廻して之を天覽に供し奉れり。今其の御駐輦あらせられたる期間を計算し奉れば、三月二十三日より閏四月七日まで前後四十四日間の長きに及べり、是れ普通の行幸に見ざる所にして、陛下の御駐輦と共に太政官代は移され、百官來集して内外諸般の政務は是れより出でければ、其の間に於ける大阪は當時の帝都にして、上記大久保利通の提議に對し、大

阪行幸 名の下に遷都の實を擧げさせ給ひしものなり。且還幸の旨を仰出されしと同時に發せられたる御沙汰中に「地の利不利は關係之最大なる儀に付、彌御勵精御誠誓に被爲基、以後屢浪華に行幸、官代をも被爲置、萬機御親裁、内外之大勢御統馭被爲遊候旨被仰出候」、又「浪華之儀は屢行幸被爲遊候に付ては、下民之困苦被爲厭、行在所・官代等追て地利御撰び御造營被爲在候旨被仰出候」と見ゆれば、此の地の利を得たる大阪に、行在所及び太政官代を新築して、御駐輦あらせらる可きの御叡慮たりしを知るべし。後の東京遷都は大阪遷都の再轉なり。

淨照坊は本町四丁目にあり、空龍山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基法圓は河内國澁川郡久寶寺村慈願寺の四世なり、本願寺蓮如法主の直弟となり、石山本願寺の邊に一寺を創立して淨照坊と號し、七世教春私費を以て本町五丁目なる淀屋个庵の地を買得して移り、檀家の協力を以て再建せしもの即ち當所なり。境内は四百坪九合を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・表玄關・經堂・土藏・藥醫門・長屋門を存す。庫裏・玄關・書院・長屋門は大正四年三月二十日落威の新築なり。

淨久寺は同町にあり、玉造山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。安滿右馬尉なるもの建武年中僧となりて了願と號し、紀伊國名草郡和歌浦に一字を建立し、天台宗明光山阿彌陀寺と號せしが、五世の住職了超眞宗に歸依し、本願寺證如法主の直弟となり、天文九年今の寺名に改め、元龜二年正月大阪玉造に移り、享保十一年更に當所に轉せり。境内は貳百九拾四坪九合九勺を有し、

淨久寺

淨照坊

本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。

光宗寺は備後町四丁目にあり、的場山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基淨誓文明年中本願寺蓮如法主の直弟となり、河内國古市郡譽田村に創立し、寛永七年三月七世乘念當所に移轉せり。境内は壹百壹坪壹合五勺を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・長屋門を存す。

龍泉寺は淡路町四丁目にあり、法雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基祐正は大坂今橋貳丁目に居住して元和二年當寺を創立し、寛永七年本願寺より寺號を附與せられ、五世誓可寶永二年當所に移轉す。然るに享保九年三月二十一日の大火に焼失せしを以て、同十九年檀家協力して之を再建せり。境内は壹百參拾參坪九合七勺を有し、本堂・庫裏・土藏・長屋門を存す。

淡路町五丁目は廣瀬旭莊の門戸を張りて子弟を教養せし所なり。旭莊は豊後日田の人、龜井南溟の子なり。昭陽の門に入り、菅茶山の塾に遊び、此の地に來りしは天保九年なり。篠崎小竹より若きこと二十六歳の後輩なりしも、常に小竹と經史詩文を討論し、小竹の養子竹陰の暴瀉病に罹りて歿するや、故舊恐れて訪はざりしを慨し、自ら往て弔辭を述べしと云ふ。小竹歿後旭莊は浪華騷壇の牛耳を執り、嘉永・安政に亘りて其の威名を放てり。人となり世故に熟し人事に通じ、事に處して迂ならず、八面應酬綽々として餘裕を存せしかば、交遊日に廣く天下の鴻儒碩學の間に涉れり。文久三年後藤松陰・藤澤東暎・中井桐園・並河寒泉の四人と共に御城入儒者を命せられしも、後之を辭し、幾ならずして病歿せり。

光宗寺

龍泉寺

廣瀬旭莊
邸址

町名及び區畫の變遷表

舊町名	町名	區畫	變遷
南本町三丁目	九番組	十九區	同治二年五月四日
同 四丁目	九番組	十九區	同 四年五月八日
同 五丁目	三番組	十九區	同 五年三月十七日改正名
本町三丁目	八番組	十九區	同 八年四月三十日
同 四丁目	八番組	十九區	同 九年九月三十日
同 五丁目	三番組	十九區	同 十二年二月廿二日
北渡邊町一丁目	三番組	十九區	同 十三年七月二日
同 二丁目	三番組	十九區	同 十四年八月廿九日
同 三丁目	三番組	十九區	同 十七年七月一日
同 四丁目	三番組	十九區	
同 五丁目	三番組	十九區	
同 六丁目	三番組	十九區	

舊町名	新町名	明治二年五月四日	同四年五月八日	同五年三月七日改定名	同日	同八年四月三日	同九年九月三日	同十二年二月廿二日	同十三年七月二日	同十四年八月廿九日	同十七年七月一日
南青谷町	安土町三丁目	八番組	〃組二番	安土町三丁目	十九區	九小區	八小區	第八分畫	●	第八聯合	第八戶長 役場
安土町三丁目	安土町三丁目	八番組	〃組二番	安土町三丁目	十九區	九小區	八小區	第八分畫	●	第八聯合	第八戶長 役場
同六丁目	同六丁目	八番組	〃組二番	同六丁目	十九區	九小區	八小區	第八分畫	●	第八聯合	第八戶長 役場
同七丁目	同七丁目	八番組	〃組二番	同七丁目	十九區	九小區	八小區	第八分畫	●	第八聯合	第八戶長 役場
同八丁目	同八丁目	八番組	〃組二番	同八丁目	十九區	九小區	八小區	第八分畫	●	第八聯合	第八戶長 役場
同九丁目	同九丁目	八番組	〃組二番	同九丁目	十九區	九小區	八小區	第八分畫	●	第八聯合	第八戶長 役場
北青谷町	御堂前町	三番組	〃組三番	御堂前町	十七區	七小區	八小區	第八分畫	●	第八聯合	第八戶長 役場
備後町四丁目	備後町五丁目	八番組	〃組二番	備後町四丁目	十七區	七小區	八小區	第八分畫	●	第八聯合	第八戶長 役場
南鍋屋町	三郎右衛門町	七番組	〃組五番	三郎右衛門町	十七區	七小區	八小區	第八分畫	●	第八聯合	第八戶長 役場
津村東の町	津村東の町	二番組	〃組六番	津村東の町	十七區	七小區	八小區	第八分畫	●	第八聯合	第八戶長 役場

舊町名	新町名	明治二年五月四日	同四年五月八日	同五年三月七日改定名	同日	同八年四月三日	同九年九月三日	同十二年二月廿二日	同十三年七月二日	同十四年八月廿九日	同十七年七月一日
中の町	中の町	二番組	〃組六番	中の町	十七區	七小區	八小區	第八分畫	●	第八聯合	第八戶長 役場
西の町	西の町	二番組	〃組六番	西の町	十七區	七小區	八小區	第八分畫	●	第八聯合	第八戶長 役場
南の町	南の町	三番組	〃組三番	南の町	十七區	七小區	八小區	第八分畫	●	第八聯合	第八戶長 役場
北の町	北の町	二番組	〃組三番	北の町	十七區	七小區	八小區	第八分畫	●	第八聯合	第八戶長 役場
淡路町切丁	淡路町切丁	二番組	〃組三番	淡路町切丁	十七區	七小區	八小區	第八分畫	●	第八聯合	第八戶長 役場
中船場町	中船場町	七番組	〃組三番	中船場町	十七區	七小區	八小區	第八分畫	●	第八聯合	第八戶長 役場
北鍋屋町	北鍋屋町	七番組	〃組二番	北鍋屋町	十七區	七小區	八小區	第八分畫	●	第八聯合	第八戶長 役場
濱町	濱町	二番組	〃組二番	濱町	十七區	七小區	八小區	第八分畫	●	第八聯合	第八戶長 役場
長濱町	長濱町	三番組	〃組二番	長濱町	十九區	九小區	八小區	第八分畫	●	第八聯合	第八戶長 役場
榎木町	榎木町	四番組	〃組二番	榎木町	十九區	九小區	八小區	第八分畫	●	第八聯合	第八戶長 役場

備考 ●印は十八ヶ町聯合なり。
○七郎右衛門町一丁目・同二丁目・榎木町となる。
○同五丁目となる。

第九聯合

(愛日尋常小學校 設置負擔區域)

平野町三丁目・同四丁目・同五丁目・道修町三丁目・同四丁目・同五丁目・伏見町三丁目・

同四丁目・同五丁目・高麗橋三丁目・同四丁目・同五丁目・今橋三丁目・同四丁目・同五丁目・北濱三丁目・同四丁目・同五丁目・大川町・横堀一丁目・同二丁目(二十一ヶ町)

本聯合は船場の内にあり、中橋筋以西、平野町以北にして、西横堀川其の西を限り、北は堂島川に臨めり。もと伏見より移り來れる伏見町(伏見にて茶屋町)・又市町・四十軒町及び平野町三丁目・同四丁目・同五丁目(以上一部)・同六丁目・同七丁目・同八丁目・同九丁目・同十丁目・善左衛門町・屋ぶた町・道修町二丁目(一部)・同三丁目・同四丁目・同五丁目・天満町(一部)・瓢箪町・高麗橋三丁目・上人町・大豆葉町・今橋二丁目(一部)・尼ヶ崎町・北濱二丁目・梶木町・拾三人町・濱四丁目・七郎右衛門町(一部)の二十九ヶ町なりしが、後、平野町三丁目・同四丁目・同五丁目を併せて平野町二丁目、同六丁目・同七丁目・同八丁目・同九丁目を併せて平野町三丁目、同十丁目及び屋ぶた町を併せて龜井町、又市町と四十軒町を併せて古手町、拾三人町と濱四丁目を併せて大川町とし、上人町を上人町・四軒町に分ち、尼ヶ崎町を尼ヶ崎町一丁目・同二丁目に分ち、北濱二丁目を北濱二丁目・過書町に分ち、七郎右衛門町を六ヶ町に分ちて七郎右衛門町一丁目及び同二丁目は本聯合の區域に屬せしかば、差引四ヶ町を減じて二十五ヶ町となり、且天満町は本天満町、瓢箪町は吳服町と改稱し、何れも北組に屬し來りしが、同二年五月四日東大組に屬し、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し、高麗橋三丁目及び大川町の外は悉く異動せり、即ち平野町三丁目の内に同二丁目の内(他の一部は城外平野町二丁目に入る)を加へて平野町三丁目、同三

西横堀川
木屋七郎右衛門

丁目の殘部を善左衛門町に加へて平野町四丁目、龜井町を平野町五丁目、道修町三丁目(他の一部は城外道修町二丁目に入る)を加へて道修町三丁目、同四丁目(他の一部は城外伏見町二丁目となる)に伏見町の内を加へて伏見町三丁目、伏見町(他の一部は城外)の殘部に吳服町の内を加へて伏見町四丁目、吳服町(他の一部は城外)の殘部を伏見町五丁目、上人町に四軒町の内を加へて高麗橋四丁目、四軒町(他の一部は城外)の殘部に大豆葉町を加へて高麗橋五丁目、今橋二丁目を兩分して其の一部(他の一部は城外)に尼ヶ崎町一丁目の内を加へて今橋三丁目、尼ヶ崎町一丁目の殘部を今橋四丁目、尼ヶ崎町二丁目を今橋五丁目、北濱二丁目を兩分して其の一部(他の一部は城外)に過書町の内を加へて北濱三丁目、過書町(他の一部は城外)の殘部に梶木町の内を加へて北濱四丁目、梶木町(他の一部は城外)の殘部を北濱五丁目、七郎右衛門町一丁目を兩分して其の一部を横堀一丁目、他の一部を同二丁目に加へて横堀二丁目と改稱せらる、依て町數は四ヶ町を減じて今の二十一ヶ町となれり。而して舊龜井町の名は天正中龜井能登守の邸に因みて其の名を爲し、舊過書町には會所町の俗稱あり。また街路の異名に淀屋小路と稱するあり、淀屋橋南詰一筋内にして心齋橋筋と渡邊筋とに通ずるものは是れなり。
西横堀川は東横堀川に對するの稱ならん、一に七郎右衛門堀の名あるは木屋七郎右衛門に關係ありしが故なるべし、其の開鑿年代は詳ならざれども、同川より分派せる阿波堀川の開鑿は慶長五年なれば同年以前ならんといふ。七郎右衛門町は西横堀川東端に沿ひ、是れ亦木屋七郎右衛門の取立てたる

淀屋與右衛門の邸址

に因みて此の名あり、木屋七郎右衛門(永瀨氏)は西横堀にて材木商を営み、寛永四年より惣年寄を勤めて其の子孫に及べり。又淀屋橋北詰は淀屋與右衛門の邸址にして、今の淀屋小路の名は此の淀屋に因み、淀屋橋は淀屋の架設に係れりといふ。又今の三体橋筋は之を桝檀木橋筋と呼び、中の島との間に桝檀木橋あり、明治十八年の洪水に流失して一時其の名を傳ふるのみなりしが、近時復た架設せらる。高麗橋三丁目に虎屋と呼べる饅頭屋あり、其の味美にして殊に久しきに互りて腐敗せざりしかば、虎屋饅頭の名世に顯はけるに、廣瀬淡窓は虎屋饅頭腐敗の七律を殘せり、一笑に値せんか。

有寄虎店龍餅者、腐敗不可食戲題

廣瀬淡窓

博得歌雲龍飲無一英々品々媚盤盃

殷勤齋寺郎鄺壁虎

珍重披來督瓦圖

萍實徒聞割似蜜

蕪心何料苦於茶

利頭眞餅還成齋

始信糟糠屬腐儒

定專坊

定專坊は平野町三丁目にあり、多聞山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明年中開基淨願西成郡草苧庄三番村に創立し、慶長元年大坂内鍛冶町に移り、元和二年更に當所に轉せり。境内は壹百六坪九合七勺を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

光專寺

光專寺は同町にあり、東山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月詳ならず、寶永元年十八代の住職官許を得て本山の掛所となり法燈を持續せしが、明治元年今の寺號に改む。境内は貳百八拾參坪を有し、本堂・庫裏・座敷・書院・玄關・鐘樓・土藏・長屋門を存す。

善行寺

善行寺は今橋四丁目にあり、松江山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基宗言本願寺顯如法主の直弟となり、天正十七年當國島下郡奈良村に於て一寺を創立し、寛永六年十二世准如法主より今の寺號を與へられ、寛永七年當所に移轉せり。境内は壹百四拾坪參勺を有し、本堂・庫裏・廊下・書院・供待所を存す。庫裏以下は明治四十二年四月二十九日落成の新築なり。

舊懷德堂

舊尼ヶ崎町一丁目は懷德堂のありし所なり。享保九年三月大坂大火の後、中井登菴は三星屋武右衛門・道明寺屋吉左衛門・船橋屋四郎右衛門・備前屋吉兵衛・鴻池屋又四郎の五名と謀りて此に校舎を建て、懷德堂と號して同年十一月其の師三宅石菴を迎へしもの實に其の起原なり。敷地は道明寺屋吉左衛門の隠居屋敷たりし所にして、表口六間半・裏行貳拾間なりしが、當時將軍吉宗力を儒學の隆興に致し、江戸新大橋に於て學問所を菅野兼山に許し、大坂にも亦た之を許可せんとするの意あり、石菴の友人三輪執齋は將軍の内旨を登菴に傳へしかば、登菴江戸に下りて事を議する前後三回、遂に公然學問所の設置を幕府に出願せしに、享保十一年六月七日許可ありて諸役を免除せられ、且東に隣れる

藏屋敷

居城所	氏名	知行高	所在地
近江彦根	井伊掃部頭直亮	三十五萬石	北濱通書町
奥州盛岡	南部信濃守利濟	二十萬石	同
伊豫吉田	伊達和泉守宗孝	三萬石	大川町

尼崎屋の敷地表口五間・裏行貳拾間の併用を許さる、依て校舎の増築に着手し、同年八月落成せしかば、舊校舎を右塾・新校舎を左塾と稱し、同年十月五日を以て開校し、石菴は學主即ち教授となりて右塾に居り、並河誠所・井上赤水・五井蘭洲は助講となりて學問所預中井登菴と共に左塾に居り、四書・書經・詩經・春秋胡傳・小學・近思錄等を講じ、謝儀は五節句前勝手次第に銀一匁又は二匁を出さしめ、貧學の徒は紙一折・筆一對にても可なりとせしかば、大坂に於ける修學隨一の所となれり。享保十五年七月石菴没し、登菴一人にて内外の諸事を擔當し、其の間五井蘭洲右塾にありて教鞭を執りしが、寶曆八年六月登菴歿して三宅春樓學主を繼ぎ、登菴の長子竹山學問所預となりしも、天明二年春樓歿しければ竹山推されて學主を兼ね、是れより中井氏の子孫世々學主と預人とを兼ね勤むること、なれり。然るに寛政四年五月の大火に罹りて校舎悉く烏有となり、幕府に其の再建を出願し、同七年七月許可と共に金三百兩を下附せられしかば、翌月より建築に着手し、下附金の外は門下有志の才覺に依り、前後七百餘兩を費して同八年六月落成せり。同月老中松平定信の大坂巡視に際し、竹山は同四日其の宿所なる上中の島松平定國の邸に案内せられて殊遇を受け、草茅危言を草して之を贈れり。翌九年八月竹山隱退し其の四子蕉園繼ぎて學問所預となりしも、享和三年を以て歿し、竹山も翌文化元年二月逝去せしを以て蕉園の弟碩果代りて立ち、竹山の弟履軒教授の任に當りしが、文化十四年二月履軒亦逝きければ、碩果乃ち學問所預を以て教授を兼ね、天保十一年其の歿するや履軒の孫たる桐園學問所預人となり、

碩果の甥なる並河寒泉教授たり。安政元年露國軍艦の大坂灣に入るに當りて、桐園及び寒泉は應接の史官を命せられ、文久三年五月廣瀬旭莊・後藤松陰・藤澤東暎の三名と共に、兩人亦御城入儒者を命せられしが、學問所は明治二年十二月に至りて廢止せらる。創立以來年を關すること百四十六、幕府の許可を受けしより百四十四年なり。廢止せられて去るに臨み寒泉は左記の詩歌各一首を其の門扉に留めしといふ、其の情の如何に切なるものありしかを察するに足らん。學問所は半ば官學たり、故に城代は學主を聘して講義を聞き、兩町奉行は其の子弟を遣はして教を受けしめ、其の最も殷盛なりしは天明・寛政の頃なり、當時竹山・履軒の門には人材輩出し、一世の文化は爲めに振起せり。天保以後漸次衰微して塾生十二三名・通學生四五十名に過ぎざりしも、創立以來連綿繼承して風教を補益し、浪華儒學史上に光彩を放ち來りし同所の影を没したるは惜しむべし。大正五年に建設されたる博物館敷地内の懷德堂は、實に同學問所を再興せるものにて、其の舊址に當れる今橋四丁目の日本生命保險株式會社は、社費を投じて其の中庭に碑を建て文を刻して之を表せり。

堂構于今百卅年 皇比狗續尙綿々 豈圖王化崇文世 席捲講帷村舍邊

並河寒泉

百あまり四十四年のふみのやとけふなかりと見かへりて出つ

懷德堂舊址碑記

懷德堂一稱大阪學問所 享保十一年登菴中井先生與同志五人始官創建于此 登菴・蘭洲・青樓・竹山・履軒・碩果・寒泉・桐

第三篇 國郡市町村志

第一章 攝津國

第一節 大阪市 東區

三八三

園話先生和綴講學 經百四十餘年至明治二年而卒 故徑絕跡者四十餘年 大正五年士人胥謀重建于東橫堀川 參古酌今絃誦

復興 於是樹石舊址 俾後人有所矜式焉

大正六年十二月

大隅 西村時彦撰

中井木菟麿書

筱崎小竹の邸址

舊尼ヶ崎町二丁目は筱崎小竹の居りし所なり、小竹は筱崎三島の養子にして本姓は加藤氏、二十歳前後にして江戸に出て尾藤二洲・古賀精里の門に遊び、歸りて此に居を占めて梅花社と號し、才氣縱横巧に人に接し詩文を能くし、一篇出づる毎に世の傳誦する所となれり。又書に巧なりしかば人争ふて之を求めしを以て、毎年其の潤筆料は六七百兩の多きに上り、儒者中の鴻池を以て稱せらるゝに至れり。頼山陽と親しみ、兩者を中心とする京坂の文壇には詩酒徵逐盛に行はれ、其の他當時の名士と交通せざるはなく、後藤松陰は山陽を師として小竹を岳父とし、其の義子筱崎竹陰・奥野小山・安藤秋里・橋本香坡は世に筱門の四天王と呼ばれ、文政・天保の頃其の盛を極めて、天明・寛政年間に於ける懷徳堂と其の盛を同じうせり。されば嘉永四年四月小竹年七十一を以て歿するや、其の葬儀の盛なる前列は已に天満の天徳寺に達せしも、後列は尙其の邸を出でざりしといふ。義子竹陰家名を継ぎしも、安政五年疫病に斃れて其の家聲全く衰へたり。

泛舟送頼子成

筱崎小竹

山陽頼外史 遊梁送流年 既受溟華水 又賞京洛山 昨日從西至 明朝向北還 爲我緩行李 和酒湖春川 江嶺錦花媚

河魚銀鱗鮮 長岳人眸近 宕峯隨指遷 別恨從流水 西辭暫黯然

捕

公

同

元弘皇祖亂如麻 誰意忠良萃一家 釐下疾風無勁草 山中晚節有黃花 東魚西鳥天心懸 前虎後狼人事差 當日攝河張障地

空令志士憶褒斜

丁丑春三月 天皇將傳位 皇太子還幸櫻町宮 從某公後得遙拜 勅賦一律

同

太平天十四十年 仙洞宮成皇位傳 草木陽春家雨露 風雷昨夜掃山川 蓬萊五色雲車出 文武千官彩仗遷 王澤綿々唯一姓

兆民長此載堯天

尊光寺

尊光寺は北濱五丁目にあり、龍冠山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌佛陀を本尊とす。開基道善天文十一年河内國丹北郡西野村に於て一寺を創立し、慶長十年四世勝順に至りて常所に移り、本願寺准如法主の直弟となりて寺號を稱せり。境内は貳百七拾貳坪壹台六勺を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・藥醫門・長屋門を存す。

株式會社大阪毎日新聞社は大川町にあり、株式會社大阪朝日新聞社と共に帝國新聞界の權威なり。其の起因を探ぬるに大阪日報に發源し、明治十年以前の創設に屬し、同十四年憲政黨新聞と改稱せらる、現在使用の發行號數は實に此の時に生まれり。當時東區今橋二丁目一番地にありしが、後同區高麗

大阪毎日新聞社

橋三丁目十二番地の東警察署跡に移り、同二十一年に至りて大阪毎日新聞と改稱し、同二十二年十二月同區大川町なる大阪簿記學校を買収して翌二十三年之に移轉せり、現在の所是れなり。其の後間もなく經營に變動を生じ、渡邊臺水氏は本山彦一・高木喜一郎の諸氏と謀り、實業家數十名を出資者として會社組織に改め、爾來諸般の設備は漸次完成せられて今日の大新聞たるに至れり。移轉當時にありては其の敷地貳百四拾壹坪五合六勺に過ぎざりしかば、忽ち狹隘を感じて同二十五年六月及び同二十九年十一月の兩度に隣地七拾四坪八勺を買添へ、新築に着手して同三十一年の春現在の三層建物を落成せり。渡邊氏逝きて高木氏之に代り、同三十年原敬氏入りて社長となり、同三十三年小松原英太郎氏其の後を承けて専ら社運の發展を圖りしも、同三十六年十一月同氏退任し、本山彦一氏の常務となるや奮勵努力以て社運を進張し、同三十九年東京市の電報新聞を譲受けて毎日電報と改題し、同四十四年二月更に東京日々新聞を譲受けて毎日電報を之に併せ、其の發行所を大阪毎日新聞社東京支店と爲せしかば、宛ら鳥の双翼を得たるが如く東西相應して勢力を展べ、大正八年三月從來の合資組織を改めて株式會社となし、其の資本も壹百貳拾萬圓に増額せられ、本山彦一氏社長となりて今に至る。然るに現在の建物は其の新築當時にありては従業員數に比して頗る廣かりしも、事業の發展に従ひて再び狹隘を感ずるに至りしかば、明治三十三年六月より隣接住宅地等の買収に着手し、同三十九年六月に至りて六百拾六坪八勺となりしも、大正三年歐州戰前に於て復た狹隘を告ぐるに至りしかば、大

正五年一月北區堂島船大工町なる劇場株式會社堂島座の敷地壹千參百坪を買収し、同八年十一月十五日地鎮祭を行ひ、今其の建築工事中なり。建物は工學博士片岡安氏の設計に係り、鐵筋混凝土五階建にして八百五拾坪四合參勺、其の延坪數參千參百六拾四坪なりといふ、竣工の曉は堅牢宏壯設備完全の新館を見るに至らん。而して堅實に發達し來れる當社は、其の發達の力を緩めずして生氣潑瀾、紙面は擴張に擴張を加へられ、大正四年十月十日より更に朝刊八頁夕刊四頁の大新聞となり、市内版と地方版に分れ、地方版は更に九州・四國・廣島・山口・岡山・山陰・北陸・奈良・和歌山・東海等に分たれ、尙、京都滋賀・兵庫縣の兩附録を増刊し、また隨時號外を發行して讀者に配布せり。政黨政派に關係なく言論公平記事健實、報道最も敏活にして、讀者は内地は勿論、滿韓・樺太・臺灣を初め世界各地に瀰漫せり。且當社は夙に社會事業・教育事業に着眼し、社内に組織せられたる慈善團の一に巡回病院を設けて可憐の病者を施療し、婦人の社會見學を催して家庭婦人の常識養成に資し、各種の講演・各種の運動を奨勵し、盛夏の候に至れば毎年濱寺公園海岸に海水浴場と水練場を設けて男女の潮浴・水練の便に供し、活動寫真班を組織して教育的映畫を携へて全国各地を巡回講演し、乗馬練習會を組織して各階級識者をして馬術を習得せしむる等の主催多きのみならず、海流調査の資料を學界に提供せんが爲め、大正二年六月以來約四ヶ年に亘り當社宛拾得通知書を入れたる數萬本の瓶を特製して、郵船會社・商船會社・農商務省航路標識管理所附屬船其他に托し、支那海・朝鮮海・日本海の隨所に投入せし

めて其の拾得通知を得たるが如き、大正八年一月一日より約二ヶ月間江州伊吹山々嶺高層氣象觀測所設置に後援して、氣象學界に新研究資料を提供せしが如き、社會公益のことに盡力せり。現在従業者は東京日々新聞と合せて一千五百餘人に上れりといふ。

緒方洪庵の
邸址

舊過書町はまた緒方洪庵の居住せし所なり。洪庵は初め三平と呼び、諱は章、字は公裁、華陰と號す、洪庵は後の改號なり。幼にして一般の武士教育を父兄に受けしが、長するに及びて學才大に秀で、十七歳の秋其の父の足守藩大坂藏屋敷留守居役に赴任するに隨從して大坂に出で、直に醫に志して洋方醫中天遊の門に入れり。學ぶこと四年、中氏所藏の翻譯書類を繕きて泰西科學の一般智識を得たるも、西洋原書に就いて學ばざれば隔靴搔痒の感あるを憾とし、江戸遊學の念鬱勃として禁する能はず、遂に父の膝下を辭して單身江戸に出で、先づ上總木更津にある舊友の家に寄食し、旁ら村閭の子弟に數學及び理學を教授し、以て學資を蓄ふるの途を開きたるは其の二十二歳の時なり。かくて漸く學資を得たりしかば、之を束修に供して坪井誠軒の門に入り、或は義眼を造り或は按摩を爲して學資を補ひつゝ、蘭書を學び、孜々として研磨すること數年にして其の塾頭となれり。當時誠軒の洪庵を愛すること父の子に於けるが如く最も懇切を極め、其の窮を憫み衣を脱して之を與ふるに至る、洪庵が他日蘭學者として成功せしもの全く誠軒の教訓に基けりといふ。誠軒の塾にあるの間其の勸めに依りて、誠軒の師宇田川棗齋の門にも出入して疑義を質せり。棗齋亦洪庵の才幹を愛し、當時其の著述中なりし

名物考の内なる度量衡編の編纂を洪庵に托せりと。江戸に在學すること六年にして誠軒の門を辭し、更に長崎に下り、親しく和蘭の大醫に就きて醫術の淵奥を極め、居ること一年にして全く業を卒業、蘭方醫及び蘭學の大家となれり。依て天保九年再び大坂に來り、居を瓦町に卜して初めて醫業を開けり、時に年二十九なり。當時長崎に於ける同窓生にして其の徳を慕ひ、遙に跡を追ふて來坂し教を乞ふもの多かりしかば、業務の旁ら私塾を開きて子弟に教授せり。然るに診療を乞ふもの日を追ふて夥しく、塾生亦風を聞いて諸國より雲集しければ、更に邸宅を此の過書町に求めて移り住し、以て病者の診療、子弟の教養に努めたり。私塾は適々齋塾といひ、略して單に適塾と呼べり、今の北濱三丁目なる緒方收二郎氏の邸は實に其の址なり。

資性清白、其の病者を治する曾て報酬の厚薄に關せず、能く誠を推して窮乏者を救ひ、且深く衛生思想の普及を圖れり。其の最も苦心せしは虎列拉病流行の撲滅と痘瘡の豫防とにあり、安政五年虎列拉病の大坂に流行して猖獗を極むるや、世人は其の何の病たるを知らず、只トンコロと呼びて日々死するもの數百名に達し、人心恟々其の堵に安する能はざりしかば、洪庵大に之を歎じ、急に業務を廢して數卷の洋書を繕き、一ヶ月を出でずして「虎狼痢治準」を著して洽く醫家に配布し、以て該病の病理・徵候及び治療の方針を示せり。之に依て初めて其の傳染の恐るべきを知り、飲食物の攝生・各自の豫防を專一と爲すに至り、爲めに同病撲滅に與つて一大偉功を奏せり。また痘瘡の蔓延甚しく、世

人の甚だ危懼を懐くに方り、辛うじて痘苗を受け、種痘の實行を奨励し、且痘苗の繼續を圖り、百方苦慮の結果、遂に除痘館を設置したるは濟世の一大偉業たらざるばあらず。種痘に關する苦心經營のことは、載せて緒方家所藏洪庵自筆の除痘館記録に詳なり、今左に採録すべし。而して其の除痘館址は、今の今橋三丁目なる緒方婦人科病院(故醫學博士緒方正清氏以來經營)のある所是れなり。

除痘館記録

嘉永二年巳酉秋、和蘭通商外科醫モンニツキ始めて牛痘苗を持渡り、長崎の小兒に種へし本邦に於ける牛痘の根始とす、是より前(後)前遊(後)侯(後)此痘の國家に益あらんことを被思召、公邊の御願被立、唐土より其の苗を取寄すべき旨を侍醫登原良策に被命、其業を以て長崎唐通詞頭川四郎左衛門に被仰付置しに、幸ひモンニツキ持渡りたるに依て、四郎左衛門己れが孫に種へ、其の苗み京和日張鼎哉に贈れり、鼎哉は其業の師にして亦四郎左衛門と懇意なりしを以て、始より此事に關すればなり、鼎哉自家の孫並親家の兒に下苗し置て急に越前に注進す、之に依て其業早速上京して京師新内に一館を設け、都下の兒に試みることに二月なり、是に於て日野葛民・緒方洪庵兩人申合せ、先づ大和屋喜兵衛を頼み、古手町に於て大和屋傳兵衛名前にて貸家借り受、之を種痘所と定め置き、同年十月晦日一小兒を携へ上京して、其業に分苗を乞ひしに、御用の痘苗私に分與し難き義なれども、種痘御用意の爲めに頼み置とせば兩全なりとて、十一月七日改めて一痘兒を携へ、鼎哉同伴にて下坂し、之を分與せり、是れ大坂牛痘種法の最初なり。(其業より葛民、洪庵、喜兵衛三人誓を立て、是唯仁術を旨とするのみ、世上の爲めに新法を弘むることなれば、向來幾何の謝金を得ることありとも銘々己れが利とせず、更に仁術を行ふの料とせん事を第一の規定とす、爾後其の美事を聞て社中に加はるものは中耕介・山田金江・原左一郎・村井俊藏・内藤數馬・山本河内・各自相二、佐々木

文中・緒方郁城なり、然るに都下惡政流布して、牛痘は益なきのみならず却て兒體に害ありといひ、之を信するもの一人も無之に至れり、茲に於て不得已頗る米錢を費し、一會毎に四五人の貧兒を雇ひ、且つ四方に奔走して之を諭し之を勸め、辛じて綿々其の苗を連續せること三四年、漸くにして再び信用せらるゝことを得たり、其の間社中各自の辛苦艱難せること敢て筆頭の盡す所にあらず、或は其の煩勞に堪へざるを厭ひ、或は其の自家の本業に妨げあるを憂ひて退社せるものは、内藤數馬已外五人なり、其社中の困苦を憐て頗る助成を致せるは天満興力萩野七左衛門・同父助左衛門と尼崎町住平瀨市郎兵衛の母となり、抑も此館を設て都下の一ヶ所に定め、普く諸醫を茲に集めて之を行はしめんとするの趣意は、其其術の猥りに眩瞶の徒の手に陥らんととを恐るゝと、其の佳苗の連續して絶ゆること勿らんことを希ふとにあり、洪庵幸に御町奉行並興方に懇家多きに依て、此の趣意を以て内願せること數十ヶ度に及び、又大和屋喜兵衛名前にて表向き願立しことありと云へども、其の新奇にして舊例無之を以て官許を得難く、空敷十年の星霜を経し内、安政五年戊午春、戸田伊豆守殿御町奉行の節、改て出席醫師より願書可差出内沙汰有之、社中山田金江のみ市中住居の名前あるを以て同人を願主とし、書附差出せしに早速御開濟に相成、同年四月廿四日三郷町中へ日連御願書出で、種痘の害なきことを懇に被諭、且種痘所は古手町一ヶ所に限ることを許されたり。(願書及び御願書は用紙に記し、且種痘所の官許を得しは大坂を始めとす)、然るに舊館手狭にて多人集合の節は雜沓甚きが故に、社中申合せ今度尼崎町一丁目一地面を買求め、本館を茲に移せり、町法有之を以て高池清之介を名前前に頼み、同家手代脇家文介を家守とす、其買得並諸等右主従の世話に依る所にして、其勤勞不少、依て之を世話方に加ふ、扱前條に擧たる退社五人の外追々死亡せる者は原左一郎・村井俊藏・日野葛民・大和屋喜兵衛・中耕介五人なり、左一郎は生前より甥家松本俊平を以て常に代勤せしめたるを以て、歿後同人代て之を嗣ぎ、葛民は養子主税之を嗣ぎ、喜兵衛は悴喜介之に代れり、俊藏・耕介兩人は嗣子無之を以て絶す、林元基は最初より補助として勤功久しきが故に、戊午の秋社中に列す、故に今存する所は社中緒方洪庵、補助高安丹山(巴未秋)、日野鼎(巴未秋)、青山董太郎

〔西醫科より〕世話方大和屋喜兵衛・高池清之介なり、各自寒暑を顧みず、雨雪を厭はずして身を碎き心を勞し、其究苦之時に當ては自ら米錢を費せることは有之といへども、更に一錢の利を私せしことなく、孜孜汲々として勉強せること今茲に十有二年、其の勤功積で今日の大成を得るに至れり、翼くば後來の諸子、越前侯の恩徳と、其策・鼎鼐の厚意とを忘るゝことなく、社中各家の苦心勞思せしことを想像し、寛慈を旨として仁術の本意を失はず、其其志を嗣ぎ玉へと云爾。

萬延元年庚申十月尼崎町除痘所創成之日

緒方洪菴 錄之

醫業は其の本業なり。然れども其の最も力を致せしは子弟の教養にあり。其の私塾を開くや從來の塾風を破りて學級制度と爲し（一級より九級に分つ）、且其の講習する所に特に醫學に止らず、洋書を修めんとする者は、何學たるを問はず又何人たるを問はず、悉く之を收容して拒まず、其の器に従て教導啓發し、注意懇到父の子に對するが如し。當時門を開きて西洋醫學を教授する者東西其の人に乏しからざりしも、學生の多數なるも學規の整備せるとに於て海内其の右に出づるものなく、英邁の聞え高かりし筑前の黒田美濃守は、江戸參觀交代に際して大阪を過ぐる時、必ず洪庵を其の本陣に招きて親しく泰西日新の教を聞き、且其の所藏せる理化學に關する新刊洋書を貸與するを例とし、佐賀の閑叟・越前の春嶽・土佐の容堂もまた其の篤學を欽慕し、何れも自藩の青年醫生の秀才を抜きて其の門に入らしめしかば、四藩の子弟常に其の門に多數を占め、足守藩主木下氏も其の成業を嘉して扶持を給與し、侍醫を以て遇せり。其の塾風は謂ゆる緒方塾風とて、塾生の多くは粗暴快活を尙び、舊來の醫家に比し

て大に其の素行風采を異にしたれども、獨立自尊の氣風は自ら其の間に胚胎せり、蓋し洪庵の目的は廣く西洋の文書を解する人を養成し、以て我が文化を鼓吹するにありしならん。育英に盡瘁すること二十有餘年、登門の子弟は前後三千餘人の多きに達し、長與專齋・池田謙齋・戸塚文海・足立寛・橋本左内・久坂玄瑞・大村益次郎・大島圭介・福澤諭吉・箕作秋坪・佐野常民・花房義質・本野盛亨を初めとして、幾多の俊才國士を輩出し、以て邦家の文化に貢獻せしは、偉大の功績なりといはざるべからず。

育英を以て自ら任せし洪庵は、また翻譯に筆を呵して醫書の著述尠からず、就中病學通論の如きは當時唯一の病理學書として珍重せられ、有名なる扶氏經驗遺訓の譯述と、同氏遺戒の抄纂とが、本邦醫學の發達並に醫風の向上に裨益するの甚大なりしこと亦疑ふべからず。蘭書に精通し難文の解釋を得意とせしが、其の翻譯に當りては決して原文の字句に拘泥せず、専ら其の要を摘み其の意を瞭かにするを本旨と爲し、病學通論及び扶氏醫戒の章句の如き最も簡にして明なるものなり。平素温厚篤實の君子人たりしに拘らず、一旦文筆に臨むときは豪膽磊落議論常に人を驚かし、翻譯草稿の添削等決して原書を見ることなく、直に筆を下して努めて文字を平易にし、辭書類の詮議は無用なりと門生を戒めたりといふ。福澤諭吉の著せる諸書の辭句平易なりしは、其の衣鉢を襲へるものならん。

大阪にありて専ら子弟の教養と衛生思想の普及に盡瘁せし洪庵の名は年と共に益高かりしかば、文久二年遂に幕府の徵す所となれり。しかも第二の故郷たる大阪を去りて心血を注ぎし育英の業を捨つ

るは其の忍びざる所なるを以て、育英中絶の意なきと身體の虚弱なるの故を説きて固辭して應せざりしも、徵命再三に及びければ遂に已むを得ず命に應じ、同年八月單身大坂を辭して江戸に移れり。其の大坂を去るの如何に心苦しかりしかは、當時長崎に遊學せる其の子平三(惟)及び城二郎(孝)の二人に贈りし書簡中に、「子孫の爲めに討死の覺悟云々」の語ありしと、出發の日其の畫像に題せる「よるへそとおもひしものをなにはかたあしのかりねとなりけるかな」の詠を見ても洞察するに餘りあり。其の江戸に至るや奥醫師法眼に任せられ、兼て醫學所頭取を命せられて醫學所頭取屋敷に住せり。醫學所は安政四年蘭方醫を以て江戸に門戸を樹つるもの八十餘名協力して種痘所を設置し、諸醫相會合したりしも、萬延元年幕府之を官に收め、翌年西洋醫學所と改稱し、洪庵を徵して之が頭取となし、以て初めて學科を設け規則を立てしものなり。洪庵頭取となりて醫生を教育せる其の方法等は全く大坂に於ける適塾に同じかりしといふ(醫學所は洪庵の歿後松本順之を繼ぎ、維新の際朝廷之を收めて再興し、明治二年洪庵の嫡孫の起原(作)の起原(作)の院長たりし下谷舊麻堂邸に設けたる大學院に合して醫學校兼病院と爲し、以て東京帝國大學醫學部)。翌年大坂の家族を招きて同棲し、和宮及び天瀧院の治療掛を命せらる、幕府の洪庵に信頼するの深く、且之を重用せしを知るべし。

是れより先、身體に違和あり、咳嗽頻りに發するも病を推して職務に従事せしが、初夏の頃たまたま江戸城西丸に火災あり、徹夜奔走して強く疲勞を感せしも、尙ほ能く其の天職を守りて公邊の奉公と子弟の教育を怠ることなかりしが、一日書齋に於て書見せるの際、卒に多量の咯血ありて遂に起らず、溘焉として逝去せり、時に文久三年六月十日春秋五十四歳なり。江戸にあること僅々十ヶ月に過ぎず、遺骸を駒込光林寺に葬り、華陰院殿前法眼公裁文肅居士と諡し、碑銘は佐野常民之を撰せり。夫人八重子は攝州有馬郡名鹽村の醫師億川百記の女にして、中氏の媒介たり、淑徳の譽高く、洪庵が育英の偉業は夫人内助の功與りて大なりといふ。明治十九年二月、五十六歳を以て大阪に歿す。同の人との間に六男・七女あり、三男惟準家を嗣ぎ、傳へて其の子銈次郎氏に至る。一門同族繁榮隆昌を極め、また能く其の遺業を守り、醫學博士あり醫學士あり獨逸ドクトルたるあり、今の新町四丁目の緒方病院及び今橋三丁目の緒方婦人科病院は、共に同族の經營する所なり。而して洪庵の醫界及び教育上に貢獻せし遺勳は認められて、明治四十二年六月八日從四位を追贈せらる。

町名及び區畫の變遷表

舊名	町名	名	明治二年 五月四日	同四年 五月八日	同五年三月 七日改正名	同日	同八年 三月五日	同九年 三月五日	同十二年 二月廿日	同十三年 七月二日	同十四年 八月廿日	同十七年 七月一日
平野町三丁目												
同	四丁目	平野町二丁目										
同	五丁目	七番組										
同	六丁目	を組三番										

舊町名	町名	明治二年五月四日	同四年五月八日	同五年三月七日改正	同日	同八年四月三日	同九年九月三日	同十二年二月廿二日	同十三年七月二日	同十四年八月廿一日	同十七年十月一日
同 七丁目	同 三丁目	七番組	九組三番	平野町三丁目	十五區	一六區	九一區	第九分畫	●	第九聯合	第九戶長役場
同 八丁目	同 三丁目	七番組	九組三番	平野町三丁目	十五區	一六區	九一區	第九分畫	●	第九聯合	第九戶長役場
同 九丁目	同 三丁目	七番組	九組三番	平野町三丁目	十五區	一六區	九一區	第九分畫	●	第九聯合	第九戶長役場
善左衛門町	二番組	を組三番	同	四丁目	十五區	一六區	九一區	第九分畫	●	第九聯合	第九戶長役場
平野町十丁目	龜井町	二番組	を組三番	同	十五區	一六區	九一區	第九分畫	●	第九聯合	第九戶長役場
屋ぶた町	龜井町	二番組	を組三番	同	十五區	一六區	九一區	第九分畫	●	第九聯合	第九戶長役場
道修町二丁目	七番組	を組二番	道修町三丁目	同	十五區	一六區	九一區	第九分畫	●	第九聯合	第九戶長役場
同 三丁目	七番組	を組二番	道修町三丁目	同	十五區	一六區	九一區	第九分畫	●	第九聯合	第九戶長役場
同 四丁目	七番組	を組二番	同	同	十五區	一六區	九一區	第九分畫	●	第九聯合	第九戶長役場
又市町	百手町	二番組	を組二番	同	十五區	一六區	九一區	第九分畫	●	第九聯合	第九戶長役場
四拾軒町	百手町	二番組	を組二番	同	十五區	一六區	九一區	第九分畫	●	第九聯合	第九戶長役場
天満町	本天満町	六番組	を組三番	同	十五區	一六區	九一區	第九分畫	●	第九聯合	第九戶長役場

町名	番組	組	丁目	區	小區	分畫	聯合	役場
伏見町	一	三	三丁目	十五	一六	九一	第九	第九聯合 第九戶長役場
孤篁町	一	三	三丁目	十五	一六	九一	第九	第九聯合 第九戶長役場
高麗橋三丁目	一	三	三丁目	十五	一六	九一	第九	第九聯合 第九戶長役場
上人町	六	三	四丁目	十三	一六	九一	第九	第九聯合 第九戶長役場
上 人 町	六	三	四丁目	十三	一六	九一	第九	第九聯合 第九戶長役場
四軒町	一	三	四丁目	十三	一六	九一	第九	第九聯合 第九戶長役場
大豆葉町	一	三	五丁目	十三	一六	九一	第九	第九聯合 第九戶長役場
今橋三丁目	六	三	三丁目	十三	一六	九一	第九	第九聯合 第九戶長役場
尼崎町一丁目	六	四	三丁目	十三	一六	九一	第九	第九聯合 第九戶長役場
同 二丁目	一	四	四丁目	十三	一六	九一	第九	第九聯合 第九戶長役場
北濱二丁目	六	一	三丁目	十三	一六	九一	第九	第九聯合 第九戶長役場
北濱三丁目	六	一	三丁目	十三	一六	九一	第九	第九聯合 第九戶長役場
過書町	六	二	四丁目	十三	一六	九一	第九	第九聯合 第九戶長役場
梶木町	一	二	五丁目	十三	一六	九一	第九	第九聯合 第九戶長役場

舊名	改正名	明治二年 五月四日	同四年 五月八日	同五年三月 七日改正名	同日	同九年 三月五日	同十二年 二月廿一日	同十三年 七月二日	同十四年 八月廿九日	同十七年 七月一日
拾三人町	大川町	一番組	九組二番	大川町	十三區	一六區 九小區	九小區	第九分區	第九分區	第九分區
濱四丁目	大川町	一番組	れ組一番	横堀一丁目	十三區	一六區 九小區	九小區	第九分區	第九分區	第九分區
七郎右衛門町	同	二丁目	二番組	れ組一番	同	二丁目	十五區	一六區 九小區	九小區	第九分區
七郎右衛門町	同	二丁目	二番組	れ組一番	同	二丁目	十五區	一六區 九小區	九小區	第九分區

備考 ●印は廿一ヶ町聯合なり。

玉造聯合

(玉造尋常小學校
設置負擔區域)

本聯合は杉山町の南にあり、法圓阪町・寺山町・空堀一丁目・宰相山町・木野町等は其の西より南を擁し、東は猫間川を以て東成郡中本町に界し、難波岡陵の北部東側に沿へり。

東雲町一丁目・同二丁目・同三丁目・仁右衛門町・岡山町・玉造町・東阪町・玉堀町・

北國分町・八尾町・半入町・元伊勢町・左官町・越中町・紀伊國町(十五ヶ町)

此の十五ヶ町の地は、もと東成郡の内にして玉造といひ、一に玉作岡とも呼び、難波に於ける舊地なれども往時の沿革詳ならず。書記通證は仁賢天皇六年秋九月の條に「難波玉作部(鯉魚女)」と見ゆる玉作部の遺跡なりとせるも、姓氏録右京神別に玉作連あり、即ち「忘玉作高魂命孫天明玉命之後也、天津

彦火々瓊々杵尊、降幸於葦原中津時、與五氏神部陪從皇孫降來、是時造作玉璧以爲神幣、故號玉祖連、亦號玉作連」と見ゆれば、玉造の地名は蓋し此の玉作氏又は玉作部の居りし所なるより起れるの稱ならん。往古は玉作の文字を用ひしが、後、玉造の文字に改めしといふ。豊臣氏時代に於ける大坂城三の丸の内なり。もと伏見より移れる國分町・柏木町・左官町・上清水町・伏見坂町(北組南組所屬にて)及び大和橋町・西伊勢町・丸葉町・八尾町・半入町・揚屋町・越中町二丁目・同三丁目・同四丁目・紀伊國町・平野口町・稻荷新町・禰宜町・木綿町・稻荷中の町・撞木町・稻荷門前町・笠屋町・稻荷下清水町・仁右衛門町・大路町の二十七ヶ町たりしが、木綿町は上木綿町、笠屋町は岡山町、稻荷下清水町は下清水町、越中町四丁目と大路町とは合併して菱屋町と改稱せられ、伏見坂町の北組に屬する分は元祿十五年閏八月二十一日道頓堀南裏なる西成郡高津村字髭剃に移りて元伏見坂町となりたる爲め、二ヶ町を減じて二十五ヶ町となり、各町中、國分町・西伊勢町・丸葉町・八尾町・半入町・揚屋町・越中町二丁目・同三丁目・紀伊國町・撞木町・岡山町・仁右衛門町・菱屋町(同町は合併以前より北組なり)の十三ヶ町は北組、柏木町・左官町・上清水町・伏見坂町・大和橋町・平野口町・稻荷新町・禰宜町・上木綿町・稻荷中の町・稻荷門前町・下清水町の十二ヶ町は南組に所屬したりしが、明治二年五月四日東大組に屬し、同三年九月平野口町・稻荷新町・禰宜町・上木綿町・稻荷中の町・上清水町・撞木町・稻荷門前町・岡山町・伏見坂町・下清水町・仁右衛門町・菱屋町の十三ヶ町は南大組に轉じて、殘れる十二ヶ町のみ東大組たり。同五年三月十七日町名

の分合改稱あるに際し、大和橋町・同國分町・同西伊勢町の三ヶ町を除くの外はまた悉く異動せり、即ち丸葉町と八尾町を併せて八尾町、半入町に揚屋町の内・柏木町の内を加へて半入町、左官町に揚屋町の残部・柏木町の残部を加へて左官町、越中町二丁目と同三丁目の内を加へて越中町、同三丁目の残部を紀伊國町に加へて紀伊國町、稻荷新町・平野口町に禰宜町の内を加へて東雲町通一丁目、禰宜町の内・上木綿町の内・稻荷中の町の内を併せて東雲町通二丁目、上清水町・撞木町に上木綿町の残部を加へて東雲町通三丁目、禰宜町の残部に稻荷門前町の内・岡山町の内を加へて禰宜町、岡山町の残部に稻荷門前町の残部・稻荷中の町の残部を加へて岡山町、伏見坂町と下清水町を併せて東阪町、仁右衛門町(一に日向町といふ)と菱屋町を併せて仁右衛門町と改稱せり、依て町数は十ヶ町を減じて十五ヶ町となる。其の所屬地にもまた異動せるものあり、即ち半入町の玉造稻荷社は、明治四年五月八日にはり組二番の所屬地たり。然るに翌六年十一月十七日其の東・南兩大組に屬する十五ヶ町を合併して一村を作り、西玉造村と改めて東成郡に編入せられしかば、久しく大阪市街に其の名を列せし各町は其の名を没して字地となり、村は郡部に屬し來りしが、同二十二年四月一日町村制の施行に際し、同村及び玉造村は、其の當時に於ける同一戸長役場の管理區域に屬し、地形民情合併を便とするのみならず、人家楡比して商工業者多く、儼然たる市街を爲して古來著名の地なるに依り、兩村を合併して一町を設け、玉造町と名づけて其の大字となりしが、同三十年四月一日復た大阪市に編入せられたり。

町名及び區畫の變遷表

舊名	町名	區名	變遷	日	備考
大和橋町	東大組 廿六番組	東大組 東大組	同	同	同
國分町	同 廿六番組	同 東大組	同	同	同
西伊勢町	同 廿六番組	同 西伊勢町	同	同	同
丸葉町	同 廿六番組	同 丸葉町	同	同	同
八尾町	同 廿六番組	同 八尾町	同	同	同
半入町	同 廿六番組	同 半入町	同	同	同
揚屋町	同 廿六番組	同 揚屋町	同	同	同
柏木町	同 廿六番組	同 柏木町	同	同	同
左官町	同 廿六番組	同 左官町	同	同	同
越中町二丁目	同 廿六番組	同 越中町	同	同	同
同 三丁目	同 廿六番組	同 同	同	同	同
紀伊國町	同 廿六番組	同 紀伊國町	同	同	同

舊町名	町名	明治二年 五月四日	同四年 四月八日	同五年三月 七日改正名	同日	同六年七月 廿七日	同八年四月 十五日	同十年十一月 六日	同十二年二月 廿二日	同十三年七月 二日	同十七年七月 一日
平野口町	同	廿六番組	南大組 七組三番	同	同	同	同	同	同	同	同
稻荷新町	同	廿六番組	同	南大組 東雲町通一 丁目	同	同	同	同	同	同	同
福宜町	同	廿六番組	同	同	同	同	同	同	同	同	同
木綿町	同	廿六番組	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上清水町	同	廿六番組	同	同	同	同	同	同	同	同	同
撞木町	同	廿六番組	同	同	同	同	同	同	同	同	同
稻荷門前町	同	廿六番組	同	同	同	同	同	同	同	同	同
笠屋町	同	廿六番組	同	同	同	同	同	同	同	同	同
稻荷中の町	同	廿六番組	同	同	同	同	同	同	同	同	同
伏見坂町	同	廿六番組	同	同	同	同	同	同	同	同	同
稻荷下清水町	同	廿六番組	同	同	同	同	同	同	同	同	同
仁右衛門町	同	廿六番組	同	同	同	同	同	同	同	同	同
越中町四丁目	同	廿六番組	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大 路 町	同	廿六番組	同	同	同	同	同	同	同	同	同

茲に再び大阪市に編入せられて東區に屬し、玉造大字西玉造と稱せしが、全三十三年四月一日從來の名稱を廢し、舊徳川幕府時代より各町の外に代官支配たりし吉右衛門肝煎地即ち清堀村飛地の各町間に錯落するものありしかば、之を本地上に按排して再び町名を設定せり。即ち字東雲町一丁目・同東雲町壹丁目の反別貳町八反六畝拾九步を區域として東雲町一丁目、字東雲町二丁目・同東雲町貳丁目の反別參町壹反貳畝貳拾七步を區域として東雲町二丁目、字東雲町三丁目・同東雲町參丁目の反別肆町壹反壹畝貳拾七步を區域として東雲町三丁目、字仁右衛門町及び清堀の内字泥堂東裏を併せたる反別四町參反五畝貳拾貳步を區域として仁右衛門町、字岡山町の反別貳町六反貳拾壹步を區域として岡山町、字福宜町に清堀の内字將監山を併せたる反別壹町九反八畝拾參步を區域として玉造町、字東阪町に清堀の内字稻荷山を併せたる反別貳町七反壹畝貳拾七步を區域として東阪町、字大和橋町に清堀の内字タンボの内堀割以北を併せたる反別四町壹反四畝七步を區域として玉堀町、字國分町・同國分町裏・同國分町東裏の反別壹町四反七畝九步を區域として北國分町、字八尾町の反別壹町六反七畝を區域として八尾町、字半入町の反別貳町參反貳畝拾九步を區域として半入町、字西伊勢町・同西伊勢町南裏・及び清堀の内字伊勢町南裏・同左官町北裏を併せたる反別貳町壹反四畝貳拾七步を區域として元伊勢町、字左官町・同左官町に清堀の内字石置場を併せたる反別貳町九反五畝壹步を區域として左官町、字越中町の反別壹町八畝貳拾九步を區域として越中町、字紀伊國町の反別壹町七反貳拾四步を區域として紀伊國

町と改稱せり、現今の各町是れなり。此の新町名を、明治五年三月十七日改正の町名に對比するとき、玉造大和橋町及び同瀬宜町の名を没して、玉堀町と玉造町の名新に起り、且國分町の北國分町、西伊勢町の元伊勢町となりたるのみにて町數には異動なし。而して舊清水町は玉造清水に因みて其の名を爲し、舊瀬宜町は玉造稻荷社所屬瀬宜邸の所在なりしを以て此の名起り、越中町は細川越中守の邸宅ありしより其の名を得ふ、越中町に井戸辻あり、越中井戸のあるに依れり。坂路に鍵屋坂あり、相殿坂あり、ほくち屋坂あり、ほくち屋坂は一に伊勢屋坂と呼び、紀伊國町通なり、伊勢屋と云へるほくち商の住せしより此の名ありと。ほくち屋坂の中邊より南に入るは地藏小路にして、地藏尊現存せり。もと地藏坂に對する坂の北側より北に入り西に廻り南に折れて今の廣小路町に出でし小路あり、其の名を石小路と呼びて地藏小路と共に舊志等にも見えしが今はなし。

猫間川は市の東端たる玉造各町唯一の水利にして、天明年間玉造伊勢町の人平野屋利兵衛が私費を以て之を浚渫せしは、篤志の擧と云はざるべからず。以來年と共に放棄して顧みられざりしかば舟行を害し、自然商業の不振を招き町々の衰微を來せり。依て之が浚渫を出願せしに天保九年五月官費を以て起工せられしを以て、市民競ふて助力し玉造二軒茶屋より下流長さ八百參拾八間・幅五間を浚渫せり。然るに川筋の浚渫のみにては玉造町一帯の便宜を爲すに足らずとなし、官費及び寄附の人足を以て同川に流出する玉造在來の下水道を幅五間に取擴げ、大和橋の上流より稻荷中の町に至る迄延長參

猫間川

猫間川入江

百拾參間を開通せしもの今の猫間川入江是れなり。當時幕府は猫間船三十艘を許可し、無役無運上の特典を與へて之を保護せしといふ。然るに今は淤塞して復た舟の通行を妨げ、猫間川入江も漸次埋立てらる、惜むべし。

細川越中守の邸址

越中町は細川越中守忠興邸のありし所にして、町名は是れより起り、夫人明智氏は此の邸に自殺せり。秀吉在世の時より諸侯の妻子は大抵皆大坂にありしが、慶長三年八月十八日其の薨するに及び、家康の聲望隆然として起り、豊家との間風雲の急を告ぐるものあり、同五年七月家康は上杉景勝を征せんとして出發するや忠興之に従ひ、告別の和歌を夫人の許に寄せて出陣せしが、石田三成等は諸侯の妻子を城中に收めて質と爲さんと欲し、先づ使者を此の細川邸に遣はして夫人に入城を勸むること數回に及びしも、夫人之を拒みて従はざりしかば、十七日夜兵を以て之を強うるに至れり。是に於て夫人は忠興及び長子忠隆に宛てたる二通の遺書を認め、之を侍女の霜及びおくと云へる二人に與へて潜に邸を出でしめ、從容姿勢を正し上着の襟を寛げて覺悟せしを、家臣小笠原秀清薙刀を以て介錯を加へ、秀清以下數名火を放ちて之に殉せしといふ。其の邸址には今尙越中井を存せり。

なびくなよわかませ垣の女郎花男やまより風は吹くとも

忠興

ちりぬへき時知りてこそ世の中の花も花なれ人も人なれ

同夫人

稻荷神社

稻荷神社は半入町にあり、稻倉魂命・下照姫命・稚日女命・月讀命・軻遇突智命を祀れり。もと豊

津稻荷大明神又は姫の社とも稱せり。姫の社といへるは下照姫を祀れるより起り、豊津稻荷大明神と稱せしは、祭神稻倉魂命は伊勢外宮の豊御食津神と異名全體なるを以て、豊御食津を中略せしものならん。難波に於ける舊社にして、垂仁天皇十八年の創建なりといふ。往古は下照姫命・稻倉魂命を一社に祀りしが、後更に二社を造營して稚日女命・月讀命を其の一社に祀り、軻遇突智命を他の一社に祭りしかば三社となりて、下照姫命・稻倉魂命を上の社、稚日女命・月讀命を中の社、軻遇突智命を下の社と呼べり。降て建武年間に至り兵亂の巷となりければ、神躰を奉じて和州に避け、亂定の後移りて栗岡山高神といへる所に社殿を造營して之を一社に祀り、爾來稻生五幸大明神と改稱せりと。栗岡山高神の地は、今の社地より十町未申の方にして田圃の中に其の字地残り當社の抱所なりと攝津名所所圖會に記すれども、今其の何れの所なるか詳ならず。然るに天正四年の兵燹に罹りて社殿舊記共に焼失しければ、慶長八年豊臣秀頼は片桐東市正・加藤左馬介を奉行として之を再興せしも、元和元年の役に復た悉く焼失し、同五年に至り大坂城代内藤紀伊守資料を寄附して之を再興し、其の後在番城代初の諸家、並に氏子、及び四方信徒の力を得て、寛永八年更に社殿を造營して遷宮したるもの即ち現在の社地是れなり。社地は高低宜しきを得ざるものありけん、寛政元年七月三日當社の寄進砂持を嵩高に致す間敷、且之に事寄せて異説を申觸間敷旨を達し、同八月七日の町觸にも玉造稻荷社地の地上に事寄せ、砂持と唱へ土を荷ひ候もの共美服を着し其の外夜分挑灯數多ともし云々の文字見え、安政

三年五月十四日の達にも、近々玉造稻荷社北谷町拜所等地上砂持相願候に付云々と見ゆれば、前者は社地の地上を爲し、後者は北谷町にありし拜所の地上を爲したるを知るべし。安政四年十二月二十二日市中繁榮の爲め、當社境内にも操座・淨瑠璃・説教等の内、新規興行を差免せらる。然るに文久三年十一月の大火に際しまたく類焼の厄に遇ひしかば、明治四年産地有志の協力を以て社殿を營み、同四十五年五月氏子及び崇敬者の寄附金を以て拜殿を造り、大正元年十月更に石造の大鳥居を門前に建設し、同三年六月末社の改築及び地域の擴張を爲せり。社は玉造の産土神にして、往時は三十六人の社家之に奉仕し、其の邸舎のありし所は舊禰宜町にして、同玉造稻荷町・同稻荷門前町等の名も當社に因り。豊臣氏の時には大坂城の鎮守として社領五百石を寄せ、徳川氏に至りても城代・定番の崇敬厚く其の寄附に係れるもの少からず。且秀頼再興以來の公私奉納の文書短冊等を社庫に藏したるも、文久三年の類焼に失ひ、僅に残りしものも明治維新後の混亂に紛失散亂したるは惜むべし。明治五年郷社に列し、同三十九年十二月神饌幣帛料供進社に指定され、同四十年三月二十一日清水谷東之町字新山(今の清水谷高)の無格社稻荷神社(宇賀御魂神)を合祀せらる。合祀せられたる同稻荷神社は、寛政十一年二月大坂城代松平伊豆守の勸請せしものなり。境内は壹千九拾參坪を有し、本殿を初め幣殿・拜殿・舞殿・神輿庫・社務所・納家・土藏等相駢び、皇太神宮社・春日神社・住吉神社・天満神社・嚴島神社・大國主神社・八阪神社・天御中主神社・八幡宮社・事平神社・水天宮社・猿田彦神社・惠比須神社・相殿社(二)等の

諸末社は四圍に散點せり。白龍池は社側にあり、一に觀世音影向池とも呼び、白龍の觀音を頂きて出現せし所なりと傳へ、旱天に雨を祈れば必ず靈驗ありとなん。社後の舞臺は高崖に臨み、攝・河の平野を隔て、生駒・飯盛の連山を眺め、展望廣濶にして風光の美いふべからず、脚下は直に玉造江の昔を憶はしむ。氏は半入町・岡山町・左官町・玉造町・仁右衛門町・紀伊國町・八尾町・元伊勢町・越中町・北國分町・玉堀町・東阪町・東雲町一丁目・同二丁目・同三丁目・寺山町・廣小路町・内久寶寺町一丁目・上本町一丁目・清水谷東之町・同西之町・空堀通三丁目・南玉造町・中道川西町・中道黒門町・中道唐居町・南區上本町二丁目・同三丁目にして、例祭は十月十五日なり。

玉造稻荷祠晚眺

時田雲巖

漢々黃雲接翠微 平郊十里帶殘暉 叢祠秋晚遊人少 只見老農荷稻歸

同社の附近は明治維新後までは稻荷山と呼ばれて樹木鬱茂し、其の北東に接する七百三十二番地、同七百三十四番地に至れる今の加藤某の邸は、梅の薬師のありし所なり、石薬師を本尊とし境内に多くの紅梅ありければ、開花の候には風艶斜ならざりしといふ。もと大和郡山藩主柳澤家の寄附に成れる建物ありて同家祖先の位牌を安置せしが、東成郡半野郷町大字西脇長寶寺の三十三代慈源大姉の同寺住職となりて當坊より移るに及び、之をも同寺に移せり、今は同長寶寺の庫裏の一隅となれるも、尙其の位牌及び丈六寸許の釋迦如來の像は安置せらる、されば當時梅薬師は尼僧の住せし所ならんか。

稻荷山
梅薬師の址

阿波十郎兵衛の舊棲地

雨奇晴好樓
佐々木春夫

又同社の南東に接する岡山町佐々木計次郎氏の邸内北西部なる舊稻荷門前町の高地は、院本によりて名高き阿波十郎兵衛の舊棲地なり、一説に其の舊棲地を伊勢町の字南裏舊吉右衛門肝煎地とせるは誤れり。當時素性の分明ならざる流浪の者ありて、同氏の邸内にありし貸家を借りて之に住せしが、是れ院本に物せられたる阿波十郎兵衛なりと。其の貸家は後朽廢して蛇蝎の巢窟となりければ取拂はれ、同人が同家に差出せし借用證文のみ残りて同家にありしと云へと、是れ又文久三年の類焼に焼失して今はなし。

雨奇晴好樓は佐々木氏の邸内にあり、當主計次郎氏の令室秀子の祖父に當れる佐々木春夫の書齋なり。春夫は文政元年十月十三日を以て生れ、松次郎・楢太郎・小兵衛・小彌太・源三源三は誤なり・太郎等の名あり、萬屋源三を以て通稱せらる、萬屋は屋號なり。初め義綱と名乗り後義典と改む、春夫は其の専ら學問の方面に用ひたる名にして、字は子魁・東郷と號し、鶴舎・菅之家・濱木棉園・名越岡隠士等の別號あり。其の先は宇多源氏に出で、豊臣氏の頃江州より此の地に移住し、春夫の曾祖母寒子に至りて大に繁昌して富豪となり、諸侯への貸出を爲せり。故に俗に同家を萬塞と呼ぶ、萬屋寒子の略なり。春夫の父は保良といひ、青蓮院宮に仕へて中小姓格たりしが、後致仕して紀州藩に仕へ、同藩にては臺所御用を承れる金方たり。春夫は父の後を承けて富家の主人と爲り、家業を繼承すると共に一面文學の人たり。大鹽中齋に就て漢學を學び、夏目靈麿に從て國學を習得し、加納諸平の門人にして、伴林光平等とは相弟子なり。天保八年大鹽中齋の騒亂起るに及び、師弟の關係あるの故を以て咎を蒙り、將に

關所に處せられんとせしも、豫て親密の間柄なりし東町奉行跡部山城守良弼の取做しに依りて無事なるを得たり。是より家を其の長子桐輔(當時)に譲りて隱栖し、同好の文士と交り専ら文學に耽り、終日机に憑りて思を凝らし筆を離せしことなかりしといふ。近藤芳樹は交遊の一人にして爲めに雨奇晴好樓の紀を作りて之を贈れり。國學者特に歌人として一家をなし、紀州藩に召されて其の學所總裁となり、又淀藩へも召されて同藩邸に出入せり。性義侠に富み、天保九年玉造の猫間川入江開鑿の學あるや、資を捐て町民を促して之が工事に盡し、或は學者を扶掖して其の業を遂げしめ、一面志士と交際を厚くして、吉村寅太郎・平岡武夫・伴林光平等の如きも其の家に出入せり。光平は諸平門下の相弟子なるを以て特に親しかりしが如し。光平の山陵の荒廢を慨きて之が調査探究に當るや、深く其の學を贊して之に其の資を與へしのみならず、文久三年三月寅太郎・光平等の中山忠光卿を奉じて義を大和に唱へたる天誅組の學にも關係せり。勿論巨富を擁して眷族の關係廣く萬一の場合を顧慮せざるべからず、境遇は自然其の輕學を許さざりしを以て表面上には現はれざりしも、裏面に於て資を抛ちて之を援け之を勵したるは、亦隠れたる勤王家なりと云はざるべからず。事敗れて光平の刑死後は、其の子芳林を引取りて之を庇護せり、其の情の厚かりしを見るべし。明治の聖代になりて宮中歌所御用掛出仕の内命を受けたることあるも、世事に關するを厭ひ老齡の故を以て之を辭せしが、明治二十一年十一月二十七日七十三歳を以て歿せり。小橋寺町の全慶院に葬り、梅有院眞譽鶴山淨機居士と諡號す。

左に掲記せるは同家に所藏せる吉村及び伴林より春夫に送りし書面、並に其の遺詠の二三なり、以て其の歌學に造詣の深かりしと、志士との關係ありし一斑を知るに足らん。但し光平の手紙に姓名の所なきは、同家にて關係漏洩の双方に不利なるを慮りて剪除せられたるものなり、其の他にも關係書類にして廢棄せられたるもの少からずといふ。

吉村寅太郎の書面

呈寸楮候、秋氣申備候處、愈切安全に被爲渡奉賀候、誠に過日に伴林・尖戸杯罷出大に御慮被下候段奉多謝候、右御禮且餘に御尋申上度筋も之推参可致存候處、どれか帶刀之もの排参に御不工面之よしに付以馬札得御意候、何方にても御面會相成候様御心配之上此ものへ御答奉希上候、書外拜願之上可申達候 恐惶謹言

八月一日

土藩

吉村寅太郎

佐々木源藏様

侍史

尙々僕旅宿は長堀屋敷之堀江五丁目掃磨屋勘衛方に而御座候

伴林光平の書面

益御機嫌よく御座候や、扱君公昨廿日天の川辻迄着御、即御本城に相定申候、尤所柄にて大屈覺千早にも三倍せる要害の地也、五條代官下皆々奉尊命昨今十八村も参り、高取城へは那須眞吾使に参り候處、今朝歸來、即長宿三十筋・高三十挺玉薬とも、米百石・乗馬二匹馬具とも献上相成申候間、五條代官下一同へ御禮達之爲、

今度此表發向之趣は、近來攘夷被仰出候へ共土地入民を預り候者等專己之馳奔之爲めに御民を害し候上、却而攘夷の氣慮

か妨候族多く、且近日御親征被仰出候取調之爲にて、既に當地代官尤甚者故に加誅戮候、已後五條代官下天朝御直の御町に候間神明を敬し君主を重し候國体を可致拜承候、此度本に歸候御祝儀として今年御年貢半分御免被成候、已後賦稅之事手輕に致度候へとも猶業奏問候上沙汰可致候事、

右之旨小民に至る迄不洩申聞雖有拜戴仕忠勤可致候可有之候

右之赴にて大に尊命奉戴之色盛に相成日々忠士も附屬に相成申候、就ては自然思召も有之候は、被仰聞度、又金にても武器にても御献上に相成候は、實に妙、但し是は強て申上候にては無之とくと御勤考之上早々御所置被下度爲念申上置候、右之赴薩摩堀へ御通し被下御恐悅の使者にても被遣候様いたし度存候、此手紙御一覽の上にて薩港へ御送り被下候ても不苦、尙又御知己之中に豪傑候は、御知らせ被下候は、即御召抱に相成先當今之處二人扶持五石にてめしかへ居申候、尙返事可被下候、

追啓 愚才芳林薩港に居申候、此方へ尊書御遣しあとく心配せぬ様御高配被下度、自然御願に出候は、御世話願上候、

佐々木春夫遺詠

海邊春月

夢たえてかもめむれたついそ山のさくらにれむる春の夜の月

暮秋菊

霜むすふ八重のくみかき秋ふけて菊の千とせもうつるひにけり

連夜思花

さくら咲よしの、川の上つ瀬に夢のうきはしかけぬ夜はなし

木 枯

もみち散る外山の峯の木からしもふくれば月のこゑとなりけり

偲 故 人

ともすればたもとにふとむ涙川秋のゆうへをみなかみにして

鐘

つたの葉に初霜かゝるゆうくれのあらしのすゑに鐘ひやくなり

閑 居 雪

草の戸はば、きとるへきちりもなし雪に心にあさまよめして

春日詠初春鶴和歌

あしたつの千さとのほるの朝夢にとしのはしめのさか恵に曾喜久

雨奇晴好樓記

墨江のなこしの間に雨奇晴好と名おへる高き屋あり、吾友源春犬ぬしか家なり、ひと日此たかきやにつとひて歌の圓居してかへるさに、或人さるにてもあやしき家の名にもあるかな、東坡のからうたによれるものなるへきを、かれは山と水とをななめてこそつくりたなれ、ひむかしのかた鷹騎かつらきとほく見さけむには、雨奇のもしはさも侍るへし、いつこにか水うみはある、晴好こそそのそかまほしけれといへば、またある人いなさには侍らし、この人は近江の佐々木のそうなれば、そのいはゆるに寶の海をやおもひよせたるらむなと、彼これ道ゆきふりのなくさめにかたふを、おのれうちきよておもへらく、ぬしいかてか大和のかたの山ふもとにあふみの字みなたへてひとつ名にはせらるへき、これかならずゆゑあるへしと、やとりにかへる後つくく

と燈火のもとにつら杖してかむかふるに、ぬしはいにしへ學びをつとむる人なり、やまと心を磨く人なり、そのうちわたす河内の國原は、むかし橋の正成のまうち君の、後のたいこの天皇のおほんために、軍おこせる處なり、彼園みいとみたりけん、あつま夷ともなまとして、雨のまきれにあかさかを去り給ひしくすきたばかりを思ひ出ては、ぬしがかか高き屋のおぼしまに肘かけて雨亦奇なりとうそふかれさらむ、そのうらわたす河内の國原には、いにしへ草香の江とて水うみともいはんばかりの廣き池のありしこと、ぬしか

そのかみもかくてやすみし草香江の入江を庭の池水にして

とよまれけむ歌もてもしるければ、いかてか高き屋にふみひらきて晴ひとへに好しとうたはれさらん、人々のあけつひはみなあたらし、こは言葉なたちこころをとれるものならむと、おのれひとりきたためたるを、またつとつひてにかり出たせしかはぬしほゝみみて、おいさりくゝくわか心を待たまへり、さらばそのよし記したへ、鴨居にかけて名のゆゑふふかるともかちに示さむといはるゝまゝに、あるはふりあるは晴るゝ秋のしくれの物淋しき日、ふみてのつかとりて現にむかひぬ、

文久二とせのなか月

尋交 藤原芳樹識

岡山町の東に接する東阪町の舊下清水町には玉造清水あり、其の字を九軒と呼び、新町の九軒町に移りし玉造九軒茶屋のありし所なりと傳ふれども、其の址は今詳ならず。又唐塚といへるは東雲町二丁目の北裏手なる仁右衛門町にあつ、今は訛して鴉塚と呼び、稻荷の小祠ありて松の木大明神といへり。松の木を文字を冠せるはもと松の大木ありしに依る、松は今より二十餘年前に枯死して今はなし。俗傳に依れば、此の地は古三韓館の設けありし舊址にして、唐塚の名は之に因めりとせり。又高津屋吉右衛

玉造清水
九軒茶屋
唐塚

高津屋吉右
衛門の邸址

白瓜市場の
址

蓮久寺

門(和氣)の邸址は東雲町一丁目にあり、邸は明治十二年の頃まで存したるも爾後退轉せり、今の勸工場のある所是れなり。吉右衛門は舊吉右衛門肝煎地の庄屋にして、玉造平野口町の年寄として累代此に住し、川崎東照宮の鍵を預りし家柄なり、故に其の祭典には同人至らざれば其の扉を開くを得ざりしといふ。同町の電車通にて中道黒門町に接する所は白瓜市場の址なり、市場は一に黒門市場とも呼び、明治の後に至るまで存せしが同二十七年の頃廢絶せり。市場は同町小澤與一氏祖先來の經營に係り、天正十年六月秀吉の尼ヶ崎に陣せしとき、其の祖長兵衛瓜を携へ行きて其の營を見舞ひ、あき地に作りし瓜を只今切りて献上する旨を言上しければ、明智光秀討伐の途にありし秀吉は、之を明智を斬るの意に採り首途の吉祥なりとて大に喜び、後其の縁に依りて市場の許可を與へたるものなりと云ふ。

蓮久寺は東雲町一丁目にあり、香積山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。所傳に依れば往時は眞言密宗の靈場にして宰相山下の北にあり、豊津山長谷寺と號せしが、明應五年本願寺八世蓮如法主の坊舎を大坂の石山に營まんとしける際、當寺に寓して眞宗の教義を説くこと累月なりしに、當時の寺務善從之を聽きて隨喜の志淺からず、終に眞言を脱して其の徒弟となり、門徒數輩も亦善從に隨ひて轉宗し、香積山蓮休寺と改稱し、後休の字を久に改む、故に善從を以て開基とす。元和二年六世善空の代に現今の地を買得して移轉し、檀家の助成を以て堂宇を再建し、其の後安永年間十四世善惠自費を以て北隣の地四畝拾歩を買得せり。境内は貳百六拾五坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・土

藏・藥醫門を存す。

舊	稱	舊	石	高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 町村制施行 町村制施行	明治三十二年十一月一日現在人口	反別 反別 反別	明治三十二年十一月一日現在人口
四	玉	造	村		元・元七	四、七三	三、九三	五、五九	三、七三	二、四三

森之宮東之町・同西之町（二ヶ町）

此の二ヶ町の地はもと東成郡に屬し、舊玉造森町・同元玉造組屋敷地及び森村の一部にして、豊臣氏時代に於ける大坂城三の丸の内なり。森町は今の東成郡中本町大字森と同村たりしを、後大坂市街に編入せられたるものならん、大坂市街の南組に屬し來りしが、明治二年五月四日東大組に屬して二十六番組となり、同四年五月四日同組三番に入り、同五年三月十七日第一區に屬し、同六年十一月十七日元玉造組屋敷地と共に東成郡森村に編入せらる。元玉造組屋敷地は慶安元年玉造口與力・同心の増員あるに際し、收用せられて下博勞町に代地を與へられたる舊東伊勢町（舊名宮川町）伏見長屋町・伏見伊勢町（舊名町）伏見清水町（舊名設屋町）二本松町・北新町（舊名玉手町）・大津町（舊名松本町）以上伏見より來れるもの及び越中町（日丁）の跡にして、同與方同心の邸地に充てられ大坂城代の直轄地たりし所なり。依て兩地とも同森村に屬せしが、森村は同二十二年四月一日町村制の施行に際し中本村の大字となり、同三十年四月一日其の猫間川以西の地を大坂市に編入せられたるを以て、此の舊玉造森町及び玉造元組屋敷地は、同大字の内を伴ひて大阪

四天王寺の舊地
龜井

物部守屋雅波の邸址

市に復歸せり。かくて大阪市に編入せられて東區に屬し、中本大字森と稱せしが、同三十三年四月一日從來の名稱を廢し地區を按排して、字森町（舊玉造森町）・同鶴（舊森村の内）・同南屋敷・同南ヤシキ（以上二字は舊玉造組屋敷地の内）の反別五町四反五畝七歩を區域として森之宮東之町、字西屋敷（舊玉造組屋敷の内）の反別五町四反六畝六歩を區域として森之宮西之町と改稱せらる、現在の兩町即ち是れなり。新町名の森之宮といへるは森之宮の社名に因み、舊名の森町といへるは森村の森と同じく難波森の略ならん。

森之宮東之町は崇峻天皇二年聖德太子の四天王寺を創建し給ひし所にして、塔の跡・金堂・講堂・駒ヶ池・大蛇ヶ池・龜井等の名残りて各所に散在せり。龜井は鶴森神社の側にあり、同太子の四天王寺を建立ありしとき自然涌出したる靈泉なり、之を湯に焚きて試み給ひしに、人の病を治するに奇効ありければ、其の病を治して長命を保つを萬歳の龜に壽して名づけ、後四天王寺を今の地に移さるゝに及び、此の水も亦移して同じく龜井と稱せしめ給ひしとなん。東邊を流るゝは猫間川なり、もと寢駒川と書し、寢駒堤あり、同太子乗用の斑駒を養はしめ給ひし舊跡なるより寢駒の名起り、後猫間の文字を用ふるに至りしものなりといふ。攝津志には物部大連の難波の第址を森村にありと記せり、第は日本書紀崇峻天皇の條に「物部守屋大連資人捕鳥部萬（萬名）將一百人守難波第、而聞大連滅騎馬夜遁、向茅渟縣有真香邑」と見ゆるもの是れなるも、今其の址詳ならず。想ふに同志に記せるが如く森村にありしものとすれば、そは猫間川以東なる低地にあらずして、同村より編入せられたる此の高地の域にありし

鵜森神社

ものならん。其の第を遁れたる萬は、和泉國泉南郡有真香村大字八田に其の墓を遺せり。

鵜森神社は森之宮東之町字鵜にあり、用明天皇を祀れり、一に森之宮と稱す。社名は鵜を養はしめられたる難波の森に祀れるより起る、鵜といへる地名も亦同じ。社記に依れば崇峻天皇の二年聖德太子の四天王寺を此の地に建てられしとき、御父用明天皇を祀り給ひし皇國唯一の御神廟なり。社域も廣く且多くの神領を寄せて祭祀の料に資せしめられ、攝津國東成郡に於ける天王田村・河内國讚良郡に於ける御供田村の如きは、當社の神領たりしより其の名起れりといふ。然るに世の推移と共に神領減少したるも、尙千石餘を傳へ來りしが、織田信長に其の全部を沒收せられ、社域も漸次縮少し、殊に明治維新の變遷に際し其の幾部は民有地となりたる爲め、益縮少しして今は四百拾參坪となれり。往時は東方生駒山邊に至るまでの部落悉く當社の産地たりしが、是亦漸次減少して後には東成郡鵜野村・中間村・森村の三村となり、徳川氏の時に至り鵜野・中間兩村間に公訴の事あり、寺社奉行青山因幡守裁斷の砌其の二ヶ村は除かれて森村一ヶ村となり、今は森之宮東之町・同西之町及び東成郡中本町大字森の共祭なり。明治五年村社に列せられ、同三十九年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。本殿の外に幣殿・拜殿・社務所を存し、攝社に稻荷五幸社(宇賀御)・八耳之宮(聖德太子に祀る木像は、同太子の自作と傳ふ)・末社に眞目宮(布留)・天満宮(官原)・七數之社(按明彦命を主神として相殿に宇須女命及びも、同社よりし鎮宅社の祭神二十八宿星を祀る)・忌部社(手置帖負命)等ありて、其の四邊に散點せり。忌部社の祭神は大工・手傳の祖神にして、四天王寺の成就せしとき守護神として聖德太子の勸

蓮如松の址

玉造湯

朝日庵

請に係り、二座の木像は其の自作なりと傳へ、彫刻の優秀を以て名あり。五幸社は之に祈れば火難・水難・盜難・飢難・産難の五難を免るが故に此の名ありと傳ふ。同社に合祀せられしものに熊鷹社及び烏丸社あり、烏丸社前に奉獻せる多數の鳥居・燈籠・高麗狗及び手洗鉢等現存し、石の鳥居には元祿十年氏子中より獻じたるものを初めとして、玉造口定番たりし人の獻じたるもの、即ち天保十四癸卯年十二月酒井右京亮源朝臣忠毗・弘化四丁未年初午米澤越中守藤原朝臣政鼓・文久二壬戌年二月初午京極周防守源朝臣高富と彫りたるものあり。石の燈籠には文化十四丁丑年二月初午高富領主藤原道昌(本庄河内)・天保八年丁酉二月初午遠藤但馬守平朝臣胤統と刻せるものあり、以て當時玉造口定番の崇信篤かりしを想見すべし。昔は境内に蓮如松ありて偃蹇翠綠を滴らせしが、明治十八年の洪水に枯れて今は朽株を殘せるのみ、傳へいふ、蓮如上人此の松下に座して一宗の流布と信徒の増加を當社に祈りしより此の名ありと。又社家は太子の遺風を受け、龜井の水を焚きて諸人に入浴せしめしが、病苦の者には靈驗ありしと。然れども清少納言の枕草紙に「湯は玉造の湯」と見ゆる玉造の湯に當るかは詳ならず。例祭は十月十六日なり。

朝日庵は森之宮東之町にあり、日蓮宗にして淨地院殿清正公の木像を本尊とす。本尊は嘉永五年五月二十三日舊熊本藩より太刀一振を添へて當庵に移されしものなり。草創の年月詳ならず。久遠寺末の尼寺なり。境内は貳百拾九坪四合を有し、本堂・庫裏・門を存す。

森祐光寺

森祐光寺は同町にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。應永二十四年權大僧都正意の創立なり。正意は森新九郎祐光の法名なり、祐光出家薙髮して高野に登り學を明王院に修めしが、後松永政廣の懇請に依りて當寺を大坂玉造の志宜山法案寺舊址に造營し、明應五年三世法印正教本願寺蓮如法主に謁して眞宗に轉じ、法案山森祐光寺と稱せり。天正八年法主光佐の朝命を奉じて紀州鷲の森に移るに及び、六世正春陪從して同地に移り、爾來本山と共に浮沈して諸國に僑居せしが、天正十三年大坂天満村なる今の南北森町の邊に移り、慶長七年本山分派の命あるや嫡宗教如に隨ひて京都七條室町に移り、同十六年再び大坂南本町二丁目に移り、寛永十五年十一月七世正願南久太郎町二丁目に移りて本堂及び庫裏を建立せしが、明治三十九年九月八日更に當所に移轉せり。境内は壹百四拾六坪を有し、假本堂・庫裏・納家・門を存す。

光乘寺

光乘寺は森之宮西之町にあり、青龍山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基唯信房は本願寺蓮如法主の直弟なり、文明七年河内國茨田郡大窪郷の北村に創立し、明應六年大坂天満の旅籠町に移り、慶安二年石町一丁目に移り來りしも、寺境狹隘なりしを以て、明治三十六年六月十九日更に當所に移轉せり。境内は參百坪を有し、本堂・庫裏・客間・門を存す。

舊	稱	舊	石	高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	同上人口	明治廿二年十一月一日現在反別	明治廿三年七月一日現在人口
森町・玉造元祖里 地及び森村の一部										

南玉造町

本町の地はもと東成郡に屬せしが、延寶七年關郡となり、貞享元年再び東成郡に屬し、明應七年の頃より玉造新家と呼び、元祿年中に至り玉造村と改稱し、明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、西玉造村と合併して一町を設け、玉造町と名づけて其の大字たりしも、同三十年四月一日大阪市に編入せられて東區に屬し、玉造大字玉造と稱せしが、同三十三年四月一日南玉造町と改稱せり。凌雲記に見ゆる忍墳井は本町の南端西側(宰相山東阪の南丁半道路東側)にありし清泉なりしも、道路敷に没して今はなし。本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初めに新に御料となりて同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局と改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同三月復た大阪府の管轄となる。而して區畫の制定あるに及び、同五年五月第二大區二小區に屬し、同八年四月三十日第五大區二小區二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區二小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第五分畫に入り、同十三年七月七日木野村・小橋村と三村聯合し、同十七年七月一日第五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

忍墳井
領土及び區
畫の變遷

玉	造	村	五・一〇・元〇	五・三三・八六	七	五・三三・八六	一・五〇・一〇	五・五五・一〇	二二	
舊	稱	舊	石	高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	同上人口	明治廿二年十一月一日現在反別	明治廿三年七月一日現在人口

宮林町

本地の地はもと東成郡に屬し玉造の内にして、豊臣氏時代に於ける大坂城三の丸の内なり。伏見より移りて伏見坂町と稱し、玉造の各町と共に大坂市街の内に入りて北組・南組に屬せしが、元祿十五年閏八月其の北組に屬する分は、道頓堀南裏なる西成郡高津村字鬘刺に移りて元伏見坂町となりし爲め、其の舊地は大坂三郷を離れて郡部代官の支配となる。本地は即ち其の舊地にして古屋敷地と稱せしが、明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、中本村に屬して其の大字となり、同三十年四月一日同村の内猫間川以西を大阪市に編入せられたるに依り、全部東區に屬して中本大字古屋敷と稱し、同三十三年四月一日古屋敷町と改めしも、同四十五年二月八日更に宮林町と改稱せり。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初めに新に御料となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年一月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同三月復て大阪府の管轄となる。而して區畫の制定あるに及び、同五年五月第二區五番組に屬し、同八年四月三十日第五大區二小區五番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區二小區となり、同十二年二月東成郡役所部内となり、同月二十一日第五分畫に入り、同十三年七月二日中道村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第六口長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

領主及び區畫の變遷

舊稱	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 町制施行 當時の反別 當時の人口	明治廿五年七月一日現在反別	明治廿五年七月一日現在人口
古屋敷地	一四・五七〇	一・一〇〇	一・一〇〇	一・一〇〇	一・一〇〇	一・一〇〇

中道唐居町・同黒門町・同川西町（三ヶ町）

此三ヶ町の地はもと東成郡中本村大字中道に屬せしが、明治三十年四月一日其の猫間川以西の地を大阪市に編入せられたるものなり、故に舊來の領主及び區畫の變遷は、同大字の部に記する所の如し。同三十三年四月一日從來の名稱を廢し、更に清堀の内を加へて地區を按排し以て町名を設定せり、即ち唐居殿・同唐屋敷・同唐屋敷黒門の反別貳町參反九歩を區域として中道唐居町、字黒門の反別參町六反壹畝貳拾七歩を區域として中道黒門町、字川西及び清堀の内字タンボの内堀割以南を併せたる反別參町壹反七畝貳拾壹歩を區域として中道川西町と改稱せり、現在の各町即ち是れなり。

中道唐居町に屬する唐居殿及び唐屋敷の地は、往時難波館のありし所なるべし。館は已に記せしが如く神功皇后三韓を征服し給ひしより、來貢せる蕃客等の止宿接待の便を圖りて建てられし客館なり、其の高麗館・三韓館・百濟館・津館と書せるも同節なり。後には鴻臚館と呼び、仁明天皇承和十一年攝津國司の奏請に依りて國府廳となりしが、其の後の興廢詳ならず。其の舊址に就き攝津志は安國寺坂の上にと記し、大阪市史には城の東南に當れる北國分町は古く國府町と稱せしといへば、或は國府

難波館

即ち難波館の遺址なるかと記し、特り攝津名所圖會は此の唐居殿を其の舊址なりとせり。想ふに唐居殿・唐屋敷の地名は外人の止宿せる難波館のありしより起り、北國分町は是と隣接の地なれば、共に新舊館舎の設けられし地域に屬して、國府町の名を残せしものならん。

日本後紀 桓武天皇延暦二十四年十一月乙酉、遷攝津國治於江頭、許之、

日本紀略 淳和天皇天長二年四月癸未、遷攝津國治於豐島郡家以南、

續日本後紀 仁明天皇承和十一年十一月戊子、攝津國言、依去天長二年正月廿一日・承和二年十一月廿五日再度勅旨、定河邊郡爲

空野可遷建國府、而今國繁民疲不堪發役、望請停遷彼曠野便以鴻臚館爲國府、且加修葺者、勅聽之、

玉造門の址

黒門橋

二軒茶屋

中道黒門町は豊臣氏の時大坂城玉造門のありし所にして、門は塗るに黒色を以てせしかば黒門の稱起り、遂に此の地名を爲せりと傳へ、天王寺逢阪上之町一心寺の表門は此の黒門を移し建てしものなりといふ。又同町より中本村大字中道に通ずる猫間川に架せる黒門橋は、慶安三年幕府の命によりて架せられしものにして、市中石橋の嚆矢なりといふ。橋の西邊を二軒茶屋と呼び、明治初年までは「つる屋」及び「ます屋」といへる二軒ありしが、「ます屋」は已に廢絶し、「つる屋」のみ牛肉屋と變形して現存せり。當時此の附近は人煙稀少、田園遠く連りて河内の翠巒に對し、晚春には菜花黄金の海を湧かし、中秋には明月玲瓏の光を放ち、郊外の勝地たるのみならず、伊勢參詣の孔道に當りしかば、其の出發には家族を初め知友隣人送り來りて、盛に「玉造笠をかふならそうれ深江笠」を唱へしとなん。

二軒茶屋

田中君業

宜道繁昌言又秋 二亭迎客酒如油 醉中齊唱深江笠 笑送鄙人賽勢州

舊稱	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口 當時の反別	町村制施行 當時の人口	明治三十年七月一日現在人口 明治三十年七月一日現在人口
中道村の内					九・〇九三 三三

清堀聯合

(清堀尋常小學校
設置員郡區域)

本聯合は玉造各町の南にあり。其の區域は殆んど灣形を爲し、西は南區上本町二丁目・同三丁目、東半野町一丁目・同二丁目、南は上本町五丁目・東高津北之町・餅差町・南區天王寺筆ヶ崎町・同東上町に交り、東は南玉造町及び東成郡鶴橋町大字東小橋・同本野に對し、猫間川又は城東線路を以て界せり。

上本町四丁目・八丁目中寺町・八丁目東寺町・小橋寺町・山小橋町・宰相山町・山下町・

清堀町・空堀町一丁目・同二丁目・同三丁目・清水谷東之町・同西之町・寺山町(十四ヶ町)

此の十四ヶ町の地は吉右衛門肝煎地を主として漸次分離合併せしものなり。吉右衛門肝煎地は元和以降大坂城定番屬吏の邸宅を設けたる剩餘の畑地を、高津屋吉右衛門に肝煎せしめられたるより此の稱起れりといふ。故に其の地は各所に散在して西成郡に屬し來りしが、明治六年十一月十七日市郡界

の定めらるゝに當り、廣小路の西側にありしものは大阪市東大組廣小路町に、龍造寺町地尻にありしものは同龍造寺町に、谷町五丁目地尻及び十二軒屋敷地續にありしものは同十二軒町に、桃谷九之助橋筋南手上本町三丁目地續にありしものは同南大組の南桃谷町に、同所北手にありしものは同北桃谷町に編入せられて本地を去り、残れるは堀村・谷筋堀跡・山の下・新山・小橋山・尚香畑・宰相山(以上は地)・寺山・泥町東裏・將監山・稻荷山・石置場・左官町北裏・西伊勢町南裏・タンボ(以上は地)等の字地たりしが、同時に上本町八丁目寺町の内大念寺・長樂寺・白雲寺・専念寺・誓願寺・源光寺・大福寺・念佛寺・寶相寺・天性寺、同八丁目中寺町の内天然寺・梅松院・慶恩院・超善寺・長安寺・蓮生寺・大通寺・榮松院・極樂寺・龍淵寺・誓安寺・誓福寺、八丁目東寺町の内天龍院・十萬寺・法藏院・佛心寺・全慶院・寶樹寺・櫻巖寺・大善寺・宗心寺・洞泉寺・宗圓寺、小橋寺町の内成道寺・寶國寺・最勝寺・心眼寺・興德寺・大應寺・傳長寺・本覺寺・西念寺・兩岸寺・大圓寺・慶傳寺の四十五ヶ寺を本地に編入し、翌七年一月七日更に東成郡中道村に合併したりし字清水谷(明治維新の際中道村と聯合せし、東西四拾八畝・南北參丁貳間許の地を併合し、同十五年五月六日清堀村と改稱せり、蓋し清水谷の清と堀村の堀とを採りしものなるらん。同二十二年四月一日町村制の施行に際し、本地は地脈西成郡に接續せしめて全く東成郡の飛地たるの觀あるに依り、東成郡に轉屬し獨立して一村を設けたりしも、明治三十年四月一日また大阪府に編入せられたり。)

大阪府に編入せられて東區に屬し、清堀と稱せしが、同三十三年四月一日玉造其の他各町の間に點在せる本地所屬飛地の内、字泥町東裏を仁右衛門町に、字將監山を玉造町に、字稻荷山を東阪町に、字タンボの内堀割以北を玉堀町に、同堀割以南を中道川西町に、字伊勢町南裏・同左官町北裏を元伊勢町に、字石置場を左官町に、字小橋山の内百八十番地・百八十一番地・百八十二番地を小橋元町に、字尚香畑を餌差町に編入し、其の殘部に舊市の内を加へ地區を按排して更に新町名を設定せり。即ち字八丁目寺町・同上本町八丁目寺町・同八丁目本町・同上寺町八丁目寺町の反別參町八反貳畝貳拾五歩を區域として上本町四丁目、字八丁目中寺町・同上本町八丁目中寺町の反別參町參反八畝貳拾五歩を區域として八丁目中寺町、字八丁目東寺町の反別貳町四反六畝拾八歩を區域として八丁目東寺町、字小橋寺町・同傳同の反別參町貳反八畝拾四歩を區域として小橋寺町、字小橋山の内百八十番地・百八十一番地・百八十二番地を除くの外反別貳町壹反參畝貳拾參歩を區域として山小橋町、字宰相山の反別五町五反九畝八歩を區域として宰相山町、字山の下反別壹町九反七畝貳拾七歩を區域として山下町、字堀の反別參町壹反參畝貳拾參歩を區域として清堀町、字谷筋堀跡の内六十二番地西南側溝渠中央・七十一番地西南側道路中央を限り其東北の土地・字筋堀跡の反別貳町四反四畝貳拾七歩を區域として空堀通一丁目、字谷筋堀跡の内六十二番地西南側溝渠中央・七十一番地西南側道路中央を限り其の西南四十四番地西側道路中央に至る・同清水谷の内四百四十五番地の一の二・四百四十五番地の

二・四百四十六番地・四百四十七番地の甲・四百四十七番地の内の一・四百四十七番地の二より四百四十七番地の七迄・四百四十八番地の一・四百四十八番地の二の一・四百四十八番地の二の二・四百四十八番地の三・四百四十八番地の甲・四百四十九番地・四百五十番地の反別貳町七反七畝五歩を區域として空堀通二丁目、字谷筋堀跡の内四十四番地西側道路中央以西・同清水谷の内二百一十一番地・二百一十一番の一・二百一十二番地より二百十八番地迄・二百十九番地の一・二百十九番地の二・二百二十番地・二百二十番地の一・二百二十一番地より二百二十五番地迄・二百二十六番地の一・二百二十六番地の二・二百二十七番地・二百二十七番地の一・二百二十八番地の一・二百二十八番地の二・二百二十九番地・二百二十九番地の二・二百三十番地・二百三十一番地の一・二百三十一番地の二の二・二百三十一番地の甲・二百三十一番地の甲の一・三百一十一番地・三百一十一番地の一・三百一十一番地の二・二百三十二番地の一・二百三十二番地の二・二百三十三番地二百三十四番合併地の反別貳町八反歩を區域として空堀通三丁目、字清水谷の内舊市一内安堂寺町一丁目東端より南へ稍直線に貫通する道路中央以東の内前記空堀通二丁目に合したる土地を除くの外字新山の反別四町參反七畝拾六歩を區域として清水谷東之町、字清水谷の内舊市一内安堂寺町一丁目東端より南へ稍直線に貫通する道路中央以西の内前記空堀通二丁目に合したる土地を除くの外反別五町七反貳畝貳歩を區域として清水谷西之町、字寺山の反別參町八反八畝歩を區域として寺山町と改稱す、現在の各町是れなり。町名中、上本町四

丁目の舊名を上本町八丁目寺町、八丁目中寺町を同上本町八丁目中寺町と呼びしは、北方大川の邊より數へ來りて上本町筋の八丁目に當れるを以て此の名あり。其の八丁目東寺町と云へるも、上本町八丁目東寺町の略なり。

空堀町一丁目より同三丁目に至り、更に南區の空堀町に亘れる低窪の地は、秀吉の大坂城に於ける外濠の址にして、日本書紀仁德天皇十一年の條に「冬十月、堀宮北之郊原、引南水以入西海、因以號其水曰堀江」と見ゆる堀江の址なりとの説あり。此の説に依れば秀吉の外濠は堀江の舊址に據りて設けたるものと見ざるべからざるも、仁德天皇の堀江は已に記せしが如く大阪城の北邊なる天満川の邊なるべければ此の説は非ならん。而して其の空堀通三丁目には秀吉の設けし茶亭のありし所なり、亭は當時外郭内にありて外濠に臨みしといふ。古松林をなし斷礎點々として存し、往時を追懷せしむるものありしが、明治四年伐木せられて、古英雄の雅懷を憶ふべき遺址だも認め能はざるに至りしは、惜むべし。

清水谷は豊臣氏卜邸のありし所にして、元和元年松平忠明の大坂城に封せらるゝや、同じく下邸を此に設け、土地居住者をして大坂城追手口の守衛に充てしが、同五年七月内藤信正の大坂城代たるに及び更に城代の下邸となり、爾來引續き城代の直轄に屬し、其の交代あるも先規を變せず清水谷屋敷と稱して明治の初年に至れり。又其の東なる清水谷東之町は御藏方小揚屋敷のありし所にして、同西之町にはもと稻荷神社鎮座せり。社はもと二社にして、一は豊臣氏茶亭の附近にありしを、松平忠明の下邸

大坂城外濠の址

秀吉茶亭の址

清水谷

舊稻荷神社

を設くるに及び之を併せて其の鎮守となし、城代の下屋敷となりたる後も修營等は城代に於て之を爲し、毎年正・五・九月及び夏祭の神事には城代より代參を出し、玉造稻荷神社の神宮祭典を執行せり。明治維新後は住民一統より祭祀を絶たざりしも、同四十一年二月二十七日南區天王寺大道三丁目字河堀の村社河堀神社に合祀せられて今はなし。輓近大阪府に七公園の計畫あるや、其の一を同町に設くるに決し、八百壹坪五合九勺の地を買収して大正六年七月九日工を起し同年十二月一日竣成せり。本市七小公園は今上天皇陛下即位御大典の紀念事業なり、豫算金貳拾萬七千五百五圓を支出して建設するに決し、其の位置を此の地及び西區九條通三丁目、同區阿波座二番町、北區北野東之町、同區西野田玉川町一丁目、南區御藏跡町、同區北島町二丁目に撰定せられしものなり。

寺山町は徳川時代に於ける大坂城代屋敷の址なり。同町にヨナ塚といへるあり、東西參間・南北貳間位の小塚にして、五十年位経たる榎の一株兩幹を爲して繁茂せる下に小祠あり、周圍に石の玉垣を繞らし、東南邊に二坪位の小池を存す。塚は豊臣秀頼の胞衣を納めし所なりと傳へ、池は黄金の馬を埋めし所なりと稱す。往時より塚上の小笹を採りて蒲團の下に置けば、兒供の夜泣を止むるの効ありとて之を採りて歸る者多かりしが、今は小笹少くなりければ樹の葉を採つて歸るもあり。吉岡猪之助氏の語る所に依れば、同町はもと一帯の高地にして明治十八九年頃までは人家なく、一面の畑地にて、畑の中にありし塚は東西約五間・南北約參四間位の小丘をなし、小笹一面に茂りて小祠其の裡に存し、俗

七小公園の
一
ヨナ塚

にヨナ塚と呼び、南側に池あり、池は東西約拾間南北約拾八九間の廣さを有して、此の水に放たれたる鯉・鮒其の他の魚類の悉く赤色に變せしは人の異とせし所にして、先年其の赤鮒を博物館に出品せしことあり。其の地は伊勢屋庄之助(ホクチ坂の舊家ホクナ屋)の所有なりしが、池は漸次埋立てられて僅に其の俵を殘せるのみとなり、塚も周邊を開拓せられて現時の形となり、同家も退轉して他の所有に移り、貸家等建設せられて繁榮の巷と化し、塚は柵に圍まれて人の出入するを得ざるに至りしかば、大正五年の頃附近有志の醜金に依り、今の如く石の玉垣を設けて人の參詣に便し、毎年五月十五日を以て祭典を擧げ、附近住民より御供を獻するの例となれりと。

上本町四丁目は平野聯合に屬する上本町五丁目及び高津北之町に連りて舊上本町八丁目寺町の一部を爲し、八丁目中寺町は舊上本町八丁目中寺町、八丁目東寺町は舊上本町八丁目東寺町に當り、小橋寺町と共に寺院地にして、元和の初年一向宗の末寺を除き市中及び接新村落の諸寺院を天満村・東西・高津村・小橋村の三ヶ所に集められし時の小橋村は、此の小橋寺町に當り、八丁目中寺町・八丁目東寺町は其の東高津村に當り、各町は今もなほ寺院櫛比せるを以て、便宜の爲め各町別に之を掲記すべし。而して清堀町の清堀小學校の北邊、八丁目東寺町筋の東側には墓の谷の名あり、往時墓所のありし所ならん。

小橋寺町

寺町

心眼寺

心眼寺は同町の北端東側にあり、海養山安照院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和八年四月王譽白牟の創立なり。延享四年七月東譽榮岩之を再建し、安政四年八月ト譽間鏡更に再建せり。境内は七百九拾貳坪を有し、本堂・後堂・庫裏・書院・玄關・表門を存す。外に地藏堂あり、俗にまん直し地藏と呼べり。

興徳寺

興徳寺は心眼寺の南にあり、隆法山と號し、眞言宗高野派高南院末にして藥師如來を本尊とす。天平年中行基の開創なりと傳ふれども、星霜相重り度々の兵燹及び火災に罹り、古記亡失して寺歴詳ならず。天正の頃祐乘中興再建せしが、大正四年六月一日火災に罹りて本堂・座敷兼庫裏・玄關・廊下を焼失し、僅に土藏を残せり。境内は七百六坪四合を有して、外に觀音堂あり。

大應寺

大應寺は興徳寺の南にあり、接巖山と號し、淨土宗智恩寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永元年三月證譽和尚の創立なりといふ。元和二年四月八日七世親譽直西私財を投じ檀家の助成を得て再建せしが、大正四年六月一日類焼に罹りて本堂を焼失せり。境内は八百六拾坪を有し、假本堂・庫裏・玄關・表門・茶所を存す。墓地に兼葭堂の墓あり。

傳長寺

傳長寺は大應寺の南にあり、滿珠山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十一年五月檀家の寄財を以て笈譽の開創なり。境内は五百六拾七坪を有し、本堂・後堂・庫裏・玄關・書院・藥醫門を存す。外に鎮守堂・觀音堂あり。觀音堂には地藏尊を併祀し、俗に撫地藏と呼べり。

本覺寺

本覺寺は傳長寺の南にあり、佛國山菩提院と號し、淨土宗智恩寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶安二年三月光譽の檀中の協力を得て開創せし所なり。境内は四百壹坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・座敷・藥醫門を存す。外に地藏堂あり、堂に安置せる地藏尊は平野町五丁目なる元龜井邸の井中より出現し、同所龜井裏に安置しありしを以て、俗に龜井地藏と呼びたりしを、明治六年十一月當寺に移せしものなりといふ。

西念寺

西念寺は本覺寺の南にあり、高木山と號じ、淨土宗智恩寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十年八月信徒の協力を以て榮譽道休の開創なり。境内は四百四拾壹坪を有し、本堂・後堂・庫裏・玄關・座敷・鐘樓・藥醫門及び觀音堂を存す。墓地に熊谷直敏の墓あり。

熊谷直敏の墓

兩岩寺

兩岩寺は西念寺の南にあり、正覺山と號し、淨土宗智恩寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十五年正月二十五日信徒の協力を得て演蓮社智譽白道上人幡隨意和尚の開創なり。境内は四百參拾坪を有し、本堂・後堂・庫裏・書院・藥醫門を存す。

大圓寺

大圓寺は兩岩寺の南にあり、明鏡山と號し、淨土宗智恩寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十四年五月信徒の協力を得て頓譽の開創せし所なり。境内は六百貳拾九坪を有し、本堂・後堂・庫裏・書院・玄關・藥醫門・地藏堂を存す。大正七年四月十八日小橋元町の味原池の東南端墓地の取拂ひに際し、其の無縁墓を總て當寺内に移さる。中に僧聖觀の墓あり、聖觀は延享二年に生れ、俗姓を埃宮、名を

僧聖觀の墓

神足と云ひ、國學に精しかりしが、小橋比賣許曾神社々司味原氏の家に於て舊記一函を開き、之に依りて比賣許曾神社の縁起を詳にし、更に附近の古蹟を捜査して地誌三卷を編述し、享和二年五十八歳を以て小橋の寂閑庵に逝けり。墓は市當局の注意に依りて鄭重に改葬せられる。

慶傳寺は大圓寺の南にあり、林徳山と號し、淨土宗智恩寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十七年八月功譽琳賀の開創なり。天保十二年五月七日焼失し、明治六年八月十五日森川諦乘檀越有信の淨財を以て再建せり。境内は六百拾四坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・藥醫門・腕木門を存す。外に觀音堂・鎮守堂あり、堂外に北向地藏あり。

最勝寺は同町の西側にありて大圓寺に對す、法皇山と號し、淨土宗智恩寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和五年九月檀中の協力を得て念譽魯休の開創なり、文明年中大破に及びしを以て二十一世海融之を再建せり。境内は六百參拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・藥醫門を存す。外に觀音堂・吒枳尼天堂あり。

寶國寺は最勝寺の北にあり、安養山と號し、淨土宗智恩寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十四年檀家の協力を以て寂譽石算の開創なり。境内は五百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・書院・座敷・玄關・藥醫門を存す。墓地に武田野坡の墓あり。

成道寺は寶國寺の北にあり、法輪山と號し、淨土宗智恩寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長の初め

辨蓮社良定袋中和尚此の地に草庵を結びて、說法教導せしより四方の信者來集し、遂に檀徒團結して同十六年二月當寺を創建せしが、其の後大破に及びしを以て、寶曆十一年六月十一世活譽都淇私財を投じ檀家の助成を得て再營せり。境内は五百九拾八坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・表門を存す。外に鎮守堂あり。

八丁目東寺町（舊上末町八丁目東寺町）

楞嚴寺は同町の北端東側にあり、佛頂山如在院と號し、淨土宗智恩寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長二年二月五日禪牛の開創なり。天保十二年十月十二日焼失せしを以て、嘉永六年十月十五日檀家の協力を得て恭順之を再建せり。境内は壹千貳百四拾六坪を有し、本堂・向拜・後堂・庫裏・書院・土藏・鐘樓堂・藥醫門を存す。外に地藏堂・鎮守堂あり。本堂・向拜・後堂は大正七年一月十九日落成の新築なり。

大善寺は楞嚴寺の南にあり、住法山と號し、淨土宗智恩寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長六年四月檀家の協力を得て正譽の開創せし所なり。境内は四百八拾六坪を有し、本堂・庫裏・書院・中の間・玄關・藥醫門を存す。

宗心寺は大善寺の南にあり、香華山と號し、淨土宗智恩寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長三年宗心の開創に係り、寶曆年中八世傳立檀家の協力を得て之を再建せり。境内は貳百六拾四坪を有し、

本堂・後堂・庫裏・書院・藥醫門を存す。

洞泉寺

洞泉寺は宗心寺の南にあり、白龍山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。永祿二年四月靈岳の開創なり。境内は七百七拾參坪を有し、本堂・庫裏・書院・小書院・玄關・茶所・繪馬堂・藥醫門・小門を存す。外に觀音堂・地藏堂あり。

宗圓寺

宗圓寺は洞泉寺の南にあり、教行山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長三年三月十五日檀家の協力を以て覺齋の開創なり。境内は貳百八拾九坪を有し、本堂・裏堂・庫裏・書院・小書院・表門を存す。

寶樹寺

寶樹寺は同町西側にありて宗圓寺に對す、青龍山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿二年三月十四日檀家の協力を以て郭公の開創に係り、萬治三年五月宗嚴之を再建せり。境内は五百拾五坪を有し、本堂・裏堂・庫裏・玄關・書院・土藏・表門を存す。

全慶寺

全慶院は寶樹寺の北にあり、寶龍山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十三年四月八日咸遍の開創せし所なり。咸遍は佐々木六角二十五代の孫義弼の二男なり。享保十四年六月吟說檀家の協力を得て本堂を再建せり。境内は參百參拾九坪を有し、本堂・庫裏・書院・小書院・土藏・藥醫門を存す。外に地藏堂あり。

佛心寺

佛心寺は全慶院の北にあり、松福山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永十三年

五月十六日檀中の協力を依りて慶順の開創せし所なり。境内は壹百四拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・藥醫門を存す。

法藏院

法藏院は佛心寺の北にあり、慈光山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正五年三月十五日慶公の開創に係り、明和二年十三世松瑞檀家の協力を得て庫裏を再建せり。境内は參百八拾四坪を有し、本堂・庫裏・玄關・書院・藥醫門を存す。外に觀音堂・辨天堂あり。

十萬寺

十萬寺は法藏院の北にあり、佛堂山と號し、淨土宗光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長二年八月四日雪巢の開創なり。境内は四百九拾壹坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・藥醫門を存す。外に地藏堂・辨天堂あり。大正四年三月小橋墓地に存したる無縁の墓は總て當寺境内の墓地に移さる。

天龍院

天龍院は十萬寺の北にあり、寶珠山と號し、淨土宗智恩寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十四年三月檀家の協力を得て男國の開創なり。境内は壹千八拾壹坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・茶所・繪馬堂・門を存す。外に鎮守堂あり。

八丁目中寺町(舊上本町八丁目中寺町)

大通寺

大通寺は同町北端東側にあり、雲龍山智勝院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正元年三月十日檀家の協力を得て然譽上人の開創せし所なり。元和元年兵燹に罹り、慶安元年當住讚譽檀家の協力を依りて之を再建せり。境内は壹千貳百七拾五合を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・

土藏・薬醫門を存す。

榮松院

榮松院は大通寺の南にあり、東林山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永二年四月八日檀家の協力を得て榮松の開創なり。境内は五百拾貳坪を有し、本堂・庫裏・薬醫門を存す。

極樂寺

極樂寺は榮松院の南にあり、西方山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和二年五月檀家の協力を得て盛宗の開創なり。境内は六百貳拾四坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・小書院・薬醫門を存す。外に地藏堂あり。

龍淵寺

龍淵寺は極樂寺の南にあり、雲上山と號し、淨土宗大通寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十年四月八日檀家の協力を依りて等意の開創なり。境内は五百四拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・薬醫門を存す。墓地に飯岡澹寧の墓あり。澹寧は渾沌詩社中の一人にして三女あり、長は夭し、二女は頼春水に嫁して山陽を生み、三女は尾藤二洲の室なり。

飯岡澹寧の墓

誓安寺

誓安寺は龍淵寺の南にあり、護念山安養院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長三年三月五日檀家の協力を以て威願西堂の開創なり。境内は六百八拾九坪を有し、本堂・庫裏・玄關・書院・小書院・土藏・薬醫門を存す。外に觀音堂・不動堂あり。

誓福寺

誓福寺は誓安寺の南にあり、松籬山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永元年二月十五日定西の開創なり。七世幽譽は朝鮮國通譯官鈴不傳藏の親縁なりしかば、傳藏の信使某を殺

蓮生寺

害するや來りて當寺に潛匿すること五日なり、爲めに世人より唐人を殺害せるものは則ち當寺なりとの噂を爲せしと傳ふ。享和三年八月十四日十四世順應檀家の協力を得て堂宇を再建せり。境内は四百貳拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・小書院・玄關・土藏・薬醫門を存す。外に地藏堂あり。蓮生寺は同町西側にありて誓福寺と對す、寶池山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿元年十月十四日檀家の協力を得て天譽の開創なり。境内は四百六拾壹坪を有し、本堂・庫裡書院・薬醫門を存す。外に觀音堂あり。

長安寺

長安寺は蓮生寺の北にあり、瀧水山金宗院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。明暦元年檀家の協力を得て觀譽靈劍の開創なり。境内は四百坪を有し、本堂・庫裏・玄關・座敷・休憩所・薬醫門を存す。外に觀音堂あり。

超善寺

超善寺は長安寺の北にあり、東林山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十九年八月十五日檀家の協力を以て勝譽超善の開創なり。境内は八百貳拾壹坪を有し、本堂・庫裏・書院・小書院・玄關・薬醫門を存す。

慶恩院

慶恩院は超善寺の北にあり、鶴林山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正七年十月十五日檀家の協力を以て暎光の開基なり。境内は四百五拾參坪を有し、本堂・庫裏・玄關・薬醫門を存す。

梅松禪院

梅松禪院は慶恩院の北にあり、春嶽山と號し、臨濟宗妙心寺末にして釋迦如來を本尊とす。慶長年中淨土宗善福寺俊佐の開基なりと傳ふれども、其の後久しく無任となりて廢壞せしを、正保二年今橋二丁目眼科醫眞島圓益奉行久貝因幡守に上申して之を拜領し、堂宇を建營し南江を請じて開基と爲し、春嶽山梅松院と號して臨濟宗妙心寺派に改めしが、年月不詳四世大縁之を再建中興せり。境内は參百參拾七坪を有し、本堂・庫裏・表門を存す。外に觀音堂あり、堂は明和六年正月二十八日七世葆林の再建にして、施主は片岡平兵衛なり。墓地に渾沌詩社の片山北海及び入江長輔・阪本葵園の墓あり。

片山北海・
入江長輔・
阪本葵園の
墓

天然寺は梅松禪院の北にあり、潮待山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十六年四月十八日天然の棚創なり。文久三年六月十七日焼失し、同年七月十七日住持善隆檀家の協力を得て庫裏を再建し、明治十年四月八日本堂を再建せり。寺は俗に春餅寺・落着寺又は潮待寺と呼び、菅原道眞の讒せられて筑紫の太宰府に左遷の時、舟を難波の海岸に繋ぎ潮の満つるを待ちし所なるより潮待寺の名を爲せりと、其の山號を潮待山とせるも之に因めるものならん。古木像あり、道眞の其の潮待の暇に刻したるものなりと傳ふ。境内は壹千拾坪を有し、本堂・庫裏・座敷・茶室・寄進所・表門を存す。外に地藏堂あり。

天然寺

上本町四丁目（舊上本町八丁目寺町）

大福寺は同町の北端東側にあり、貯徳山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。

大福寺

天正元年二月男州の開創なり。境内は壹千七拾六坪を有し、本堂・庫裏・書院・居間・小座敷・次の間・玄關・藥醫門・表門・土藏を存す。外に地藏堂・不堂あり。不動堂に安置せる不動明王は檀家吉村利兵衛の軒下に安置したりしを、天保二年二月十二世連譽の移せるものにして、地藏堂に安置せる地藏尊は、もと大坂城玉造門外杉山にありしを、後當寺境内に廢棄しありたるを以て、明暦三年二月二世大譽の堂宇を建設して安置せるものなり。外に千體の地藏尊あり、明治二十五年三月十四世印譽了隨の安置せしものなり。

念佛寺

念佛寺は大福寺の南にあり、無量山と號し、淨土宗光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正八年檀家の協力を以て大譽上人の開創なり。天保七年十二月二日堂宇悉く焼失し、同十三年十一月檀家の協力を得て十五世祥譽勸瑞之を再建せり。境内は六百六拾貳坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・土藏・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。

實相寺

實相寺は念佛寺の南にあり、寶公山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正元年八月寶蓮社玉譽閑公の檀家の協力を得て開創せし所にして、住友男爵家の菩提所なり。境内は八百貳拾參坪を有し、本堂・庫裏・書院・小書院・玄關・鐘樓堂・土藏・藥醫門を存す。寺寶中、絹本着色淨土曼荼羅圖壹幅は明治四十三年四月二十日國寶となる。又墓地には中井竹山兄弟の師たりし五井蘭洲及び椀久の墓あり。

五井蘭洲及
椀久の墓

天性寺

天性寺は實相寺の南にあり、當麻山龍泉院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正年中光蓮社眼譽上人の開創なり。文化三年九月焼失せしを以て、同五年九月剛譽は庫裏を再建し、嘉永六年三月相譽更に本堂を再建せり、共に檀家の協力に依れるなり。境内は八百九拾七坪を有し、本堂・後堂・庫裏・玄關・書院・鐘樓堂・土藏・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。

源光寺

源光寺は同町の西側にありて天性寺に對す、照雲山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正年中檀家の協力を以て傳譽の開創なり。境内は八百四拾七坪貳合參勺を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・藥醫門・裏門を存す。

誓願寺

誓願寺は源光寺の北にあり、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正九年然譽天牛の開創にして、寛永十六年四月榮順再建し、元祿八年檀家の協力を以て榮順更に造營せり、即ち現在の堂宇是れなり。本堂・庫裏・座敷・玄關・土藏・藥醫門寺相並び、外に觀音堂あり。境内は六百八拾六坪四合參勺を有し、墓地には難波文學に貢獻厚き懷德堂院の中井贅庵・其の子竹山・履軒を初め中井一家、及び其親戚たる並河樺翁の墓あり。又難波文藝の巨匠井原西鶴の墓あり。

專念寺

專念寺は誓願寺の北にあり、一心山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿三年北條美濃守氏規の建營にして項譽上人の開基なり。寺はもと伊豆國田方郡北條村にありて、建保四年北條義時の其の父時政の墓域に創立せしものなりしが、氏規は其の住僧項譽上人を尊信し、遂に同上人を

中井贅庵・同竹山・同履軒・並河樺翁・井原西鶴の墓

白雲寺

大坂に迎へて吉右衛門肝煎地にありし其の邸中に寺を建てしものなりといふ。寛永年中檀家の協力を以て營繕せり。境内は七百八拾坪九合壹勺を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏・藥醫門を存す。白雲寺は專念寺の北にあり、佛心山救生院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。永祿十一年檀家の協力を以て光蓮社譽上人登故大和尚の開創なり。萬延元年二十四世寛譽之を再建せり。境内は六百拾四坪壹合七勺を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・藥醫門を存す。

長樂寺

長樂寺は白雲寺の北にあり、旭日山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿元年二月正譽祖覺の開創なり。享保四年十月堂宇悉く焼失せしかば、同八年五月庫裏を、寛政十年一月本堂を、何れも檀家の協力に依りて再建せしに、星霜を経て破損しければ、嘉永二年六月更に檀家の協力を以て造營せり。境内は七百四拾六坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・座敷・藥醫門を存す。外に地藏堂・叱根尼天堂あり。

大念寺

大念寺は長樂寺の北にあり、見佛山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十四年五月十五日檀徒の協力を得て最公の開創なり。寛文元年二世安諦之を再建せり。境内は六百九拾四坪を有し、本堂・庫裏・玄關・土藏・藥醫門を存す。

常德寺

常德寺は清水谷東之町にあり、清涼山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。もと難波上の庄にありて天台宗に屬し一乘院と號せしが、圓實なるもの長享元年本願寺蓮如法主の直弟とな

りて名を了願と改め、眞宗に轉じて當寺の中興開基となる。五世了願の時本山より長福寺の號を受け、八世了慶の時更に常德寺と改む。享保十四年八月南久太郎町三丁目に移り、弘化二年六月二十六日及び文久三年十一月二十一日の兩度類焼に罹りしも、其の都度再建し、明治三十一年一月二十日當所に轉せり。境内は貳百六拾八坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

善福寺は空堀通二丁目にあり、如意山と號し、眞言宗高山派大明王院末なり。もと豐能郡東能勢村大字木代にありしが、明治四十二年一月九日當所に移轉せり。光仁天皇の寶龜九年開成皇子の開基にして、藥師如來を本尊とし、日光・月光・十二神將を脇士と爲し、伽藍巍々として多くの僧坊を有し、木代村より貢調する玄子餅の加持役を勤め、文祿二年田地貳反六畝貳拾九歩を下賜せられしが、萬治元年火災に罹りて再建し、明和四年再び焼失して再建せしも、明治三年供御調進の御加持役たることを廢せられ、田地も上地しければ寺運頓に衰頽に傾きつゝありしを、前記の如く明治四十二年當所に移轉せり。移轉し來りたる當所はもと鏡如寺のありし所なり。鏡如寺は寶曆二年三月高野山岩本院法資法道の開創にして鏡如庵と號し、弘法大師を本尊と爲せしが、明治六年三月住職義等の歸農したる爲め廢庵となり、同十二年八月寺號に改めて再興したるも寺運振はず、かつ敷地は私人の有となり居りしを以て、三阪房野女の篤志に依り附近の地と共に之を買入れ、以て當善福寺を移轉改築し、舊鏡如寺の本尊弘法大師をも堂内に安置しければ、寺觀漸く整ひしも鏡如寺は唯空名を公簿に残すのみとなれり。

善福寺

ドンドロ大師

而して鏡如寺の本尊たりし弘法大師は、俗にドンドロ大師と呼べり、ドンドロは土井殿の訛にして、往時土井氏の邸内にありしより此の名あるものならんといふ。同大師のあるが爲めに其の通路に、ドンドロの異名を存し、月の二十一日には老幼男女の來り賽する者數萬人の多きに及び、其の奉納する所の白米は一石七八斗より貳石六斗の多きに上れりと。境内は貳百貳拾七台を有し、本堂・庫裏を存す。俗傳に依れば、寺前の通路は、院本に見ゆる阿波の十郎兵衛が其の子おつるを殺せし所なりとなん。

三光神社

三光神社は宰相山町の姫山にあり、姫山は一に嶺山とも作る、祭神は仁徳天皇なり。もと日月山神社と號せしを、中頃姫山神社と改め、明治維新後一時宰相山神社と稱せしが、後また姫山神社に復し、明治五年村社に列し、同四十一年四月境内にありし三光神社を合祀して今の社名に改め、同四十二年六月神饌幣帛料供進社に指定せらる。社は反正天皇の御宇に創建せられ、寛文元年現今の御旅所々在地に移りしが、寶永三年舊地即ち現在社地に復座せり。創建以來神職として奉仕せるは武内宿禰の裔たる武川氏にして、連綿今日に及び、當主は其の八十六代なりといふ。而して合祀せられたる舊三光神社は、今を去る七代前の宮司武川伊賀守の、陸奥國青麻三光宮の分靈を勸請して、三光宮と稱せしより、信徒諸國に増加し、燈籠・鳥居・手洗鉢其の他の寄附多く、賽者群集しければ、世人は三光宮のあるを知りて姫山神社のあるを知るもの少かりしが、此に至りて合祀せらる。境内は七百貳拾坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神饌所・社務所等相駢び、稻荷神社・皇大神社・大國主神社・宿禰神社・菟道神社・

貴船神社・六柱相殿神社、及び野見宿禰神社等の末社散點せり。野見宿禰神社は安政六年七月天満砂原屋敷の相撲場に勸請し、其の後同相撲場の難波新地六番町に移ると共に移されて同町にありしを、明治十九年三月二日當社境内に移轉せられたるなり。

宰相山

陸軍墓地

社地は一に宰相山の名あり、元和の役に加賀宰相の陣營此の附近にありしより此の稱ありといふ、俗に眞田山と呼べるは誤なり。一帶の丘阜は南に亘り、其の東邊は斷崖を爲し、平野を隔て、河内の連山は目睫の間に迫り、風景の美いふべからず。其の西に接して陸軍墓地あり、明治四年民有地を受領して(實數が寄附か詳ならず)墓地と爲し、同十一年其の一部に遊病舎を建設せしも、同二十九年撤去せらる、現存する番宅及び附屬建物は、同十一年遊病舎附屬として新築せしものなり。敷地八千八百四拾坪壹合參勺の面積を有し、第四師團所屬在阪部隊の戰病死者を埋葬せり。墓地の南は山小橋町にして、第四師團所屬騎兵第四聯隊營舎の所在地なり。又三光神社の東坂下を北に出でたる山下町の空堀通は、往時遊所のありし所なり。遊所は俗に眞田山と云ひ、一に眞田山下と呼べり、安永二年の遊所名中に其の名見ゆれば當時已に存したるを知るべし。品格劣寺にして茶屋の數も少かりしが、明治二年八月四日從來の營業者に株を差免して公許されしも、同四年十月二十五日其の泊茶屋を差止め、翌五年十月特定地外の遊所廢止に依りて廢絶せり。

眞田山下

姫山と比賣島松原

三光神社の所在地たる姫山は、比賣島松原の遺稱ならんか。比賣島は攝津風土記に「比賣島松原者、

昔輕島豐阿伎羅宮御宇天皇之世、新羅國有女神、遁去其夫、來暫住筑紫伊岐乃比賣島、乃曰此島者猶是不遠、若居此島男神尋來、乃更遷來停此島、故取本所住之地名以爲島號」と見ゆるもの是れにして、其の遁れ來りし女神は阿加流比賣なり。阿加流比賣の留りたる所は同記のみに依れば、一見四方環海の島なるが如し。舊志に西成郡の稗島を以て之に擬するは、同地が島なりしと島名の姫島たりしとに依れり。然るに古事記に依れば阿加流比賣は難波に留りて比賣基曾神となると記し、且、其の後を追ひ來れる夫の天日矛は、將に難波に入らんとし其の渡の神に塞へられ、入ることを得ずして多遲麻國に去れりと見ゆれば、其の留りし所は難波渡よりも内部ならざるべからず。難波渡は已に第三聯合の條に於て記せしが如く、同聯合に屬する難波碕の北邊なる天満川の邊なりしこと明なり。是れに依りて見れば阿加流比賣の留りし比賣島松原を稗島なりとするの説は誤れり。稗島にも姫島の稱ありしも、姫島といへるは小島の愛らしきを呼びたるより起れるの稱にして、三軒家に於ける勘助島の舊名も姫島なり。されば單に姫島の名のみ依りて之を風土記の比賣島の松原なりしとは斷すべからず。然るに此の地は天満川以内なるのみならず、高津丘の東部にありて玉造江に瀕しければ、難波渡を経て此に留り、其の地に松林繁茂し、且水邊にして島地の觀ありしが爲め、舊住地の名を之に命じて比賣島の松原と呼び、其の稱残りて後世に姫山の名を傳へしものならん。附近なる小橋里に式内の比賣許曾神社ありしが爲め、或は同社に因みて此の地に姫山の稱ありしが如く見ゆるも、同社の舊地にあらざる

舊	稱	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 町村制施行	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	明治廿年七月 一日現在人口	明治廿年七月 一日現在人口
吉右衛門肝煎地		三、〇三三	三、一〇〇	一、四四五	六、二五一	二、六五五	五、二二六	八、三三	

小橋元町・小橋東之町・小橋西之町（三ヶ町）

此の三ヶ町の地はもと東成郡に屬せしが、延寶七年關郡と爲り、貞享元年東成郡に復す。小橋村と稱し、小橋里と呼びて味原郷の内たり。郷名は和名抄に「東生郡味原郷」と見え、味原莊又は味原里ともせるものあり。比賣許曾神社の縁起に依れば、味原莊といへるは、北は玉造高原を限り、南はくたら野・有栖川を限り、西は八瀬折の郷をさかひ、東は片江・大伴に及ぶの稱なりとせり。村名の小橋は日本書紀仁德天皇の條に「十四年冬十一月爲橋於猪甘津、即號其處曰小橋也」と見ゆるものは其の起原にして、小橋・味原の稱は附近に亘れり。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、猪飼野村・岡村・木野村・東小橋村を併せて一村を設け、鶴橋村と名づけて其の大字となりしが、同三十年四月一日日本大字は全部大阪市に編入せられて東區に屬し、鶴橋大字小橋と稱し、同三十三年四月一日字池の西を割きて味原町に入れ、更に清堀の内を本地に合せ地區を按排して新町名を設定せり、即ち字浦・同岩船及び清堀の内字小橋山の内百八十番地・百八十一番地・百八十二番地の反別四町五畝拾五歩を區域として小橋元町、字阪口・同寶藏山・同フジ畑・同砂の反別參町貳反九畝拾九歩を區域として小橋東之町、字谷・同

味原郷

小橋

大辻の反別五町貳拾貳歩を區域として小橋西之町と改稱せり、現在の各町是れなり。

應安百首

いにし世の聖のあとの名をとめてを橋の里に烟にさあふ

江侍従

大小橋命館舎の地

小橋里は大小橋命の館舎のありし所なり。舊志には其の舊址を小橋村の西なる字藤原殿といへる所なりとせるも、今其の字地を存せざるのみならず、藤原の姓は其の遠孫たる鎌足に至り初めて賜はりたるものなれば、後人の所作ならんといふ。史料叢書には姫許曾神社の西南にありとせり。命は天兒屋根命十二世の孫雷大神の子にして、母は武内宿禰の女木志清夫なり、成務天皇五十一年此の地に誕生し、藤原大中臣卜部齋部等の祖なり。神功皇后より此の味原郷を授けられ、同皇后の六十五年八十五歳を以て此の地に神去り、猪甘津の岡に葬らる。今の小橋東之町にある産湯清水は其の誕生ありしとき、産湯に用ひられしより此の名起れりといふ。清水は阿久目の清水・天の眞井又は高津の清水とも稱し、今も尙滾々として湧出し、清淨掬すべく四時涸ることなし。山下清水・寺島清水・増井清水・相坂清水・難波清水と共に稱せられて、大阪六清水の一たり、しかも其の水量と清淨なるとに於て他に超絶せり。其の側に一碑あり、文化二年九月の建設にして、銘は時の神祇管領從二位吉田良連の筆なり。清水の上に産湯稻荷神社あり、豊玉明神を祀る、比賣許曾神社の境外末社なり。傍社の白狐明神は豊玉明神の臣にして、其の狐よく歌を作りて之を書し、祠官今に其の書を藏せりと。此の邊には狐穴多く俗に狐谷と呼べり。又山下清水は小橋元町字岩船の百十四番地の一なる舊寂閑院の址にあり、前記の如

産湯稻荷

産湯清水

山下清水

く大阪六清水の一たりしも、今は僅に古井を残せるのみ。

難波名歌

いしの面に紫にほふ飽米井やほしのかりの影のそふらん

藤原真種

月 風

ちばやふる神代のまゝに濁りなき高津の清水汲むも涼しき

小侍 從

永和百首

逢ふ事はなほ片糸のよるへさへ高津のしみつなかくるしき

大納言國家母

法藏山清水にまうて(比賣神)

靜 如

きみか代のすへも見えけり阿來目井やむすふしつくの玉敷の水

産湯 稻荷祠

廣瀬 旭 莊

春郊無處不花枝 一種松杉護小池 池邊桃霞埋未了 點青標出稻生祠

味經宮の址

小橋里なる味原郷は味經宮のありし所ならん。宮は日本書紀孝德天皇白雉元年の條に「春正月辛丑朔、車駕幸味經宮、觀賀正禮」と見え、同二年の條に「冬十二月晦、於味經宮、請二千一百餘僧尼、使讀一切經、是夕燃二千七百餘燈於朝廷内、使讀安宅土側等經」と見ゆるもの是れにして、孝德天皇の難波長柄豊碕宮に遷都ありて、其の未だ成らざる間に御し給ひし別宮なり。然るに攝津志には味原郷は方に廢して味生原存し、今島下郡に屬す、味經宮は同郡別府・味舌の二村即ち其の古址なりと記せり。同志には説明なきを以て其の理由明ならざれども、桓武天皇の延暦四年、攝津國神下・梓江・鱈生野を掘りて三國川に通せしめられたる鱈生野を味原郷の舊地なりとして、前記二村を味經宮の舊址に擬せしなるへし。然れども如何に難波大郡即ち東生郡が其の郡域に變遷ありたればとて、西成郡を隔て

其の北なる島下郡にまで及びしことありとは想はれず。其れのみならず其の然らざるは、此の小橋里に生れし大小橋命の出生を、中臣宮處氏の本系帳に「誕生於浪速大縣之味原里家標云、那美波良能久邇、濃保賀多能阿古布能佐登」と記せるに依りて明なり。故に彼の鱈生野・味生原は此の小橋里の味原郷と、其の名を同じくして其の所を異にせる謂ゆる同名異所なるべし。同名異所は他にも其の例少からざれば、味經宮の彼の地にあらずして此の地にありしも亦疑なからん。但し茲に注意すべきは、天平十六年田邊福麿の歌に難波宮を味原宮と記せるあるを以て、此の味經宮と混同するに至りしも、此の味經宮は早く廢絶し、難波長柄豊碕宮のみ永く存して難波宮と稱せられ、其の地の味生原に因みて味原宮と呼ばれしものなるべければ、彼と是とは全く別なり。

法藏山

比賣許曾神社の舊地

法藏山と呼べるは、産湯清水の上なる丘状を爲せる所にして、もと愛來目山と稱せしが、孝德天皇の白雉二年冬十二月晦味經宮に多くの僧尼を集めて一切經を讀ましめ給ひしとき、其の經机佛具等を此の山に藏められしより此の名起れりと。比賣許曾神社の鎮座ありし所なりしが、天正年間織田信長の石山本願寺を攻むるに及び、其の兵燹に罹りしかば、村中の父老漸く神聖を護して今の東成郡鶴橋町大字東小橋なる攝社牛頭天王祠に遷座しまゐらせ、其の舊地は從來除地たりしも、慶長十二年十月の檢地に際して年貢地となれりといふ。社は大己貴命の女にして味相高彦根命の妹なる下照比賣を祀りしが爲め、附近には其の兄君なる高彦根命に因める高彦崎又は大葉刈山等の名を爲し、前者は味原池の東

にありて命の降臨地なりと傳へ、後者は味原池の西にありと云ひ、なほ味原郷の名も命の味稻の字に象りしものなりとせり。

家集

おさめ置く法の山路の末かけてあの百濟野に驚そなく

僧正慈圓

神祇百首

朝のすみ四方も靜に立春の姫こそ祭る今日こそは見め

物部好名

夫木

あめつちのひらけし代より神さびてはるかになりぬ高彦の崎

鎌倉右大臣

難波名歌

味稻の阿久米の山の朝ほらけきりのまかひに行く人やたそ

顯仲

磐船の舊蹟

磐船の舊蹟は小橋元町の南端にあり、今も字を岩船と稱す。里人は磐船山といひ、一に下至土野原とも呼べり。もと一堆の丘なりしと傳ふれども、今は人家の敷地となれり。攝津風土記に「天探女乘磐船到于此。以天磐船泊、故號高津」と見ゆる磐船の泊りし所なり。攝津名勝圖會等に天探女を下照比賣の別名なりと記せるは誤れり、天探女は下照比賣の侍女なるべし。故に風土記に天探女の此に至りしと記せるは、下照比賣の天探女を具して天降らせしものと見ざるべからず。即ち此の地は下照比賣降臨の靈地にして、高津の地名も是れより起り、下照比賣を比賣許曾神社と祀られしも之れが爲めなるべし。同社縁記に依れば「本宮の神垣のひんがしのかたに天の磐船あり、上古は地上にありといへども、人王五十三代淳和天皇の天長三丙午年夏六月、大雨洪水して、愛來目山・大小橋山・高津岳等土砂漲り落ちて、磐船土中に沈淪し侍る、是れよりして人呼で磐船土の下に至るの故に下至土野原と云ふ」と録し、風月抄には「人王八十三代土御門院御宇承元三己巳年四月、藤原光俊仍高日賣神靈告、

磐船四隅開戸、名曰味原縣、此時神石之四面以石牆構之、于時呼人曰下至土野原」と載せ、朝野群載には「攝津國東方於味原有石船、往年下照姫神垂跡云々、其磐船四十尋餘亘二十尋、石中有凹凸、置寶珠一顆、名號如意珠、其船向東北、待智者搖動、亦其上有叢祠祭祀石靈」と記せり。攝津名所圖會に掲げられたる村老味原氏の談に依れば、元祿年中より此の地を開發して田園となし、耕作の用水にとて井を掘る、其の時七尋斗りも穿ちしに、平面の大石鑿穿鏽鏽に當る、又其ほとりこゝかしこを掘りぬれども、何地もみな同石にてみかき立たる石あり、彼井を掘りし者忽病を受けて惱亂す、磐船といふ事もいまだしらざりし時なれば、人々驚き恐怖して井を掘る事をそれより止めしとなん。

萬葉

久方のあまの探女かいはふれのはてし高津にあせにけるかも

角麻呂

清雅

磐舟のいしの大船に棹さして行末なかく漕渡るらん

同

花鳥

千早ふる神代のむかし天降る天の磐舟幾世こくらん

國家朝臣

光蓮寺

光蓮寺は小橋元町にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基覺圓は本願寺顯如法主の直弟となり、天正八年檀家の協力を以て當寺を創建せり。境内は七拾七坪を有し、本堂・庫裏を存すれども、今は頗る衰微せり。

青龍庵

青龍庵は同町にあり、臨濟宗妙心寺末にして釋迦如來を本尊とす。天明六年三月片岡平兵衛なるもの此の地を買得して、祖先追善の爲めに建立し、眞了尼を請じて開基とせる尼寺なり。境内は貳百拾

參坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元祿二年より徳川氏代官の支配に屬し、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉せしが、同年九月十九日また大阪府の管轄となる。同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第二區二番組に屬し、同八年四月三十日第五大區二小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區二小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第五分畫に屬し、同十三年七月二日木野村・玉造村と三ヶ村連合し、同十七年七月一日第四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の市町村制施行に至れり。

舊	小橋村	一七・三五	一三九七三	一九	一、四八一	一七	二、三五三	四〇
舊	石高	明治九年改正	明治九年一月一日現在人口	町村制施行當時の人口	町村制施行當時の人口	町村制施行當時の人口	町村制施行當時の人口	町村制施行當時の人口
有租地反別	一日現在人口	町村制施行當時の人口	町村制施行當時の人口	町村制施行當時の人口	町村制施行當時の人口	町村制施行當時の人口	町村制施行當時の人口	町村制施行當時の人口

味原町・下味原町・木野町・舟橋町（四ヶ町）

此の四ヶ町の地はとも東成郡鶴橋村大字木野・同東小橋の内にして、明治三十年四月一日城東線敷地東端以西及び猫間川以西を大阪市に編入せられたるものなり、故に舊來の領主及び區畫の沿革は同郡同大字の條に記する所の如し。復た往時に於ける味原郷の内たりしならん。大阪市に編入せられた

る本地は東區に屬して鶴橋大字木野・同東小橋と稱せしが、同三十三年四月一日從來の地名を廢し地區を按排して新町名を設定せり、即ち大字木野の内字溜池新田及び大字東小橋の内字池の西の反別四町貳反九畝貳拾歩を區域として味原町、大字木野の内字溜池の下・同溜池之下・同砂・同七反田の反別參町四反九畝拾九歩を區域として下味原町、大字木野の内字唐井田及び大字東小橋の内の反別五町貳反壹畝壹歩を區域として木野町、大字木野の内字惣の坪・同船橋の反別四町參畝四歩を區域として舟橋町と改稱す、現在の各町是れなり。

舟橋町の内に入れる字船橋は、もと船走と書したるならんか、社家注進記に「下照姫命乘天磐船到此處、其舟化為石、可謂天磐舟、亦曰高津磐舟、其前舟走故曰舟走、以瀬越故言古始眞江、此舟今猶存土中云々」と記せり。其の地は小橋元町の東に隣り、慶長年間成れる三村繪圖には、船波至と見え、古始眞江も亦下味原町の所に見ゆ、古始眞江に古詠あり。

家集

味原の蘆のかげはに霜のわて今朝こしまへの汀寒けき

伊勢

味原池は味原町にあり、廣さ貳町七反五畝歩にして、比賣許曾神の御影池、又はとみ池とも稱し、其の形に依りて梵字ヶ池の名あり。俗には溜池と呼べり。溜池といへるは舊木野村の共有灌漑水池となり來りしに依る。其の灌漑水池となりしは、古來の池に設備を加へたるものか、將た灌漑水池として新設せしものか、記録の徴すべきものなきを以て之を確むるに由なきも、左記の古詠が當池を詠じた

船橋

古始眞江

味原池

るものとすれば、古來存したる池に設備を加へて灌漑用池と爲せしものならん。古來存したるものとすれば、從來傳ふるが如く味原郷の舊名を池に残せるものならんも、喜田貞吉博士は其の著帝都に於て、味原郷は此の地方にあらずとせると共に、味原池などいへるものは曾て古に其の名なく、所謂味原池は土人の溜池なりとせらる。而して此の疑問に興味を湧かせる當池は、附近の發展に伴ひ大正七年九月十二日其の接續地貳反五畝八歩と共に、拾參萬圓にて城南土地株式會社に買収せられければ、遠からず埋立てられて現形を留めざるに至らん、惜むべし。

夫 木 今朝よりはみはらの池に氷のであしの村島ひまもとむなり
 源 俊 頼
 同 いひたえはさこそとたえめ何かその味原池の堤かとせん
 和 泉 式 部
 同 氷ぬるみはらの池のいけ堤おほえぬはこの鏡とそ思ふ
 曾 根 好 忠

木野村の内	舊 稱	舊 石 高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 町村制施行 當時の反別	町村制施行 町村制施行 當時の人口	明治廿年二月一日現在反別	明治廿年七月一日現在人口
東小橋村の内								

平野聯合

(東平野尋常小學
校設置負擔區域)

本聯合は難波岡陵の内にあり。上本町四丁目・空堀町三丁目・同一丁目・清堀町・小橋元町・山小橋町・味原町・小橋西之町の南西より西南に向ひ、深く南區の内に突入して同區上本町七丁目・天王寺

上之宮町・同眞法院町を東にし、天王寺勝山通一丁目より天王寺元町を南にし、天王寺六萬體町・同生玉前町・同生玉寺町・下寺町二丁目・高津町五番町・同四番町・同一番町・瓦町五番町・同四番町・同三番町は其の西を擁し、田島町・谷町七丁目・南桃谷町等は其の北に繞れり。

上本町五丁目・同六丁目・東高津北之町・同南之町・餌差町(五ヶ町)

此の五ヶ町の地はもと東成郡に屬し、東高津村と稱せり、其の東の字を冠せるは西高津に對するならん。高津の名は攝津風土記に「難波高津者、天稚彦天降之時、屬天稚彦而降神天探女、乘磐船而至于是、以天磐船泊、故號高津」と見ゆるもの其の起原にして、高津をかうづと訓するは文字に依りて轉じたるものならん。明治六年十一月十七日上本町八丁目寺町の内西光院・正念寺・光明寺・西光寺・竹林寺・無量寺の六ヶ寺を本地に編入し、同二十二年四月一日町村制の執行に際し、南北平野町と合併して一村を設け、東平野町と名づけて其の大字となり、同三十年四月一日大阪市に編入せられて東區に屬し、東平野大字東高津と稱せしが、同三十三年四月一日清堀の内を併せ更に地區を按排して町名を設定せり、即ち字大淨寺浦・同向カイト・同向イトの反別參町五反六畝貳拾參歩を區域として上本町五丁目、字屋敷の反別壹町六反四畝七歩を區域として上本町六丁目、字東畑・同カイトの内五十四番地・同父ヶ山・同丁長・同小拍子・同築山・同エタカマエ・同道より北東浦・同北東浦・同ヲタバヤの内二百

三番地・二百三番地の甲・二百三番地の乙の反別七町貳反參畝貳拾歩を區域として東高津北之町、字奥谷・同久保地・同東浦・同道場島・同道揚島・同谷・同ヲタビヤの内(二百三番地・二百三番地の甲・二百三番地の乙を除くの外)の反別四町八反壹畝拾五歩を區域として東高津南之町、字餌差町・同眞田山・同直田山・同カイト(五十四番地を除くの外)及び清堀の内字尚香畑を併せたる反別四町貳反六畝歩を區域として餌差町と改稱せり、現今の各町是れなり。各町中、上本町五丁目及び東高津北之町の一部は、舊上本町八丁目寺町の一部を爲せし寺院地なり。

眞田丸の址

餌差町の北部は空堀通に接し、眞田幸村の築きし眞田丸のありし所なり、今に字地を眞田丸といへるは其の遺構ならん。慶長十九年大坂冬の役に、幸村請ふて砦を此に築き、兵六千を以て之を守り、四方に柵を繞らし、柵外には空濠を掘りて菱を散らし、一小狭路を以て本城の惣堀に通せしめて城中との交通に使せしが(即ち城中との通路に當りし、眞田丸の出入門是れなり)、同十二月四日丑刻東軍前田利常の先鋒本多安房守は、此の眞田丸の南方なる笹山を占領するの目的を以て發程したるに、相備なる山崎長門入道閑齋は安房守に抜け駆けせられたりと爲して俄に手勢を發し、笹山を馳せ過ぎて直に此の眞田丸に押寄せければ、安房守は又閑齋に後れたりと爲し同じく此に押寄せ、隣陣なりし松平忠直・井伊直孝の兵も亦先を争ふて駆けつけ、進んで空濠に入り、八丁目城門の東壁二十間を引墮せしが、東方の白むを待ちて守將幸村及び八丁目口の守將木村重成、共に城兵を指揮し銃を放ち矢を飛ばして之を防ぎしかば、竹東及び楯を携へざる東軍は死傷相踵ぎ、徒に濠底の凹處又は壁下に附着して銃丸を避くるのみ、城兵之に乗じて突撃

せしかば、東軍の死傷彌其の數を加へ、日既に午を過ぎて戦益劇烈となり、家康は諸隊の卒衛に開戦せるを怒り、收兵の命を傳ふるも城兵に追撃せらるゝを恐れて動かさず、使者數同に及び諸隊漸くにして兵を收め去れりといふ。かくて東軍は失敗せしが、當時前田利常の士森某の幌に銃丸四十八を受けしといへば、以て戦鬪の激烈なりしを想見するに足らん。

圓珠庵

契沖及び其の墓

圓珠庵は餌差町にあり、雪光山と號し、東成郡神路村大字大今里の眞言宗御室派にして妙法寺末寶山比丘の作と傳ふる不動明王を本尊とす。契沖阿闍梨の創建せる所なり。契沖俗姓は下川氏、攝津尼ヶ崎の人元全の子にして、寛永十七庚辰年同地に生る。幼にして穎悟、十三歳にして薙髮し、深く佛典を究め、又汎く古今の典籍を涉獵し、國史を繙き國學に精通し、和歌の古實に通ず。水戸中納言光國の萬葉纂註を撰ぶに當り、徵せども固辭して應せざりしが、公の志に感じ萬葉代匠記二十卷を作りて之を贈りしに、公深く其の卓見に服し、白銀一千兩絹三十匹を與へられしが、寺院の修繕費に充て或は貧民に施與して、毫も身に着けざりしといふ。天和元年六月百姓太郎左衛門深く契沖に歸依して其の所有地を寄附し、泉州泉州郡萬町村の伏屋長左衛門重賢も亦深く歸信して、其邸内なる養壽庵を此の地に移轉して寄附せしもの即ち當庵なり。著書は極めて多く、實に國學復興の大家にして、本邦文學の今日ある多く其の力に與れり。元祿十四年正月二十五日庵裏に寂す享年六十有二、庵の長隅に葬る。官其の學徳を追嘉し、明治二十一年十二月特に正四位を追贈せられ、且、金一百圓を下賜せらる。墓

側に遺愛の梅あり、又境内には衣川長秋及び石津良澄の墓を存す。而して境内西南隅に古榎あり、樹下に八幡宮を祀り、俗に鎌八幡と呼べり。傳へいふ、昔眞田幸村來りて戦勝を祈り、自ら鎌を樹幹に打込みて屢勝利を得たりと。爾後之に祈る者は鎌を打込むを慣例とし、今は樹幹鎌を以て充たされたるも枝葉は益々繁茂せり。境内は壹百九拾六坪を有し、本堂・庫裏・書院・藥醫門を存す。外に大師堂あり。

わか宿の花を何そと人間は、まつ梅とこそいふへかりけれ

契 沖

獨りのみなかむる秋の夕暮はさびしとやいはん悲しとやいはん

同

我こそは蘆の下おれ一ふしのありとて誰か有と見るへき

同

圓珠庵契沖阿闍梨碑

師諱契沖、字空心、俗姓下川氏、其先住江州馬淵邑、至祖父又左衛門元宜仕肥後守加藤清正、加藤氏國師、季子元金仕攝州尼崎城主青山幸利、師即元金之子、寛永十七年庚辰誕于尼崎、甫五歳、母間氏、口授百人一首、旬日能記、父亦試讀實語教不日又記、父母駿異始非庸兒、七歳患瘵、巫醫不驗、在牀密書天滿天神號、每日百遍、至三七日夜、夢異人來現曰、吾是管神、憐汝至誠、除病延命、他日爲僧自覺後病癒、師告父母以夢中事、懇乞出家、父母不可、於是自絕羅單、常唱佛號、父母不得奪志、遂許焉、受業州之今里妙法寺、手定密印、時年十一歳、手定始授般若心經、讀四五遍背誦手書、十三歳癡癡登高野山、謁東室院左學頭快賢師、賢加意誨誘應稱以爲法器、授五部灌頂、許可兩部大阿闍梨位、勳精發修一山推之、寛文二年依檀越請、住攝州生玉堂茶雜院、既而厭其鄰城市、題和歌一首於壁間以寓其志、一笠一鉢隨意周遊、詣和州長谷寺、絕食念誦一七日、登室生山蕭修精練三七日、吉野葛城已下凡山川靈異者、無不詳攀、又登高野山、受菩薩戒於圓通寺決圓比丘、持律苦行、掛錫泉州久井里、愛山水幽奇居數歲矣、該三載通慈覺、旁玩諸宗章疏、至十三經史漢文選白氏文集無小遺涉、名蹟前蹤、從遊日多、於是屏居洲之池田川側、讀日本紀以下國史舊記、專好撰歌、

博探歌書、延寶五年就河州鬼住延命寺覺彦師、受安流灌頂、彥以爲得其人、師寫儀軌二百餘卷、納和州生駒寶山寺、八年妙法寺手定寂、遺命屬師住持、非其所好、以老母在今里、不得已而住焉、寺傍構一室、移移孝養、水戶侯源義公方撰萬葉集、欲致之府下、固辭不就、而感公志、作萬葉代匠記二十卷總釋二卷上之、如第一所載雄略帝御製後神代卷無目籠調籠字、夫雄略去神代未遠、則師所訓前人所未發、蓋得其旨、義公見之嘉其卓見且奇合素意、賜白銀一千兩絹三十匹、師以充寺院修造費、且贈贊乏、一不以畜、又著古今餘鈔、人麻呂明石浦倭歌、舊說以爲眺望或爲送行、師以爲人麻呂自述旅懷也、故紀氏收之羈旅部、所謂島陰行者、猶萬葉集防人得大理歌曰島陰漕舟也、不可必論島之有無也、其落句古註曰、惜行舟將陰也、師以爲自憐舟中伶悽也、猶業平八橋歌思旅之句法也、言人麻呂過明石浦、家山日遠前途無期、深懷平朝霧朦朧之間、則其羈思如何也、義公讀之抵掌以爲千古發明、賜書欲一來見、師曰林密之性、不慣謁公侯、遂不應、至母沒退院、卜居難波東高津號圓珠庵、屏謝俗客、清修自適、義公施樂資、音問不絕、元祿十四年正月微恙、二十四日告徒曰、永訣在邇、有所疑則質正、涌泉問曰、師今住阿字不生之域乎、答曰然、凡人當平等而差別、泉曰平等差別無異乎、曰心雖平等時有差別、差別之中心當平等、老僧之言記之、二十五日結定印跏趺而化、年六十二、臘五十附庵於第十智耀、遺稿二十卷、曰漫吟集、隱士長流爲之序、平日所著有厚顏鈔三卷、勢語臆斷四卷、改製鈔三卷、源託拾遺八卷、勝地吐懷編三卷、河社二卷、類字名所外集七卷、名所補翼鈔八卷、和字正濫鈔五卷、皆上義公、宗門疏鈔有若干卷、師寬厚愛人、恭謙能下、然有造爲密法邪說者、果然闢之、無所回避、當時有識無當其錄者、嗚乎師之歌學、卓絕今古、人不得而知之、然是其餘事焉耳、以歌學論師亦非知師者也、爲章懇欽表公命、就師之庵親受其說、情誼親密、聞計嗚咽、因緣事實堪哀慕之萬一云爾、

元祿壬午正月十一日

水戶府下安藤新介爲章并撰

觀智院は同町にあり、光智山と號し、眞言宗御室派仁和寺末にして十一面觀音を本尊とす。もと觀音

院と稱せしが創立の年月詳ならず。日海古秀和上の中興なり。同和上は難波二十一ヶ所大師巡りを創めし人にして、寛延三年二月二十九日入寂し其の墓は庭内に現存せり。大正二年十二月二十五日清堀町字堀の同派智光院を合併するに及び、兩者の名を折衷して今の寺名に改む。合併せられたる智光院は享保元年浄圓の建立せし尼寺なりしかば、合併後當寺も尼寺となれり。往時の境内は西に隣れる舊北高津宮(明治四十年二月九日高津町一番町府社高津宮に合祀)に亘りて、寺は其の宮寺たりしといふ。境内は壹百五拾貳坪にして、本堂・庫裏・茶所・表門を存す。外に天堂・地藏堂・御影堂あり。

蓮華院

蓮華院は同町にあり、圓通山と號し、臨濟宗妙心寺末にして準提觀世音を本尊とす。由緒詳ならず。境内は百六拾四坪を有し、本堂・庫裏・新座敷・茶所・表門を存す。外に地藏堂・大師堂あり。

佛性寺

佛性寺は同町にあり、眞言宗大覺寺末にして六大院と呼び不動明王を本尊とす。明和年中信者の淨財を募りて實言の建立せし所にして、當初佛性庵と稱せしが、明治十九年十二月二十三日今の寺號に改む。境内は壹百六拾六坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。外に地藏堂あり。

寶室庵

寶室庵は同町にあり、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。明曆三年五月檀家の助成を以て造營せる尼寺なり。境内は壹百九拾七坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・茶所を存す。

常行院

常行院は同町にあり、般舟山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。文政十年二月一日高譽俊藝上人の私財を以て創營せし處なり。上人は大和國葛下郡常麻奧院の住職たりしが、隱遁の志

欣求庵

深く同寺を辭して當所に来り、専ら自行を修して信徒少からず、嘉永二年二月九日を以て遷化したるも參詣人絶えず、明治十一年十一月十四日院號を公稱し、更に知恩院末となれり。今は尼寺なり。境内は壹百七拾六坪を有し、本堂・庫裏・離座敷・書院・茶室・冠木門を存す。

眞專庵

欣求庵は同町にあり、智惠山と號し、眞言宗山階派勸修寺末にして本尊は弘法大師なり。元祿二年三月住職自費を以て庫裏を建設し、寶永元年二月施主山田新兵衛・天満屋五兵衛の兩人本堂を再建せり。境内は貳百貳拾壹坪を有し、本堂・庫裏・茶所・表門を存す。外に護摩堂ありて不動明王を安置す、堂は五世榮照の代なる明和元年五月住吉屋吉兵衛・河内屋茂兵衛兩人の發願建立なり。

眞專庵は同町にあり、榮松山と號し、臨濟宗圓覺寺派妙中寺末にして釋迦如來を本尊とす。享保十年良專の開創せし尼寺なり。弘化四年焼失しければ安政四年再建せり。境内は貳百參拾坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

高津宮の址

高津宮址の碑は高津北之町にあり、高さ九尺・幅四尺許・臺石の長さ一丈・幅拾尺許にして、周圍に鐵柵を繞せり。明治三十二年大阪市の仁徳天皇千五百年祭を執行するに當り、此の地附近は高津宮殿門のありし所なりと認め、貳百七拾四坪の地を買収して、同年十一月三日碑を建て、之を紀念せるものなり。もと市有なりしが同三十六年四月府社高津宮へ寄附せられて、今は同社の境外所有地となる。同宮址に就ては諸説未だ一定せず、攝津名勝圖會大成及び覺峰の、高津宮舊蹟志は大坂城の地なりと

し、古事記傳は上本町通安曇寺町筋ならんといひ、攝津志は安國寺坂の北とし、攝津名勝圖會には「宮城は小橋寺町の西の方今の桃木原これを土人御殿谷といふ、又或云、東は有都谷・西は大伴郡大江岸・北は味生坂高臺今土人コッ・南面は餌差町の地にして皇居ありしとぞ」と記し、攝陽群談は東成郡高津小橋の地とし、難波舊地考は東高津村の御殿山となし、難波上古圖説は東高津村として、紛然たり。されば當時宮址を求むるに際し、攝津名所圖會等の説に依りて此の地に碑を建てしものならん。然れども同宮址の此の地にあらずして大阪城附近なるべきは已に記せる如し。此の地は攝津名所圖會に見ゆる御殿谷にして、謂ゆる靈蹤發碑の出でし所なりといふ。同碑に就ては兎角の評あれども、今暫く攝津名所圖會に依りて之を掲記し、以て好事家の參考に資せん。

靈蹤發碑 (方七十五分)

等由兵官治天下 天皇二年甲寅歲次夏四月奉 國政君命補高津之宮皇居荒廢之地於石花女關西丘白鷺御池上大小橋山地以石壇登之者即永保天下聖趾安固萬世靈蹤故也

奉行左大史攝津上官臣 武夫鹿呂

壇上處 日 東

傳光寺

傳光寺は同町にあり、高津山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。舊記に依れば文祿年間高津太右衛門道心傳光房性順が舊小橋墓地の西方なる池上の地に草創せしものにして、慶長九年

梅川・忠兵衛の墓

三月四日傳光房歿し、爾後五十二年を経たる明暦元年正月十二日傳故上人は高津源右衛門(法名)の跡を受けて開山となり、元祿年間五世淨閑は三世淨故の遺金を以て當所を買得し、同九年六月之を再建せり。境内は六百貳拾八坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關及び觀音堂を存す。墓地に梅川・忠兵衛の墓あり。

無量寺

無量寺は同町の舊上本町八丁目寺町にあり、壽命山本覺院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒詳ならず。境内は五百貳拾六坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・鐘樓・門を存す。外に地藏堂あり。

龍泉寺

龍泉寺は同町にあり、玉照山眞精院と號し、淨土宗清淨華院末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿三年の創立・寂譽上人の開基なり。明治十三年五月十二日より尼寺となり、堺市甲斐町東四丁にありしが、同二十五年十一月二十一日當所に移轉せり。境内は貳百拾五坪を有し、本堂・庫裏・客殿を存す。

小橋の墓地

新梅屋敷

龍泉寺の南邊はもと墓地のありし所なり。元和の初の墓地整理に際し、東横堀川以東にありし墓を移轉せられし謂ゆる小橋墓なり。大坂七墓の一たりしが、大正三年四月八丁目東寺町の十萬寺境内に移されて今はなし。又無量寺の南には新梅屋敷あり、其の新の字を冠するは明治以後の開闢なるを以て舊梅屋敷に對して區別せるなり。土地に高低あり曲折あり、多くの梅樹を植ゑて花時には馥郁たる清香を放ち、雅俗の來り賞するもの繁かりしが、今は市街の發展に伴ひ周圍に人家建設せられて俗化

東高津宮

し、梅も亦其の數を減じて前日の儼なきに至れり。

東高津宮は東高津南之町字野中にあり、仁德天皇及び磐之姫命を祀れり。創建の年月・沿革等は詳ならざれども、もと仁德天皇社と號せしを、明治維新後今の社名に改めしといふ、俗に元高津と呼べり。明治五年村社に列し、大正二年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百七拾四坪を有し、本殿の外に拜殿・客殿・社務所・納屋等を存す。氏地は東高津南之町・同北之町・上本町五丁目・同六丁目・同七丁目・小橋西之町の一部・南區天王寺石ヶ辻町にして、夏祭は七月九日・秋祭は十一月九日に行はる。

難波寺

難波寺は同町にあり、臨濟宗妙心寺末にして十一面觀世音を本尊とす。大阪府廳寺院明細帳の記する所に依れば、天平八年八月僧正行基の開基に係り、寺地は仁德天皇の舊跡にして、行基は王仁の苗裔なるを以て同天皇を追慕し、其の祠傍に茅舎を結びて奉仕せしに、聖武天皇の御宇南都東大寺大佛殿落成の際、行基其の供養會導師の勅命を蒙りしも、梵國の僧婆羅門に譲りしかば、更に勅を梵國に下し給ひ、婆羅門は勅を奉じて來朝せり。其の時豫め勅宣ありて・行基幽居の此の地に就き梵刹を造營し、以て婆羅門を優待し給ひしもの即ち當寺なり。而して地は復た觀月の名所なりければ、同天皇は此の地に臨幸せられて月江山難波寺の勅號を下し賜へり。爾來五百有餘年の星霜を経て堂宇佛閣兵火に罹り灰燼となりしも寺名は朽ちず、舊跡相續して今に至る。然るに延寶年前中絶して一僧の住して佛塔を拂ふ者なかりしが、其の頃妙心寺開祖十二世の法孫暲同舊礎を起し、延寶六年二月更に同寺派に改めしと。

野中觀音

然れども寺名に就ては世已に説あり。普通には野中觀音と呼べり。像は行基の作と傳へ、丈六寸三分にして、大和長谷寺の大觀音と同本なりと云ふ。平家の忠臣惡七兵衛景清の守本尊として日向宮崎にありしが、故ありて江州三井寺の智増院に贈られ、後また當寺に安置せらるゝに至れりと。境内は貳百坪を有し、本堂・茶所・表門を存す。門前に墨懸地藏あり、祈りて驗あれば墨を其の頭上に灑ぎて恩を謝するを例とせり、是れ此の名のある所以なり。

墨懸地藏

竹林寺

竹林寺は上本町五丁目舊上本町八丁目寺町にあり、五臺山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和二年四月八日檀家の協力を得て真正の開創せし所なり。境内は四百七拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・小書院・玄關・藥醫門を存す。

西光寺

西光寺は同町舊上本町八丁目寺町にあり、榮耀山と號し、淨土宗專念寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長四年檀中の協力を以て岸譽上人の開創せし所なり。境内は貳百拾七坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

光明寺

光明寺は同町舊上本町八丁目寺町にあり、遍照山と號し、淨土宗知恩院末にして齒吹阿彌陀佛を本尊とす。慶長二年正月の創立なり。安永七年八月類焼に罹りて寺記を失ひしを以て寺歴詳ならず。天明年中檀家の協力を以て十四世到譽之を再建せり。境内は四百五拾四坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關を存す。外に地藏堂あり。

正念寺

正念寺は同町舊上本町八丁目寺町にあり、高北山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。正保元年六月の創立なり。安永七年八月類焼に罹りて記録を焼失したれば寺歴詳ならず。天明年中七世順譽檀家の協力を得て再建せり。境内は八百六拾八坪を有し、本堂・庫裏・下家・座敷・書院並に次室・中の間・玄關を存す。外に觀音堂あり。墓地に十時梅殿の墓あり。

西光院

西光院は同町舊上本町八丁目寺町にあり、來迎山十念寺と稱し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長五年檀家の協力を以て禪牛の開創せし所なり。境内は壹千六百貳拾貳坪を有し、本堂・庫裏・玄關・書院・小書院・廊下・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。

妙中寺

妙中寺は同町字久保にあり、法林山と號し、臨濟宗圓覺寺末にし釋迦如來を本尊とす。貞享四年十二月の創立なり。境内は五百六拾五坪七合四勺を有し、本堂・庫裏・表門を存す。外に位牌堂・觀音堂・辨天堂あり。

遍照庵

遍照庵は同町字向カイトにあり、光明山と號し、谷町八丁目淨土宗願生寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。承應元年願生寺七世の住職湛譽上人の開基なり。當時堂舎完成せざりしを以て其の徒弟意心なるもの先師の遺志を繼ぎ、寛文元年信徒の協力を得て之を大成せり。本尊はもと高津東西兩村の境たる字梅ヶ辻の邊にありし草堂に安置せられたりしが、靈驗著しかりしを以て衆人の信仰厚く、殊に雨を祈りて靈感ありしかば農民の崇信頗る深く、報謝の常燈明等四時絶えざりしを、當庵開基の礎遷座

了幸寺

して本尊とす。後星霜を経て堂舎破損せしかば、弘化二年五月十三世の住職智春信徒の協力を得て之を修繕せり。境内は參百九拾坪を有し、本堂・庫裏・長屋門・藥醫門を存す。了幸寺は同町字向カイトにあり、廓然山と號し、淨土宗大阿彌陀經寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛保三年二月十五日信者の協力を以て慈洞の開創せし所なり。境内は壹百參拾七坪を有し、本堂兼庫裏・納屋・座敷・長屋門を存す。

白蓮寺

白蓮寺は同町にあり、微妙山弘誓院と號し、淨土宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元祿年間和泉國堺旭蓮社大阿彌陀經寺玄恕和尚の徒弟願譽白蓮なるもの、當國住吉郡殿辻村に一字を草創せしが、歿後住僧なく頽廢に及びしを、寛政元年八月龍竹尼なるもの自資を投じ信徒と協力して再興し、爾後尼僧の住する所となる。四世信順を経て高本に至り、明治十一年七月九日當所に移り、信徒の寄財を以て造營せり。境内は壹百拾貳坪を有し、本堂兼庫裏及び長屋門を存す。

菩提庵

菩提庵は同町にあり、自行山と號し、淨土宗源聖寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元祿十三年十一月三日貞山の開創する所なり。境内は壹百五拾壹坪を有し、本堂・庫裏・書院・長屋門を存す。

西海寺

西海寺は同町字向カイトにあり、法龍山と號し、黄檗宗萬福寺末にして準提觀世音を本尊とす。創立の年月及び當初何宗たりしかは詳ならず、元祿十年七月悅山和尚の中興なり。境内は貳百九坪七合八勺を有し、本堂・庫裏・表門を存す、共に明治四十年十月五日落成の再建なり。

寶樹寺

寶樹寺は上本町六丁目にあり、園林山と號し、日蓮宗妙顯寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。万治二年正月本山二十一世日宗の創建なり。元文五年五世日清堂宇を造營し、境内に楓樹を栽植す、故に楓寺の名あり。後星霜を経て堂宇毀損せるを以て、智法尼・智養尼の兩世修繕を加へて舊觀に復せり。境内は九百五拾八坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・座敷・藥醫門及び鎮守堂を存す。墓地に淨瑠璃作者紀海音の墓あり。

紀海音の墓

源正寺

源正寺は同町字屋敷にあり、成就山忠魂堂と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。貞享四年二月十五日祐天上人の信徒藤本繁三等の協力に依て創建せられし所にして、後寛政二年近譽圓隨は自費を投じ紀州藩以文院殿の援助を得て之を再建せり。圓隨は紀州藩老職家の出たりしを以て、其縁故に依りて同藩主より二十五人扶持を給せられしといふ。其の後漸次衰微し、殊に明治の維新後に至りて負債を生じて償却の途を得ざりしが、同十五年十一月二十九日祖父江聖善師入りて住職となるに及び、龜山貞龍を初め信徒の協力を得て負債全部を償還し、同二十二年十月樓門を新築し、寺運轉じて繁榮に向へり。日清・日露兩大役戰歿者追善の爲め、故北白川宮能久親王殿下の御乘馬姿木像を奉安し、將校以下の氏名を記せる佛像二萬體を駢安し、毎年十二月二十三日を以て追悼會を行ひ、第四師團將卒を初め遺族並に信徒之に參會せり。是れ住職が軍隊布教に従事し、或は臺灣忠魂堂の建設に盡力せし等の關係より戰歿者の忠死を憫み、檀徒と圖りて明治二十七年以來企畫實行せし所にして、毎年壹千圓づゝを

領主及び區畫の沿革

積立て、之が資に充て、小松宮彰仁親王殿下には明治三十三年四月十二日、北白川宮妃富子殿下には同三十六年五月十四日、閑院宮載仁親王殿下には同四十二年五月四日親しく台臨參拜あらせられしといふ。境内は九百拾壹坪五合七勺を有し、本堂・庫裏・玄關・書院・土藏・納屋・開山堂・表樓門を存し、什寶に北白川宮能久親王殿下御束帶・御軍服・座蒲團各一具、小松宮彰仁親王殿下・伏見宮貞愛親王殿下の御染筆、北白川宮妃富子殿下御染筆の色紙、法念上人筆十字名號等あり。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配に屬し、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初の新に御料となり、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同三月また大阪府の管轄に復す、而して區轄の制定あるに及び、同五年五月東成郡第一區一番組に屬し、同八年四月三十日第五大區一小區一番組に改まり、同十年十一月六日接近町村第五大區一小區一番組となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第一分區に入り、同十三年七月二日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の村町制施行に至れり。

東高津村	11・2・10	11・11・10	101	11・17・10	250	11・11・10	1・10
舊稱	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	明治三十一年十一月一日現在人口	明治三十一年十一月一日現在人口

東平野町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目・同六丁目・同七丁目・同八丁目（八ヶ町）

此の八ヶ町の地はもと東成郡に屬し、北平野町と稱せり、其の北の字を冠するは南平野町に對せるなり。攝陽群談には北平野村町と記せり。其の一部は夙に市街の形を爲して、北平野町壹丁目より同八丁目迄の名を爲し、壹丁目乃至五丁目邊は俗に之を上鹽町と呼べり。鹽町といへるは菅原道真の潮待寺に潮を待ちしより起れりと傳へ、上の字を冠せるは船場の鹽町に對したるものならん。平野の地名に就ては兩説あり、其の一説に依ればもと平野神社ありしが故に此の名を爲せしが、社は桓武天皇平安遷都の後洛北平野に移されたりと云ひ、他の一説にはいふ、天正年間石山本願寺の織田信長と兵を交ふるに際し、平野庄一向宗徒の信長を窮地に陥れしことあり、信長憤りて其の徒に對し壓迫を加へしかば通れて此の地に移住し、漸次聚落を爲せしかば舊地に因みて此の稱を爲せりと。然れども兩説とも其の正否は詳ならず、記して後賢の精査に俟つ。其の東方なる南北筋は之を野堂町と呼べり、其の名はもと其の筋に松の大本ありて樹下に小堂ありしかば、之を標準として野堂筋と唱へしより起れるの稱なりといふ。而して此の各町は東・西高津村に挿まれて狹長の地形をなし、北東の一部は上本町四丁目・八丁目中寺町・八丁目東寺町（以上清堀聯合）に連り、南西の一部は天王寺生玉町（天王寺聯合）に接して、其の各町は近時東・西高津村に屬せざりしも、元和の初年に墓地を移轉されたる東・西高津村に當れば、本地も地勢上東・西高津村

の内たりしならん。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、本地及び南平野町・東高津村の二町一村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情合併するを便とせしを以て其の區域によりて一町を設け、舊名の平野を保存し更に大阪市街の平野町と區別せんが爲め、東の字を加へて東平野町と名づけ、本地は其の大字となれり。然るに同三十年四月一日大阪市に編入せられて東區に屬し、東平野大字北平野と稱せしが、同三十三年四月一日更に地區を按排して新に町名を設定せり。即ち字壹丁目の反別貳町壹反六畝貳拾壹歩を區域として東平野町一丁目、字貳丁目の反別壹町九反七畝貳拾四歩を區域として東平野町二丁目、字三丁目の反別貳町壹反壹畝貳拾五歩を區域として東平野町三丁目、字四丁目・同四丁目の反別貳町壹反八畝貳拾壹歩を區域として東平野町四丁目、字五丁目・同野堂町の反別貳町貳反九畝拾歩を區域として東平野町五丁目、字六丁目・同六丁目の反別貳町壹反五畝四歩を區域として東平野町六丁目、字七丁目・同裏町の反別四町參反壹畝壹歩を區域として東平野町七丁目、字八丁目・同町跡の反別參町四反貳畝拾壹歩を區域として東平野町八丁目と改稱せり、現在の各町是れなり。各町中生玉表門筋より一筋北なる舊北平野町五丁目・同六丁目の境を東方野堂町筋に通ずる小路に狸小路、生玉表門筋より二筋南なる東平野町七丁目・同八丁目の境を東方野堂町筋より西方天王寺生玉寺町に通ずる小路に、「がたらう横町」の異名を存せり。

上鹽町

舊北平野町壹丁目及び同六丁目・同七丁目は遊所のありし所なり。其の壹丁目にあるものは上鹽町

を以て稱せられ、一に「ほそあい」又は中筋とも呼べり。北方南桃谷町より墓の谷を経て同町に入れば、一丁許にして東に向ひて野堂町筋に通ずる小路あり、此の小路より野堂町筋に出で北に廻れるの邊即ち是れにして、品格最も劣惡を極め、明治の後には十數軒を存したり。又其の六丁目・七丁目は別に俗稱を有せず、馬場前の遊所に連接せるを以て馬場前を以て概稱せられ、高樓相連り娼婦の品格優秀にして美容の者多かりしは、馬場前の條下に記する所の如し。同六丁目の内なる野堂町筋の分は俗に野堂町と稱し、狸小路以南西側凡一丁許の間にして、他は附近に亘りて民家の少許を存する寂寞の境たりといふ。各遊所の起原は詳ならざれども、安永二年の遊所名中に上鹽町・馬場前・野堂町等の名見ゆれば、當時已に遊所の存したるを知るべし。何れも公許外の遊所たりしが、明治二年八月十四日北平野壹丁目・同六丁目・同七丁目とも、從來存したる茶屋・置屋等の營業者に株を差免されしかば初めて公許地となりしも、同四年十一月に至り泊茶屋渡世を差止められ、翌五年十月更に特定地外遊所の廢止に依り、其の多くは松島に移りて廢絶せり。

欣心庵

欣心庵は東平野町二丁目にあり、周沾山と號し、日蓮宗妙徳寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。創立の年月詳ならず、僧日道の開基なり。もと東高津村にありて妙道寺と稱せしが、天明七年二世日唱當所に移りて今の名に改む。尼寺なり。境内は壹百四拾貳坪を有し、本堂・庫裏・座敷・腕木門を存す。

良政寺

良政寺は東平野町四丁目にあり、俗に柳寺と稱す。日蓮宗本國寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。延享元年六月日寛の創建なり。嘉永五年二月二十五日燒失したるを以て、其の後再建したるも舊記の存せざるが故に年月等詳ならず。境内は壹百九拾四坪を有し、本堂・庫裏・書院・茶所・藥醫門を存す。

夕願寺

夕願寺は東平野町五丁目にあり、教誓山と號し、日蓮宗本國寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。創立の年月詳ならず。もと鴨野村にありて淨土宗たりしが、元文四年三月日蓮宗の信尼智眞日利之を當所に移轉し、寛保元年本堂竣成して常宗の道場と爲せり、故に同尼を開基とす。是れ當地の本宗寺院に尼僧の住職を置くの嚆矢なり。境内は貳百九拾壹坪八合七勺五才を有し、本堂・庫裏・座敷・土藏・藥醫門・腕木門を存す。

貞松院

貞松院は同町にあり、月峯山と號し、谷町八丁目淨土宗願生寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。後陽成天皇の落胤八宮良純法親王の嫡子博孝王の閑居ありし所なり。博孝王は世を遁れて此に住し、其の居を貞松軒と號して風月に親み給ひ、華頂山知恩院の二世尊光法親王(後水尾天皇の皇子)とは從兄弟の間柄にあらせられ、延寶三年御父良純法親王の七回忌に當り、尊光法親王に參謁して懷舊追悼の情を御物語あり、同法親王は御父後水尾法皇より傳受の最勝總持曼陀羅形像、及び同法皇宸筆の六字名號を授けらる。同年妃翠子御懷妊ありて翌八年二月男子出生ありければ掌中の玉と愛で給ひけるに、幼兒七歳

の御時貞享三年三月七日妃は病を以て幼児を撫しつゝ薨せられしかば、博孝王御手づから御養育あらせられしが、幼児は元祿二年十歳の春を迎へて出家の望あり、博孝王は之を止め給へども思ひ止るべき様も見えざれば、已むなく其の意に従ひて心光庵の超譽上人に托せんと欲し、其の旨を同上人に述べ給ひしに、同上人は老齡の故を以て辭し、其の補所願生寺の住職連譽上人こそ然るべしとて其の意を通せられければ、連譽上人は老師の命もだし難く之を諾せしを以て、同上人の弟子となりて得度し湛譽と法名せらる。後六年を経て元祿七年五月湛譽十五歳にして關東檀林に飛錫しければ、博孝王は御父八宮良純法親王の眞蹟彌陀の尊號を之に授け、且「忘るなよ行末もなほ逢坂の關より西の雲の林を」の一首を添へて別を惜み給ひしが、王の御身も恙なく、湛譽は行業薰修を了へて、寶永四年其の師連譽上人の補所として願生寺に入り、同月下旬御父博孝王を此に訪ねられければ、王の悦びふるに物なく、今は何をか思ひ殘さんとて、御父八宮良純法親王より賜はりし出山釋迦如來の尊像・三條小鍛冶宗近の短刀を初め、尊光法親王より授かりし最勝總持曼陀羅形像等の總てを之に附與し給ひ、爾來永く尊像に奉侍して法恩を謝し、有縁を増益すべしと教示慇懃を極めらる。高貴の血統を享けながらわびしく此に閑居あらせられ、親一人子一人互に想ひ思はれて月日を送り給ひし、情緒の如何に纏綿たるものありしか、想察するだに痛はし。かくて博孝王は心の紐もゆるみたりけん、其の後は専ら念佛三昧に耽り給ひしが、正徳二年七月二十日端座合掌念佛數回七十一歳を以て薨去あらせらる、墓は願生寺にあり。父

博孝王の舊址なるを以て追慕の念に堪へざるものありけん、湛譽上人は享保十四年四月二十八日此に結庵し、隱退して自行の餘暇衆生の勸化に努められしが、元文三年八月十三日此に入寂せらる。後は弟子湛壽住職となり、以來願生寺派の僧尼相繼ぎて住し、明治維新の後暫く廢寺となりしも、同十一年十二月十日復舊して貞松院と改稱し、今は尼僧之に住せり。建物は往時の儘なりしが、近來大破して修繕の見込なきに至りしを以て、大正三年十一月二十三日改築に着手し、同四年五月十五日本堂・庫裏・座敷・土藏・納屋等の再建成れり。境内は貳百貳拾參坪を有し、庭前にはもと五葉松の古木ありしが、明治三十六年の頃に枯死して今はなし。博孝王在世中・京都知恩院の尊光法親王とは前記の如き間柄なりしを以て、時々贈物あり、或年松茸の土産に小松の附着しけるを、植ゑ置き給ひしに、年と共に成育繁茂せるものなりしといふ。

長願寺は東平野町七丁目にあり、龜井山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基正榮は明應五年本願寺蓮如法主の弟子となり、自己の所有地に一字を創立せしものは是れ當寺の起原なり。元和元年五月類焼の災に罹り、寛文十二年住職玄榮檀家の協力を以て之を再建せり。境内は貳百拾參坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

心光庵は同町にあり、谷町八丁目浄土宗願生寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。延寶二年八月四日願生寺八世超譽上人益雄智空大和尚の開基なり、同和尚は幼くして天満西寺町法住寺の中興三譽大和尚

長願寺

心光庵

の許に得度し、河州池の島なる往生院の住職となり、後願生寺に轉住して其の第八世たりしが、當庵を創立して閑居せり。然るに庭池に蛙鳴喧しくして淨業修行に心の散亂するを厭ひ、彼に十念を授けられしに以後蛙鳴せざるに至る、是れより其の池を蛙不鳴池と呼び、同和尚を蛙封じの上人と俗稱せりと。自ら死期を豫知し、元祿九年八月十一日其の身の葬式を營みて、願生寺本堂前に埋葬すべき旨の遺言を爲せしが、果して同月十七日七十二歳を以て大往生を遂げらる。爾後法孫繼承して住職し、星霜漸く重りて堂舎破壊せしかば、弘化二年八世猶譽自費を以て之を再建せり。境内は五百八坪を有し、本堂兼庫裏・長屋門を存す。

了西寺

了西寺は東平野町八丁目にあり、一蓮山と號し、淨土宗知恩院末にして當麻變相大曼荼羅模寫阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月詳ならず。もと東成郡中川村にありしが、寛保元年六月昨夢之を當所に移轉して開基となり、其の後五代を経て天明元年九月改格して尼寺となる。境内は貳百八拾壹坪を有し、本堂・拜堂・庫裏・書院・小書院・藥師門を存す。外に位牌堂・地藏堂あり。地藏堂に安置せる地藏尊は、聖德太子の四天王寺西門に於て彫刻し給ひし六萬體の一なりと傳へ、駒ヶ池の邊に安置せられて俗に駒ヶ池の地藏尊と稱し來りしが、明治五年街上の安置を禁せられしを以て當寺に轉置せられしものなり。

駒ヶ池

駒ヶ池は同町にあり、聖德太子の馬脚を洗ひ給ひし所なりと傳へ來りしも、今は肆店櫛比の巷とな

りて已に埋立てられ、僅に其の碑に依りて昔を偲べるのみ。

清海庵

清海庵は同町にあり、心月山と號し、臨濟宗妙心心派大仙寺末にして釋迦如來を本尊とす。萬治三年

吉野五運氏の邸

二月三日備後町一丁目杉山吉右衛門の女(主 諱 祖俊尼)之を創立し、大仙寺の二世湛月を請じて開山と爲し、同祖俊尼以來尼寺として今に至る。境内は八拾貳坪を有し、本堂兼庫裏・小間・離座敷・腕木門を存す。東平野町五丁目なる吉野五運氏の邸は園池の雅趣を以て名あり、もと約壹千壹百坪の廣さを有せしが、市電開通の爲め其の大部分を買収せられて區域を縮少せしは惜むべし。此の附近は徳川時代において老松の盤舞せる郊外にして、富豪の別邸所在地たりしといへば、同邸の如きも此の類なるべし。園池は縮少したるも尙高低相交り、奇石を按排し、樹竹巧に點綴せられて閑雅の風致を添へ、茶亭其の間に散在せり。而して此の園池茶亭は總て千家表流に則り、茶亭の寂照亭は如心齋・縮遠亭及び帶雪庵は啐啄齋・乍庵は吸江齋の指圖に依りて成れりといふ。寂照亭の額は海門禪師の筆にして、帶雪庵の額は篠崎小竹の筆なり。乍庵には別に額を掲げず、吸江齋の筆に成れる乍庵の二字を其の柱に刻せり。柱は長柄橋の埋木なりといへる珍木なるを以て、「ながら」の邦訓に依りて乍庵の名を命せるなり。蓋し同庵は都下に其の比稀なる茶亭なるべし。園側に曲扉あり、其の壁に收めて保存せる古瓦は、方圓長短其の形を異にし、各種の花弁紋章又は文字を焼込めるものあり。文字は不明なるものあるも、其の認めらるゝものには三村宮・元興寺・法起寺・法隆寺・興福寺・東大寺・西御塔・大安寺塔、長谷寺・

眞言院・寶藏戒壇院・天福元年五月造君看羽類色不語似無憂・瓦作者山崎寺大門之用也六之内元龜二年辛未八月十日大工六郎大夫作也・等あり、數寄に依り同家祖先の蒐集せしものなるべし。而して前記の乍庵には諸名士の記文ありて同家に所藏せらる、今其の二三を掲記せん。

長柄の橋の埋木をもて柱とし、利休が好みし獨樂庵のかたにつくり、なからの園訓なれば、乍庵となつてわが歌をよこふにまかせて
七十三翁 公 祐

いにしへのなからの橋の埋木のうもれぬ名をもつて一庵か

浪花人吉野之祖先、出滴水村、其地枕大河、即世所謂長柄橋之古跡也、土中往々有出橋柱之朽、昔利休得其一、極攻茶亭於菟道田原、好古之徒羨之、中在浪花商家、後移於雲州不味侯武州大崎之園、爰吉野子欽亦得一朽木、欲傲休之作、久而不果、今孝子徹續父之志、樂攀休之遺繩、決之休之裔孫吸江齋而成功、已而自名乍庵、蓋乍與長柄園訓通也。老僧不能無感、打小偈云、

先人好處 後人誤朽木 成功誰乍庵 識取兩回 喫茶去松風 一吸吐清談

弘化三年夏五月

前大徳 七十五翁 大 綱

浪花の吉野の家の祖は、滴水の村より出しか、其村のわたり、昔の長柄のはしの跡なりとそ、ある時その沼田より、橋はしらのくちのこれるを一二ほり出したるか、徹の父とりえていとよるこほひ、そを柱となして茶室造むとおもひばかりしかと、えとけずして身まかりしを、ことし遠忌にもあたりぬれば、其ころさしをつきて、あらたに一室をいとのみ、自乍庵と號しは、乍文字のよみ、なからにかよへばなり、はた此庵のことは、千利休山城のうらたはらにすみて、其庵の楹にかの古木を用ひて獨樂庵といひしか、近まころまでありしを、難波の某か家に引しか、そのうちまた出雲の園司のもとにて、江戸にうつるひにたれば、おとなくなりけるをふかくをみて、たよおなしやうにとおもひばかりけんも、かくむなしからず、こたひ徹の茶道の師

吸江齋の志しへのまに／＼遣りて、父のほいとけしめ、また遣つおやの故郷をしのふ心もあさかぬに、いみじうめてたうなんおほゆ、されば、此あらまし書して、歌をもてへよと、人してこひければ、いと拙かれと予も茶の道をこのめは、其いほのしつかに樂しがるへきことと、さま／＼におもひやりて、

いにしへかさなからうつす庵のうちに光かよひけんうらの河かせ

おもひ置しおやの心もほし柱長らにこそは見えわたるらめ

弘化三とせ五月ばかり

正三位 有 功

乍庵記

吉野氏出於滴水村、村在浪華北二里而瀨河、昔時長柄橋所在也、土人墾地往々出橋柱、嗣宗先人玉成君、得其一而藏焉、嗣宗頃者作一茶室於其莊、用之爲楹、蓋徹利休居士之獨樂庵也、庵用楹柱世人所知、當時在菟道、後好事者移之浪華、今則爲雲州侯江都別業之物、君欲模寫而存之於浪華、所以藏柱也、嗣宗乃謀之於居士裔孫吸江齋主、而營之以成君志、因自名之曰乍庵、取於乍與長柄訓相通也、余爲記其事、且爲之說曰、乍字加人爲作、加心爲作、嗣宗之營此室、與齋主謀、一仍居士之舊有類乎、述而不作可以去人矣、用父物繼父志、非自肆其慾則心之不作也、可以去心矣、且天茶道雖宜守先規、而其說本於禪、則胸懷不可不殷酒矣、乍者忽也、不用意也、然則嗣宗之名庵、抑亦有所得於茶道之奧耶

弘化三年歲在丙午夏四月

小竹散人 篠崎彌羅並書

本地は元和年間より徳川氏代官の支配に屬し、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同三月また大阪府の管轄に復す。而して區畫の

地主及び區畫の沿革

制定あるに及び、同五年五月東成郡第一區一番組に屬し、同八年四月三十日第五大區一小區一番組に改まり、同十年十一月六日接續町村第五大區一小區一番組となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第一分畫に入り、同十三年七月二日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

舊稱	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	明治廿年七月一日現在反別	明治廿年七月一日現在人口
北平野町	三、七、七、〇〇	三、四、四、六	五、三、三、七	三、九、三、三	七、五、三、三	三、〇、三、三、七	九、八、六、六

東平野町九丁目・同十丁目・上綿屋町・上本町八丁目・同九丁目・同十丁目（六ヶ町）

此の六ヶ町の地はもと關郡にして五條村と稱せしが、元祿四年二月東成郡に屬して南平野町と改稱す、其の南の字を冠するは北平野町に對せるならん。攝陽群談には南平野町村と記せり。其の一部には夙に市街の形を爲して南平野町九丁目・十丁目・十一丁目の名をなし、外に中町・泥堂町・京町・紺屋町等の字地あり。攝津志村里の條に南平野町名四と記せるは、此の中町以下の四ヶ町を指せるものならんか。地名の平野は北平野町の條下に於て記せしが如し。其の地は北平野町の南に連りて同じく狹長の地形を爲せり、地勢に就て之を見るに、往時は天王寺の内たりしならん。傳へ云ふ氏神はもと天王寺北村の大江神社なりしが、後同社を離れて五條宮を氏神と爲せりと、また其の變遷を知るの料たらんか。明治

二十二年四月一日町村制の施行に際し、北平野町及び東高津村と合併して一村を設け、東平野町と名づけて其の大字となり、同三十年四月一日大阪市に編入せられて東區に屬し、東平野大字南平野と稱せしが、同三十三年四月一日從來の名稱を廢し、更に地區を按排して新に町名を設定せり、即ち字九丁目の反別貳町壹反六畝拾九歩を區域として東平野町九丁目、字拾丁目・同十丁目・同拾丁目の反別貳町貳反貳畝拾四歩を區域として東平野町十丁目、字横町の反別壹町九反壹畝貳拾五歩を區域として上綿屋町、字中町・同中町裏・同元中町・同鹽町裏・同泥堂町の内五番地・五番地の一・六番地・六番地の一の反別四町壹反參畝拾貳歩を區域として上本町八丁目、字泥堂町の内五番地・五番地の一・六番地・六番地の一を除くの外及び同京町の反別四町貳畝拾九歩を區域として上本町九丁目、字紺屋町の反別壹町八反六畝歩を區域として上本町十丁目と改稱せり、現在の各町是なり。而して東平野町十丁目と上本町九丁目の間を東西に通ずる街路には神子町（一に巫子町に依る）の異名を存し、又上本町九丁目なる電車通より西に低窪して溝渠の跡らしき所は、之をおほかめ谷と呼べり。

現時にありては各町共に人家稠密せるも、以前にありては谷町筋・平野町筋を除くの外は寂寥の境たり、即ち野堂町筋の如き其の生玉表門筋より少し南までは人家を存したるも、是れより南方神子町に至るまでの間には一軒の人家なく、道路は兩側土地所有者に蠶食せられて往來を阻害しければ、明治二十六年有志の發意に依りて之を今の如く十二尺幅に擴め、爾後人家漸次相並ぶに至れりと云ふ。又上本町

神子町

八丁目なる字中村の如きも、當時までは野原の中に離れたる聚落にして、西側に農家あり東側は寺院と別荘のみなりしと、故に其の繁榮は其の後の現象なり。而して神子町は往時より神子の家の連りし所にして、黒格子・藪の内等は其の最も名ありしものなり。神子は巫女なり、新喪の客來れば巫女は掌を合せて陽に幽鬼を迎ふるの儀を爲し、七寸の弓を執りて一小匣を撃ち、瞑目して細語し、殆んど幽鬼の訴ふるに似たり。父を喪へる者には亡父の情を述べ、母を喪へる者には亡母の悲を告げ、妻を喪へる者、夫を喪へる者、兒を喪へる者乃至兄弟姉妹を喪へる者には、之に對して各巧に其の哀情の注げる竅に投じて、妙に其の妻・其の夫・其の子及び其の兄弟姉妹の意を告げ、客は皆俯して之を聴き、啼泣嗚咽以て其の幽魂の意を迎へ得たりと爲せしが、慶應年間に至りては寥々として僅に兩三家を残し、今は已に全くなしといふ。

一心庵

一心庵は東平野町五丁目にあり、谷町八丁目浄土宗願生寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。後陽成天皇の皇子八宮良純法親王の創立に係り、願生寺十三世瑩譽湛廓の再建なり。親王は願生寺假寓中暦三年當庵を營みて移り、寛治二年に至るまで三箇年間此に住し給ひしが、同年當庵を去りて御歸洛あらせらる。其の後延享四年までの事歴判明ならざれども、庵記に依れば寛文七年に一心庵崇仁の名見え、元祿十三年に盜難の爲め記録紛失の記事あり、延享四年に一心庵定空・弟子貞岳の名見ゆれば、同親王の後に崇仁なるもの住し、延享の頃に定空なるもの住せしならん、貞岳は願生寺十一世湛譽上人の弟子

たる喚譽貞岳なり。是れより先、願生寺の湛譽上人は、同寺の條に記するが如く別院建立の志願を抱かれしも、老體の故に補所誓譽(即ち同寺十二世)・同湛壽(貞岳庵の二世)に之を遺命せられしが、誓譽・湛壽は師命を果さずして逝きければ、誓譽の補所たりし前記の瑩譽湛廓は喚譽貞岳と共に誓譽の志を繼ぎ、湛譽上人の遺財を以て延享四年四月當庵を再建して別院と爲し、心光庵の内持佛を移して本尊とし、且貞松庵にありし湛譽上人の遺像を此に移し、以て湛譽上人の志願を果せしも、住職たるものなきを以て當時大善寺の隱居僧となれる喚譽貞岳を住職たらしめ、貞岳は其の曾て受け居りし湛譽上人の遺銀六貫五百目を祠堂料として寄附せり。庵記中に此の貞岳を定空の弟子なりと記せるは、當庵再建の爲め先住より讓受を爲すに際し假に用ひたる名義ならん。かくて當庵は同年五月本山に願ひて寺格を得、願生寺に屬して同寺住職の隱居所となりしが、今は尼僧之に住せり。境内は貳百拾貳坪を有し、本堂兼書院・庫裏・藥醫門を存す。

光照寺

光照寺は東平野町十丁目にあり、糸薄山と號し、真宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず、境内は壹百九拾四坪を有し、本堂・庫裏・土藏・長屋門を存す。

藥蓮寺

藥蓮寺は上本町七丁目にあり、修光山と號し、本門法華宗本興寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。正徳六年正月大坂の住人深江屋仁兵衛・同治左衛門より寺地を深江村に寄附せしを以て、僧日成は同地に堂宇を建營し、以來同村にありしが、明治十八年七月洪水の爲めに大破せしを以て、翌十

來迎寺

九年七月二十四日當所に移轉せり。敷地は住職澤田智學の寄附なり。境内は壹百七拾四坪貳合貳勺を有し、本堂・庫裏及び門を存す、共に明治四十四年八月九日竣成の新築なり。

宗林庵

來迎寺は上本町九丁目にあり、紫雲山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀如來を本尊とす。天保七年十一月一日入譽徳住の創立なり。徳住は東高津源正寺の住職なりしも、同寺を辭して一字を創立せしものなり。明治十二年五月七日初めて寺院たるの公認を受け、更に知恩院末となる。境内は七拾五坪九合八勺を有し、本堂・庫裏・書院を存す。庫裏・書院は明治四十四年三月十九日の再建なり。

明法寺

宗林庵は同町の舊中町にあり、日蓮宗本法寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。寛文七年三月碧岸の開創なり。文政十一年知養尼之を再建し、文久四年智心尼更に私財を以て庫裏を再建せり。今も尼寺なり。境内は貳百九拾貳坪壹合を有し、本堂・庫裏・書院・小座敷・玄關・土藏・藥醫門を存す。外に鎮守堂あり。

壽福院

明法寺は同町字京町にあり、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならざれども、往時は眞言宗にして曼荼羅庵と稱せしが、後淨土宗に轉じ、寶曆十一年八月更に知恩院末となりて明法寺と改稱し、天明二年尼寺となり、嘉永元年六月四世清教尼之を再建せり、今も尼寺なり。境内は貳百拾坪貳合貳勺を有し、本堂・庫裏・小座敷・藥醫門を存す。外に地藏堂あり。壽福院は同町字林町にあり、朝日山照國寺と號し、淨土宗一心寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛文

蒼龍寺

九年十月十五日信徒の協力を以て智尊の開創せし所なり。寛保二年十月風災の爲めに頽廢せしが、明治十一年五月再建せり。境内は貳百六坪を有し、本堂・庫裏・玄關・座敷・藥醫門を存す。外に辨財天堂あり。

天正寺

蒼龍寺は上本町十丁目字紺屋町にあり、瑞龍山と號し、淨土宗正林寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛延二年九月僧慈光の創立なり。境内は參百七拾四坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に大聖觀喜天堂・吒枳尼天堂あり。

宗恩寺

天正寺は同町同字にあり、圓通山と號し、臨濟宗相國寺派總持院末にして聖觀世音を本尊とす。寛政十二年二月十五日明堂尼之を創立し、受業師鏡山を請じて開祖と爲せり。境内は壹百九拾壹坪を有し、本堂・庫裏・土藏・表門を存す。外に大師堂あり。

領主及び區畫の沿革

宗恩寺は上綿屋町の字泥堂町にあり、泥堂山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永正三年二月圓信の創立なり。圓信は池田和三郎と俗稱し、越前朝倉彈正左衛門尉敏景の臣なりしが、長じて屢戰功ありしも、後故ありて蓮如上人に歸依し、同上人の徳を慕ふて大坂に來り、永正三年二月實如上人に除髮を請ひ、圓信の法名を授けられて道場を創設し、元祿十六年二月十六日今の寺名を附與せらる。境内は九拾九坪四合九勺を有し、本堂・庫裏・書院・門を存す。

本地は元文二年より徳川氏代官の支配に屬し、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初の新

に御料となりて同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同三月また大阪府の管轄に復す。而して區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第一區一番組に屬し、同八年四月三十日第五大區一小區一番組に改まり、同十年十一月六日接續町村第五大區一小區一番組となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第一分畫に入り、同十三年七月二日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

舊	稱	石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の人口	明治廿年七月一日現在人口
南平野町		一、五八五	町	一、六二〇	一、四七三	一、七、四三三
						二、六六三
						一、六、三三三
						一、六、四五一

谷町八丁目・同九丁目・西高津中寺町・生玉町・下寺町一丁目（五ヶ町）

此の五ヶ町の地はもと西成郡に屬し、西高津村と稱す、其の西の字を冠するは東高津村に對せるならん。其の地は東成郡の西に接して西成郡に於ける大村たりしが、後大阪市街の發展するに従ひ漸次侵蝕せらる、即ち慶安二年高津五右衛門町の地を首のとして、元祿七年十二月には同西高津町及び南瓦屋町の地を、同十五年閏八月には字髭剃即ち北組なる元伏見坂町の地を、延享二年正月には南組西高津新地一丁目より九丁目に至る九ヶ町の地を大阪市街に編入せられ、降て明治元年七月瓦土取場の

地を、同六年十一月十七日市郡の境界を整理せらるゝに及び、更に字地藏坂北手瓦屋町二番町・同三番町地續なる野畑の地を南大組瓦屋町二番町・同三番町に、高津宮島居内の地所を同高津町一番町に、字西寺町孔雀茶屋の地所を同高津町五番町に、字糸引庵の地所を同高津町七番町に、日本橋筋字關屋口の地を同日本橋筋二丁目に、坂町裏天神社内外の地を同南阪町に編入せられ、之と同時に高津町一番町の内に於て本地内に孕み居たる民家一戸、及び生玉筋中寺町の内妙徳寺・藥王寺・大雲寺・本要寺・雲雷寺・禪林寺・顯孝庵・大倫寺・圓妙寺・正法寺・本行寺・蓮成寺・妙壽寺・寶泉寺・福泉寺・法性寺・法雲寺・江國寺・本經寺・久成寺・本覺寺、谷町八丁目寺町の内長久寺・妙經寺・妙像寺・本長寺・專修院・願生寺・大仙寺・重願寺・本照寺・法妙寺・正覺寺・妙光寺・久本寺・妙法寺・海寶寺、生玉筋中寺町の内常國寺・妙堯寺・蓮光寺・龍珠寺、西寺町の内大蓮寺・稱念寺・淨國寺・源聖寺、生玉寺町の内齡延寺、谷町八丁目寺町の内本政寺の四十六ヶ寺を本村に編入せり。然るに以上數次の變動に依り、本地の地形は同市街に中斷せられて東西の二部に分れ、其の西部なる字髭剃は西成郡難波村の側にありて、東部なる本地は東成郡に接續せり。依て明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、地形の兩分せるは一村を形成するに便ならざるを以て、西部なる字髭剃の地は難波村に合併せられて其の大字となり、東部なる本地も遂に西成郡を脱して東成郡に入り西高津村と稱せしが、同三十年四月一日また大阪市に編入せられたり。大阪市の編入せられて東區に屬し西高津と稱せしが、同三十三年四月

一日從來の地名を廢して新に町名を設定せり、即ち字谷町八丁目・同谷町筋八丁目・同谷町八丁目寺町・同谷町筋八丁目上寺町・同八丁目寺町・同梅ヶ辻の内五十一番地の反別四町六反貳畝拾六歩を區域として谷町八丁目、字梅ヶ辻の内五十一番を除くの外反別四町貳畝六歩を區域として谷町九丁目、字中寺町・同中寺町西裏・同生玉中寺町・同生玉筋中寺町の反別六町參反五畝貳拾八歩を區域として西高津中寺町、字生玉(生國魂神社同附屬とも)の内百六十二番地・百六十二番地の一・百六十二番地の二を除く外及び字西寺町の内百八十五番地・同持明院前・同生玉寺町・同源聖寺坂・同源照寺坂の反別七町五反六畝壹歩を區域として生玉町、字西寺町の内百八十五番地を除くの外及び同生玉新地・同生玉の内百六十二番地・百六十二番地の一・百六十二番地の二の反別貳町壹反拾七歩を區域として下寺町一丁目と改稱せり、現今の各町是れなり。且其の所屬地にも亦異動せしものあり、即ち生玉社地は明治四年五月八日南大組に屬して其のわ組四番の所屬地なりしも、同五年三月十七日には同大組第十二區の附屬地たり。而して各町の地は難波岡陵の内にあるも、特り下寺町一丁目のみは西部の崖下にあり、故に其の高低を爲せる所の坂路には、源聖寺坂・眞言坂・地藏坂等の名あり。又谷町九丁目筋の高津神社の表門通と交叉する所には、梅ヶ辻の異名あり。

高津の地名は已に東高津の條に記せしが如く、攝津風土記に見ゆる高津の文字に依りて「かうづ」と轉じ、其の稱残りて村名となりしものなるべし。王子記には郡戸かうづに依り、大平記には古宇津かうづと書し、攝

陽群談には土俗瓜生津かきづ或は郡戸かうづを本字とするの説ありと記せり、高津の音に依りて文字を換へて書せしものならん。西成郡史に依れば「高津町一番町高津五郎氏の所藏に係る文祿二年十月廿四日代官吉田清左衛門の古狀及び慶長年間片桐市正の古狀に、郡戸と書きて「かう津」と訓せり、後徳川氏の代に徙り寛永二年代官北見五郎左衛門の支配に屬せしとき、西郡戸村と書きて「にしかうづ」とは讀み分け難ければとて往古の惣名なりし高津の文字に復して、之を西高津村・東高津村と改めしと云へることも。同氏所藏の古文書に現はれたり」と見ゆれば、寛永二年の頃まで郡戸の文字を用ひ來りしを、同年高津の文字に改めしを見るべし。而して本地附近は往古蝦蟇行宮のありし所なりと傳ふれば、復た蝦蟇の稱ありしならんか。是に於て一説あり、曰く東・西高津の地名は此の蝦蟇かまぼこに出で、蝦蟇は轉じて郡戸かうづとなり、更に轉じて高津かうづとなれり、故に高津は地名にして高津宮の高津とは別なりと。然れども郡戸の「かうと」にあらずして、「かうづ」と訓みしは前記の如し、又高津は仁徳天皇以前に於て岡陵の一帶を唱へたる稱なるべければ、其の宮名は之に因みしものと見ざるべからず。已に高津の稱ありて其の高津は「かうづ」と音讀し得べければ、音讀の例となりて郡戸又は古宇津等の文字を用ゆるに至りしは、常識に依りて見るも誤なからん。然るに其の唱へ方の音に依れると訓に依れるとを捉へて、之を高津の遺稱にあらずとするは奇を好めるの説にはあらざるか。近く例を擧ぐれば城北村を文字の音に依りて「じやうほく村」と呼べるが如く、訓に讀むべきを音に讀み、音に讀むべきを訓に讀みて、其の本稱を沒した

るは古來其の例に乏しからず、高津の訓に讀むべきを後に音に讀みしも此の例なるべし。假令蝦蟇は轉じて「かうづ」となり得べしとするも、其の之を高津の名の起原なりとするは非ならん。況んや蝦蟇は「かへる」と呼びしといふ説あるに於てをや、後賢の精査を俟つ。

蝦蟇行宮

子代離宮

小郡宮

蝦蟇行宮は本地にありしといへども、其の遺址等は詳ならず。行宮は日本書紀孝德天皇大化二年九月の條に「是月天皇御蝦蟇行宮或本云離宮」と記せる外には見ゆる所なし。同行宮と前後して子代離宮及び小郡宮あり、即ち子代離宮は同二年春二月の條に「是月天皇御子代離宮、遣使者詔郡國修營兵庫或本云樓部邑子代屯倉而起行宮」と見え、小郡宮は同三年夏四月の條に「是歲壞小郡營居、天皇處小郡宮而定禮法」と見ゆるもの是れなり。依て子代離宮は其の本名を蝦蟇行宮と呼び、其の所在地の小郡なるを以て之を小郡宮といひ、三者異名同宮なりとの説あり。然れども子代離宮の建てられたる狭屋部邑は、後の讚屋郷にして郷は三番村なりとの説もあれば、此の地なりとも斷すべからず。又小郡宮は小郡を壞ちて宮を營むと見ゆれば、難波小郡の郡衙を壞ちて營み給ひし別の宮なりしなるべく、喜田貞吉博士の著帝都には「小郡は西成郡衙の地であつたらしい、其の小郡は天平寶字四年十一月の正倉院文書によるに、堀江川の南にあつた」と記せらる、是に依りて見れば此の蝦蟇の行宮と或は附近なりしも知れざれども、前説の如く果して同一の宮たりしかは詳ならず。

續日本紀 桓武天皇延暦三年五月癸未、攝津職言、今月七日卯時、蝦蟇二萬許、長可四分、其色黑斑、從難波市南道南行、池列

可三町、隨道南行入天王寺内、至於午時皆悉散去、

生國魂神社

生國魂神社は生玉町にあり、延喜式内の神社にして生國魂大神・咲國魂大神を祀り、大物主命を配祀せり。生國魂大神・咲國魂大神は又の御名を生島神・足島神といひ、伊邪那岐命・伊邪那美命の御子大八洲の御靈なり。延喜式神名帳には宮中神三十六座を擧げ、難波座生國魂神社二座並名神大月次相嘗新嘗と記し、古語拾遺神武天皇の諸神を祭らせ給ふ條には、生島是大八洲之靈、今生島御所奉齋也と見え、又祝詞に「生島乃御巫能齋竟奉皇神等能前白久生國足國登御名者白氏辭竟奉者、皇神乃敷座島能八十島者谷蟻乃狹度極、鹽沫乃留限、狹國者廣久、峻國者平久、嶋能八十島墜事無久、皇神等乃依左志奉故、皇御孫命能宇豆頭乃幣帛乎稱辭竟奉久止宣」とあり。古くより宮中に齋かれ給ひ、歴代天皇御即位の次の年に行はせ給へる八十島祭は、専ら此の大神を祭らせ給ふものにして、住吉神・大依羅神・海神・垂水神・住道神等は之に預りしといふ。古來の大社にして一に難波大社と稱す。社記に依れば神武天皇即位紀元前戊午の年東征して難波津に着し給ひしとき、高津の丘に兩大神を祀り給ひしもの當社鎮座の初めなり。垂仁天皇二十七年神地を東西八町・南北拾貳町と定められ、かつ同天皇の御宇倭姫命の大和彌和の御室宮にありしとき、大物主命の詔宣に依りて同神を當社瑞籬の内に齋祀し給ひ、應神天皇二年に至り勅して初めて其の神宮を造らせ給ひしといふ。神境は杉檜の巨木大森を爲し、號して難波社と稱せしが、孝德天皇元年其の神木を伐りて長柄豊碕宮を營み給ひしかば、樹木絶えたりとなん。地名の森は此の難波社に起り、また生玉庄

の名も當社のありしより起れり。明應五年僧蓮如の山科より來りて本願寺別院を建立するに及び、寺傍に遷座ありしが、永祿元年正親町天皇勅して社殿を造營あらせ給へり、大國主命も此の時本殿に配祀せられしものなるべし。然るに天正年中本願寺の織田信長と戦ふに際し、兵燹に罹りて社殿悉く燒盡し、同十一年纔に残れる神璽を奉じて此地に遷座し、一小祠を營みしが、同十三年豊臣秀吉正親町天皇の勅を奉じて、其の臣東市正片桐且元・主膳正片桐貞隆を奉行として新に社殿を造營し、同年九月九日正遷式を行ひ、其の古朴典雅なる社殿は明治の後に至る迄傳はりしが、同四十五年一月十六日の大火に烏有と化し、神靈は一時假殿に遷座あらせらる。依て皇室より再建費中に金五百圓の御下賜あり、再建は國費を以て工を起し、大正三年十月三十日日本殿を初め、拜殿・神饌所・社務所・祭器庫・鳥居・表門・玉垣・透塀等全部竣成し、翌十一月二十八日神靈の正遷式を行へり。新に成りし社殿等は總て古式に依りて宏壯典麗を極め、之が爲めに要せし總費額は八萬四千四百參拾八圓貳拾四錢なりしといふ。而して此の再建工事と共に、一面に於ては境内外の一大整理を企圖し、其の費用を拾貳萬圓と豫定し、氏子の寄附金を求めしに、其の金額は豫定以上に上りしを以て、社務所を増設し、本殿背後に於ける石垣を築造し、其の他内外の整理を完整しければ、社殿及び境内外は舊に倍するの美觀を備ふるに至れり。

社は貞觀元年正月二十七日從五位下勳八等に叙せられ給ひしを初めとして、爾後累進して弘長元年二月二十日に至り遂に極位に達せられ、明治五年二月二十二日官幣大社に例せらる。上古より歷代皇室

尊崇甚だ厚くして奉幣齋祀の典悉く記すべからず。又武將の敬信も頗る深く、垂仁天皇二十七年攝津國河邊郡を神領に寄せさせられ、建久四年には源頼朝河内國若江郡に於て神領若干(三千五百石程の)を寄附し奉り、嘉暦元年後醍醐天皇は勅して當社造營の時神領を故の如くなさしめ給ひ、曆應三年足利尊氏は河内國若江郡近江堂村・小若江村(一萬石に當れる地なりといふ)を、慶長六年豊臣氏は攝津國東成郡鴨野村にて參百石を、元和五年九月徳川氏は攝津國西成郡下難波村にて三百石を各寄附し奉れり。而して此の徳川氏寄附の神領は明治三年十二月の土地に至る迄繼續せり。社域は豊臣氏社殿造營のとき壹萬七千八百六拾坪と定められ、徳川氏に至りても變ることなかりしが、明治五年五月壹萬六百餘坪を上地せしも、尙壹萬七千八百六拾坪を存せり。もと神主及び宮寺ありて奉仕し、神主に松下氏あり、宮寺に生玉南坊あり、松下氏に七家隸し、南坊に九院屬せり。南坊は眞言宗にして社域の北方なる低部一面を占め、九院の内地藏院・覺園院・持寶院の三院は本社(南側)に並べり、以て當時宮寺の隆なりしを想見すべし。然るに宮寺は明治の後に至りて分離せり、今の南區大和町にある法案寺南坊是れなり。年中の祭典は明治維新前は百二ヶ度なりしが、今は百七ヶ度となれり。其の内五月五日執行の走馬の神事は、神功皇后當社に參拜あらせられ、馬を馳せて三韓降伏の祈願を單めさせられ、御形代・鏡・劔等を奉納し給ひしより起れりといふ。夏祭は七月二十八日を以て行はれたりしが、今は七月九日に變更せらる。當日は内本町橋詰町の御旅所に渡御の式あり、社頭より附近一帯に般賑雜沓を極む。例祭は九月九日を以て行はれ、其の儀

北向八幡社

典甚だ壯重なり。境内には本殿・社務所・神輿庫・太鼓庫・繪馬所等相並び、皇太神宮・住吉神社・稻荷神社・天満神社・韃神社・淀姫神社・其他幾多の攝社末社隨所に散在して本社を護れり。淀姫神社(淀石・市村島姫命・大宮比)は鴨野村の辨天島にありしを明治九年の秋此に移せしものなりといふ(北區太融寺の條參看)。門前南方に北向八幡社あり、應神天皇を祀る、慶長年間の創建にして其の名は社殿の北面して大坂城に對し之を守護するの意に出でたりと。もと攝社たりしが明治十年三月二十九日末社となれり。其の武神なるを以て大坂城中の諸士は此の地に於て射術を學びしが、今尙毎年五月五日流鏑馬の演技あるは其の遺風なりといふ。西北二方に蓮池を繞らし、門前北方に一池ありて、内に辨財天を祀れり、兩池とも初夏の候には晨曉の花を賞するもの少からず。而して境内の西方は斷崖の上に臨めるを以て、大阪市の街區を瞰下し、遠くは淡路の島影・攝播の連山を煙霞の間に望見し、眺矚の美云ふべからず。

眞言坂

社境を北に出づれば眞言坂なり、もと坂の西側に醫王院・觀音院、東側に櫻木院・新藏院、また坂を上り詰めて東に曲れる角に遍照院、其の東に接して曼陀羅院(曼陀羅院は契沖阿闍梨の曾て住せし所なり)あり、此の六院は何れも生玉南坊所屬九院中のものなりしが今はなし。坂名は以上眞言宗諸寺院のありしより起れり。坂の上り詰より西に降れる坂路は之を新路と呼び、明治五年の開墾なり。又舊曼陀羅院の東に接して中寺町に面せるは當社禰宜の居住せし所にして、之に對する道の東側なる電車道の角は當社神主の邸址なり。其の神主邸のありしが爲めに、今の電車通より生國魂神社東門通に達する中寺町筋の兩側に青樓

馬場前及び
神主屋敷

起りて遊所を爲すに及び、神主屋敷を以て遊所名となして馬場前と並稱せらるゝに至れり。馬場前は生國魂神社東門前通をいへるものにして、北向八幡社の東西通なり。前記の如く大坂城武士の北向八幡社に詣て射術を學びし所なるを以て此の名を傳へ、遊所あるに及び馬場前町と呼ばれて遊所名となれり。安永二年の遊所名中に馬場前町の名見ゆれば、當時已に遊所の存したるを知るべく、天保十三年の整理ありしも、安政四年土地繁榮策の講せらるゝに及び、生玉社地に新規茶屋拾軒を許可せられしかば、神主屋敷も公許の地となり、之に勢を得て發展せる馬場前は、天王寺生玉前町(八幡橋町にも及ぶ)の谷町筋大鳥居を経て東方東平野町六丁目・同七丁目に達し、大鳥居以東最も繁榮を極めて高樓相連り、明治初年には(東平野町六丁目同七丁目分とも)青樓の数は百軒内外を存し、其の娼婦は品格優秀にして容色に富める者多く、新町・堀江等に劣らざるものありしといふ。而して馬場前町は明治二年八月十四日從來の茶屋置屋營業者に株を差免されて、神主屋敷と同じく公許地となりしも、同四年十一月限り生玉社地及び馬場前共に其の泊茶屋渡世を差止められ、翌五年十月更に特定地外遊所の廢止に依りて何れも廢絶せり。

寺
町

生玉町は舊生玉寺町の一部を爲し、下寺町一丁目は舊西寺町の一部を爲して各天王寺聯合の寺町に連り、谷町八丁目は舊谷町筋八丁目寺町、西高津中寺町は舊生玉筋中寺町に當れる寺院地にして、西高津中寺町は元和の初年を以て一向宗の末寺を除き市中及び接近村落の諸寺院を小橋村・天満村・東西高津村の三ヶ所に集められし時の西高津村に當れり。されば此の各町は今も尙ほ左記の如く寺院櫛比

せり。谷町九丁目のみは寺院地にあらざれども、各町に接して一二の寺院を存せるを以て、同町をも併せて町別に之を掲記せん。

生玉町(舊生玉寺町の内)

齡延寺は源聖寺坂の上にあり、生魂山と號し、曹洞宗光岳寺(志州鳥羽)末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。元和九年三月の草創にして、開山は義春和尚・施主は志摩國の領主稻葉信濃守の祖先平右衛門重樹なり。同家代々の菩提寺にして、同家は御供料として毎年米拾石を寄せて明治の初年に至るまで繼續せり。境内は壹千壹百貳拾貳坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・土藏・藥醫門を存す。墓地に儒者藤澤東畷の墓あり。

下寺町一丁目(舊四寺町の内)

大蓮寺は同町の北端にあり、如意珠應山極樂院應蓮社と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺傳に依れば聖武天皇の天平十五年閏三月僧正行基諸國行脚の際、當地に小庵を結び、延喜元年菅原道真筑紫左遷の途、たま〜立寄りて名殘を惜み祈願を籠められし舊蹟なりしも、其の荒廢して見る影もなきを歎じ、將軍足利義晴の三男晴譽上人、自ら諸國を巡化して淨財を勸募し、家祖足利尊氏を開基として天文十九年三月五日其の地に一大伽藍を創建せり。境内頗る廣く東西五町・南北四町に及び、塔中八ヶ寺・直末百七拾五ヶ寺を有し、堂塔雲に聳え足利家の祈願所として近畿の名刹たりしが、

齡延寺

藤澤東畷の墓

大蓮寺

其の後兵燹に罹りて烏有に歸しければ、五世顯譽魯道和尚は徳川家康に出願し、由緒先格の例に依りて大屋敷を拜領し、慶長六年建營成りて中興の開山となる。當時北邊の堀へ當寺より石橋を架設し、寺の院號を取りて極樂橋と名づけしといふ。想ふに中興以前に於ける寺地は此の時に變更ありしものならん。後年所を経て堂宇漸く古びければ、貞享二年二月二十一日十一世十譽の代に重建し來りしが、明治維新に際し排佛毀釋の難を受け、境内は分割土地を命せられて壹千七百八拾壹坪と減じ、之に七百五拾五坪參合五勺の墓地接續するのみとなりしも、尙、建物には本堂・庫裏・書院・離座敷・玄關・廊下・藥醫門・通用門・土藏・鐘樓堂及び觀音堂・地藏堂・三天堂・金比羅堂等を存し、塔中に應天院ありしが、庫裏・書院・離座敷・玄關・廊下及び塔中の應天院は、明治四十五年一月十六日の大火に類焼せしかば、大正三年六月五日二十五世練譽秋田貫瑞は庫裏を再建し、書院・座敷・玄關等は現住二十六世秋田貫融師に依りて目下其の再築準備中にあれば、遠からずして舊觀を復するならん。本堂は間口拾四間・奥行拾八間、横柱總檜造にして、其の用材は珍重するに足る。本尊阿彌陀佛(丈參尺五寸)は、和州多武峯定慧の一刀三禮作にして古來より秘佛として尊崇せらる。觀音堂は大阪順禮二十九番の札所にして、惠心僧都作の十一面觀世音の像を安置せり。金比羅堂には金比羅天及び不動明王を祀る。不動明王は傳教大師の作、足利尊氏の戰場に於ける守本尊たりしものにして、足利家代々の祈願佛たりしを、當寺創建の際將軍足利義晴の遷せしものなりと傳ふ。其他弘法大師作の藥師像を祀れる藥師堂、菅公左

遷紀念自作の木像を安置せる天満宮等ありしが、明治維新の際其の敷地と共に失はれて、今は其の尊像のみ本堂の一隅に安置せらる。塔中の應天院は慶長十九年五月當寺三世誓譽在慶の隠棲所として創立せし所にして、其の本尊阿彌陀佛(丈貳尺五寸)は安阿彌の作なりしが、前記の如く明治四十五年一月の大いに類焼せしは惜むべし。

稱念寺は大蓮寺の南にあり、泥洹山單信院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十年八月五日檀家の協力を以て弘蓮社深譽玄榮の開創なり。境内は參百參拾九坪を有し、本堂・庫裏兼書院・土藏・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。

淨國寺は稱念寺の南にあり、無衰山建立院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛本尊とす。永祿八年檀家の協力を得て寂蓮社圓譽上人洞牛了照和尚の開創なり。境内は壹千壹百四拾四坪を有し、本堂・庫裏・客殿・小書院・玄關・鐘樓堂・土藏・藥醫門を存す。墓地に日高耳水の墓あり、耳水は舊高鍋藩儒なり。又遊女夕霧の墓あり、夕霧は新町の名妓にして、墓石の左側に鬼貫の「この墓は柳なくともあはれなり」の句を刻せり。

遊 浜 華

日高耳水

城市繁華亞帝畿 買船爭繫木津涯 敢君有粟眞天府 想見豊公全盛時

長 歎 息

詞

杞憂尚誰語 世途屢變史 奢侈風俗壞 人情競華榮 澆習年年劇 弊風日日生 蠶婦厭紡績 田夫恥耨耕 服勞子讓父

射利弟抗兄 正路坦如砥 久矣斷人行

源聖寺

源聖寺は淨國寺の南源聖寺坂にあり、東營山西岸院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和年中檀家の協力を得て深蓮社遠譽上人荷公和尚の開創なり。境内は八百拾五坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・鐘樓・土藏・藥醫門を存す。

西高津中寺町(舊生玉筋中寺町)

本行寺は同町の北部東側にあり、日蓮宗八品派本興・本能兩寺末たりしが、明治四十二年三月九日本門法華宗本興寺末となる。題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。天正八年日尊の開創なり。寶曆年中竹屋町出火の際客殿類焼せしを同七年再建し、其の後玄關一棟大破せしを以て明治九年九月再建せり。境内は四百七拾七坪を有し、本堂・庫裏・客殿・小座敷・玄關・鐘樓堂・土藏・藥醫門を存す。外に鎮守堂あり。

蓮成寺

蓮成寺は本行寺の南にあり、法壽山と號し、日蓮宗妙滿寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。天正十九年圓光院日忠の開創なり。寶曆六年八月二日七世日言の代に本堂・庫裏類焼し、明和六年三月八世日孝の代に再建し、安政元年庫裏大破につき十八世日鑑の代に檀家協力して再建せり。境内は參百八拾壹坪を有し、本堂・庫裏・座敷・相の間・茶の間・居間・玄關・鐘樓堂・藥醫門・土藏を

存す。外に鎮守堂あり。

妙壽寺
田中華城父子の墓

妙壽寺は蓮成寺の南にあり、東明山と號し、日蓮宗立本寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。慶長元年日周の開創なり。寶曆六年類焼に罹りて焼失し、明和の初年檀家協力して再建せり。境内は參百四拾四坪を有し、本堂・庫裏・玄關・座敷・廊下・鐘樓堂・土藏・藥醫門を存す。外に鎮守堂あり。墓地に田中華城父子の墓あり。

寶泉寺

寶泉寺は妙壽寺の南にあり、昌蓮山と號し、日蓮宗妙覺寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。慶長十三年日利の開創なり。寶曆六年六月堂宇悉く類焼し、明和三年九月十一世日厚の代に本堂・庫裏・其の他の建物を再建し、文政年間藥醫門及び自在天を安置せる堂を建立す。然るに安政四年十二月七日復た類火に罹りて残らず焼失せしかば、檀家白藤嘉助其の他の衆檀協力して再建に着手し、日堅・日深の二代を經、明治三年の冬に至りて悉皆落成せり。境内は參百拾九坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏・鐘樓堂・藥醫門を存す。外に鎮守堂・妙見堂・藤森堂あり。

福原寺

福原寺は寶泉寺の南にあり、寶聚山と號し、日蓮宗本隆寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。慶長九年四月日銀の開創にして、元祿七年十一月五日檀家の協力を以て再建せり。境内は六百五拾七坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・鐘樓堂・土藏・藥醫門を存す。外に鎮守堂あり。

法性寺

法性寺は福泉寺の南にあり、興宗山と號し、日蓮宗妙覺寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。慶長十三年日進の開創なり。境内は五百七拾貳坪を有し、本堂・拜所・廊下・座敷・玄關・客殿・講中詰所・休息所・鐘樓堂・土藏・門を存す。本堂・拜所・廊下・客殿・講中詰所・休息所は明治二十七年の新築なり。墓地に古手屋八郎兵衛の墓あり。

古手屋八郎兵衛の墓
法雲寺

法雲寺は法性寺の南にあり、興宗山と號し、臨濟宗妙心寺末にして釋迦如來を本尊とす。天正十三年妙心寺享關和尚の開創にして圓成寺と稱せしが、二世乾龍・三世天門に至りて豊家一亂の後三十五年間中絶したるを、元和六年秀山和尚其の古跡を拜受し、諸堂を再建して興宗山法雲寺と改號せり。依て同秀山和尚を開祖とす。文化五年十一世石心檀信の協力を以て座敷を新建し、天保五年十四世閑田諸堂を修繕し、弘化元年十五世古龍檀信の協力を以て居間を新築し、明治二十一年一月十八世雄堂は本堂・廊下・玄關を改造し、同四十四年八月七日座敷を増築せり。境内は七百九拾貳坪を有し、本堂・庫裏・同下家・座敷・廊下・玄關・表門・土藏を存す。外に位牌堂・地藏堂あり。地藏堂に安置せる地藏尊は供茶地藏と呼べり、男女の賽する者争ふて嘉禾湯を進むるに依る。像は聖德太子の作なりと傳へ、もと鈴木町にありしが明治九年の頃常寺に移さる、毎年四月二十四日は賽者多し。

供茶地藏

江國寺

江國寺は法雲寺の南にあり、龍吟山と號し、臨濟宗妙心寺末にして釋迦如來を本尊とす。寛永四年四月雲南和尚の開創なり。享和二年五月九世雲涯本堂を再建し、天保二年十二月十世大嶺庫裏を再建す。何れも檀家の協力による。境内は壹千坪を有し、本堂・庫裏・座敷・廊下・書院・土藏・浴室・表門

荻野早人の墓
本經寺

及び位牌堂・鎮守堂を存す。墓地に鐵砲師荻野早人の墓あり。

豐竹越前少
椽の墓

本經寺は江國寺の南にあり、日蓮宗八品派本能・本興兩寺末なりしが、明治四十二年九月二十九日本門法華宗本興寺末となる。題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。慶長十四年日精の開創なり。爾來檀家の協力を以て修繕し來りしが、明治三十一年一月五日本堂・庫裏・座敷等焼失せしを以て、大正元年九月三十日庫裏・座敷 廊下を新築せり。境内は六百貳拾四坪を有し、前記新築の外に土藏・鐘樓堂・藥醫門及び鎮守堂を存す。境内に豐竹越前少椽の墓あり。

久成寺

久成寺は本經寺の南にあり、本覺山と號し、本門法華宗妙蓮寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。寛永十年日達の開創なり。爾後檀家の協力を以て修繕せしも、正徳三年大破に及びしを以て再建せり。境内は四百五拾坪を有し、本堂・庫裏・廊下・書院・小座敷・玄關・土藏・藥醫門を存す。

本覺寺

本覺寺は久成寺の南にあり、眞如山と號し、本門法華宗妙蓮寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。天正二年日守の開創なり。明治元年十一月十九日回祿の災に罹りしも、同八年三月に書院・小座敷・庫裏、同十一年五月に本堂の再建成れり。境内は壹千參百四拾五坪を有し、寶塔・庫裏・書院・小座敷・藥醫門を存す。外に鎮守堂あり。

常國寺

常國寺は本覺寺の南にあり、妙普山と號し、日蓮宗妙國寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。慶長十二年四月二十八日檀家の協力を以て、一相院日周の開創なり。境内は四百五拾八坪を有し、本

妙堯寺

堂・庫裏・書院・玄關・鐘樓堂・土藏・藥醫門を存す。外に鎮守堂あり。

妙堯寺は常國寺の南にあり、日蓮宗八品派本能・本興兩寺末たりしが、明治四十二年九月二十日本門法華宗本興寺末となる。題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。慶長十一年久本寺二世日祐の創建なり。七世日要の代に回祿に罹りしも、檀家の助成を以て再建せり。境内は四百拾四坪を有し、本堂・庫裏・信徒休憩所・土藏・門を存す。本堂及び庫裏・信徒休憩所は大正四年十一月四日落成の新築なり。

蓮光寺

蓮光寺は同町の南部西側にありて妙堯寺に對す、日蓮宗本國寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。慶長十七年檀家の協力を以て日儀の開創せし所なり。境内は七百參拾貳坪を有し、本堂・庫裏・書院・休憩所・土藏・藥醫門を存す。外に鎮守堂あり。

正法寺

正法寺は蓮光寺の北にあり、本覺山と號し、日蓮宗本法寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。元和二年日性の開基なり。享保十三年日諫の代に本堂を再建し、天保七年日遵の代に檀施を以て本堂・庫裏を修繕し、鐘樓堂を再建せり。境内は八百拾貳坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・經藏・土藏・鐘樓堂・藥醫門を存す。外に日親堂・位牌堂あり。墓地に俳優中村芝翫及び難波五人男の内なる雁金文七・極印千右衛門の墓あり。

圓妙寺

圓妙寺は正法寺の北にあり、寶聚山と號し、日蓮宗頂妙寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。元和元年四月八日日政の檀家と協力して開創せし所なり。境内は七百九拾壹坪を有し、本堂・

大倫寺

坂本貞齋の墓

顯孝庵

庫裏・書院・玄關・鐘樓堂・藥醫門を存す。外に鎮守堂・七面堂・靈牌堂あり。

大倫寺は圓妙寺の北にあり、仁徳山と號し、曹洞宗珊瑚寺末にして十一面觀世音菩薩を本尊とす。寛永六年三月天王寺村珊瑚寺四世徳翁の總檀家の寄附を得て建立せし所なりと傳ふ。境内は四百七坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・藥醫門及び位牌堂を存す。墓地に坂本貞齋の墓あり。

顯孝庵は大倫寺の北にあり、崇光山と號し、能登國曹洞宗總持寺塔中覺皇院末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。創立の年月は詳ならざれども、もと玉泉寺と稱せしが、廢壞すること久しかりしを、寛文元年鴻池又右衛門其の兄善兵衛・弟善右衛門と同心協力して遺跡を官に請ひ、諸堂を再建して寺號を顯孝庵と改め、能登國覺皇院住職門英を請じて開山とし、以て同族の菩提寺となせり。故に法系中鴻池家歸依の僧を選び、同家より官の許可を得て代々住職に充つるを恒例とせり。明治二十二年四月五日南平野町字中町なる末寺隨身庵を合併す。同庵はもと住吉郡北田邊村にありしが、創立の年月は詳ならざるも元文五年鴻池新十郎之を再建し、明治六年七月七日廢微笑庵の跡に移り來りしものなり。境内は七百七拾八坪五合參勺を有し、本堂・庫裏・方丈・書院・玄關・土藏を存す。外に開山堂・毘沙門堂あり。

禪林寺

禪林寺は顯孝庵の北にあり、清涼山と號し、西成郡西中島村大字山口の曹洞宗崇禪寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。往時は當國豐島郡宮原村にありしが、天正元年二月十九日開山態翁富所に寺地を求め、檀家の寄財を以て堂宇を建立せり。境内は五百拾七坪を有し、本堂・庫裏・玄關・方丈・座敷・藥寮・

中島貞齋・古林見宜・小島形山及び物外の墓
雲雷寺

本要寺

土藏・藥醫門を存す。外に位牌堂・吒呖尼天堂あり。墓地には火技中島流の開祖たる中島貞齋・名醫古林見宜・彫刻家小島形山・及び僧物外の墓あり、物外は世俗に傳ふる拳骨和尚なり。雲雷寺は禪林寺の北にあり、妙法山と號し、日蓮宗久遠寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。慶長三年三月日寶の開創なり。日寶は字を雲雷坊と稱せしを以て寺名は之に因り。文政十一年十三世日剛之を再建せり。境内は七百拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・鐘樓堂・土藏・藥醫門を存す、本堂は明治二十三年三月六日焼失の後、同三十八年五月六日落成の新築なり。外に位牌堂及び鎮守堂あり。

本要寺は雲雷寺の北にあり、求法山と號し、日蓮宗本國寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。文祿二年日就の開創なり。寶曆六年・安永四年・安政四年の三次回祿に罹りしも、三十四世日蘇已降檀家協力して再建せり。境内は參百八拾四坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・土藏・藥醫門を存す。外に鎮守堂・常富堂あり。

大雲寺

大雲寺は本要寺の北にあり、當麻山中將院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛文元年十月十五日開基源榮の和州當麻寺より本尊並に中將姫・宸取觀世音三尊の像を崇伴し來りて創立せし所なり、故に此の山號院號をなせるなり。安永四年六月二十三日出火の爲め焼失しければ、文化七年五月本堂を、文政二年庫裏を再建したるに、安政四年十二月七日復た類焼の災に罹りしを以て、二十

藥王寺

四世提材檀中の協力を得て再建せり、現在の堂宇即ち是れなり。境内は參百五拾貳坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂・藥醫門を存す。外に鎮守堂・中將堂あり、中將堂には中將姫・箴取觀音を安置す。

藥王寺は大雲寺の北にあり、玉作山と號し、日蓮宗妙覺寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。慶長十七年四月二十八日の創立にして日近の開基なり。元和元年九月本堂を建立し、天明五年十八世日近の代に書院・鐘樓堂・七面堂・土藏及び門を、安政四年六月二十四日日紹の代に庫裏・玄關・鎮守堂・普賢堂等を、何れも檀家の協力を以て再建せり。境内は六百參拾八坪を有し、本堂・庫裏・書院・小座敷・玄關・鐘樓堂・土藏・藥醫門及び七面堂・鎮守堂・普賢堂を存す。

妙徳寺

妙徳寺は藥王寺の北にありて本行寺と對す、法雲山と號し、日蓮宗妙顯寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。文祿元年日安の創立なり。其の後寛文年間に建立したる堂宇は寶曆六年八月朔日門と土藏のみを残して悉く類焼せしかば、檀魁神田正永・同姓雅永の兩家及び織田宗香・和田宗印等財を投じて建築の工を起し、其の他の衆檀も亦同喜協力して同八年の春全部落成せしもの即ち現在の堂宇にして、本堂・庫裏・書院・別座敷・玄關・鐘樓堂・土藏・藥醫門及び和光堂を存す。境内は八百五拾參坪五合四勺なり。

谷町八丁目(舊谷町筋
八丁目寺町)

本照寺

本照寺は同町の北部東側にあり、光要山と號し、日蓮宗本國寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本

尊とす。永祿元年四月二十八日日沾の開創なり。六世日沾寛文二年四月本堂を再建し、正徳二年及び寶曆六年六月朔本堂のみを残して全部類焼の災に罹りしかば、寛政十二年十七世日琮の時、布屋文右衛門なるもの鎮守堂・鐘樓堂・藥醫門を建立し、淺田可兵衛なるもの妙見堂・奥座敷を寄進し、其の他の檀衆亦同喜協力して諸堂宇再建の工を起し、文化十三年の春に至り悉く落成せしもの即ち現在の建物なり。本堂・庫裏・奥座敷・小座敷・玄關・次の間・土藏・鐘樓堂・藥醫門及び妙見堂・鎮守堂を存し、境内は八百參拾坪なり。

妙法寺

妙法寺は本照寺の南にあり、日蓮宗妙覺寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。創立の年月詳ならざるも、もと大坂城の邊にありしが故に本石山と號し、元祿十年十月七世日教のとき當所に移り、安永年中本覺山と改め、檀中の協力を以て堂宇を造營せり。境内は四百拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・小座敷・玄關・茶の間・廊下・鐘樓堂・土藏・藥醫門を存す。外に鎮守堂・祖師堂あり。祖師堂に安置せる宗祖の靈像は、大覺大僧正妙實上人の彫刻にして、胎中に日像菩薩の親書・曼荼羅及び大覺大僧正書寫の妙經全部を納む。大覺大僧正妙實上人は文和元年六月天下大に早しければ、諸宗に詔して雨を祈らしめられしも驗なきを以て、更に法華の祈を上人に命じ給ひ、上人は三百餘僧を率ゐて洛西桂川の邊に於て祈雨の嚴修ありしに、誦經未だ終らざるに好雨盆を傾けて至りしかば、叡威斜ならず勅して大僧正に任じ給ひしも、自ら辭して宗祖日蓮及び日朗・日像の菩薩號を請へり。僧正祈雨の本尊

近松門左衛門の墓

は即ち當寺安置の木像にして、もと本山妙覺寺にありしを、八世日邑の代に故ありて當寺に贈られしものなりといふ。墓地に近松門左衛門の墓あれども、同人の遺骸を埋めし所は川邊郡小田村の廣濟寺なれば、此の墓は參拜の便を圖りて親戚故舊の建てしものならんといふ。

正覺寺

正覺寺は妙法寺の南にあり、日近山と號し、日蓮宗久遠寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。寛永四年檀家の協力を以て日澗の開創せし所なり。境内は參百九拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・座敷・土藏・鐘樓堂・表門を存す。外に鎮守堂あり。

妙光寺

妙光寺は正覺寺の南にあり、榮久山と號し、日蓮宗本國寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。永祿五年の開立なり。もと播磨國加東郡三木庄にありしが、天正十三年當所に移轉す。開基日就大僧都は豐太閤の叔父なり、故に豐太閤當寺を建立せりと。其の後堂宇焼亡、再建等の年月詳ならず。天保年間二十世日雄の代に書院及び玄關を、同年間日躰の代に大黒堂を、嘉永年中に藥醫門・腕木門・土藏等を再建せしも、安政四年十二月七日堂宇焼亡せしかば、同五年假本堂・玄關等を造營し來りしが、明治六年に至り堂宇悉く成れり、何れも檀家の協力に依る。豐太閤は天正八年十二月二十日播州加東郡に於て貳百石の墨附を與へ、同十三年當地に移轉するに及び攝州川邊郡岩室村に於て百八拾石・安場村にて貳拾石都合しく二百石を附與せられ、文祿三年に至り同郡岩室村のみにて二百石の朱印に改めらる。大坂落城後は徳川家に書替を願はずして無祿となれり。豊臣氏下付の朱黒印三通は今尙保存

姉川櫻
姉川新四郎の墓

せらる。境内は八百九拾六坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・小書院・土藏・鐘樓堂・表門・裏門を存す。外に大黒堂あり。而して寺は姉川櫻を以て名あり、舊樹は已に枯死して現在するものは若木なり。其の櫻に姉川の名を冠するは、境内に姉川新四郎の墓あるに因る、新四郎は女形の名優にして姉川頭巾の祖なり。

久本寺

久本寺は妙光寺の南にあり、日蓮宗八品派本能・本興兩寺末たりしが、明治四十二年三月二十九日本門法華宗本興寺の末となる。題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。永祿五年當國平野郷本妙寺開基日理の同郷鹽谷新兵衛の合力を得て開創せし所にして、爾後檀家協力して修營持續せり。境内は七百六拾七坪を有し、本堂・庫裏・方丈・書院・玄關・鐘樓堂・土藏・藥醫門を存す。外に祖師堂あり、堂は住友吉左衛門の建立なり。

妙法寺

妙法寺は久本寺の南にあり、日蓮宗八品派本能・本興兩寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。元和二年の開立なり。もと淨土宗に屬して光臺寺と稱せしが、正保二年本願主川崎宗齋日蓮宗を信仰し、堂宇を再建せしより轉宗して日嚴を開基と爲せり。境内は六百貳拾九坪を有し、本堂・庫裏・書院・廊下・玄關・鐘樓堂・土藏・藥醫門及び鎮守堂を存す。もと庭前に一大老松ありて、今を距ること貳百六七拾年前難波赤手拭稻荷神社の堤防にありしを移植せしものなりと傳へ、幹圍壹丈貳尺、枝椏の四方に延ぶるもの其の數九十五、其の徑は東西十丈七尺・南北八丈九尺・高さ三丈九尺に餘

海寶寺

りて常に翠雨を滴らし、高傑の風宛然天女の舞へるが如く、世に妙法寺の松と呼ばれて其の名高かりしが、十年以前に枯死して今はなし。

海寶寺は妙法寺の南にあり、龍王山と號し、日蓮宗久遠寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。大永七年駿州村松龍水山海上寺日海上人の創立なり。當時は相州小田原にありて龍王山海寶寺と稱せしが、寛永元年十世日報之を當所に移轉し、鐘樓堂は天王寺屋外三名の寄進に成り、其の他の諸建物は檀中の協力によりて落成せりといふ。境内は壹千八百八拾六坪を有し、本堂・庫裏・書院・座敷・玄關・鐘樓堂・廊下・土藏・藥醫門を存す。外に鎮守堂あり。

重願寺は同町の南部西側にありて海寶寺と對す。本誓山當智院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。本尊は惠心僧都の作なりと傳ふ。文祿三年五月十八日檀家の協力を得て、西蓮社岸譽上人雲海大和尚の開創なり。同和尚は當寺の外、伏見に西岸寺・京都に石像寺を建て、寛永二十年七月二十五日百二十五歳を以て石像寺に寂す。現在の堂宇は寛文七年三月二十五日五世空阿上人の再建にして、本堂・庫裏・書院・小座敷・玄關・鐘樓堂・土藏・藥醫門を存す。外に鎮守堂・觀音堂あり。觀音堂に安置せる如意輪大悲は聖德太子の刻なりと傳ふ。境内は四百九拾貳坪を有し、墓地に刀工井上新開、書家三瓶信庵・及びひせん藥の本元たる小山伯鳳の墓あり。

大仙寺は重願寺の北にあり、南金山と號し、臨濟宗妙心寺末にして釋迦如來を本尊とす。天正十二年

重願寺

井上新開・
三瓶信庵・
小山伯鳳の
墓

石井字衛門
及び三浦道
齋・淀屋の
墓
願生寺

の頃京師妙心寺派南榮和尚の創建なり。其の後豊臣家一亂の爲めの中絶せしが、寛永三年妙心寺住職龍岩は其の寺跡を請ひ檀家の協力を得て再興し、寺域は除地となれり。元祿十年五世天叟は庫裏・廊下を再建し、明和二年八世龍河は本堂・玄關・書院・位牌堂等を修營し、安永九年九世頑翁は土藏を再建す、施主は木田庄右衛門なり。同人施主にて天明五年に地藏堂を建立し、明治三十九年十二月三十一日東平野町十丁目如然庵を合併せり。境内は六百五拾九坪を有し、本堂・庫裏・同下家・書院・廊下・玄關・土藏・供部屋・鐘樓堂・表門を存す。外に地藏堂・辨天堂・位牌堂・鎮守堂あり。土塀は油練の塀と呼びて淀屋の建て、寄進せしものなりといふ。墓地に石井字衛門・三浦道齋及び淀屋の墓あり。

願生寺は大仙寺の北にあり、雲照山慈光院と號し、淨土宗金戒光明寺の末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺記に依れば元和の役後、伏見在勤なりし山村與助は、大坂城營繕掛として來坂居住せしを以て、其の菩提寺なる伏見大手通願生寺二世の住職秀譽上人を招請して一字を創立せんと欲し、町奉行島田清左衛門に請願して東西貳拾七間六分貳厘・南北貳拾參間八分參厘の地を受領し、新に參間四面の堂宇を造營して元和三年三月五日同上人を請じて開基とし、伏見願生寺の末となりしもの即ち當寺の起原なり。七世單譽上人承應元年今の上木町五丁目に遍照庵を營みて寂せしかば、其の後無住なりしが、八世勝蓮社超譽上人益雄智空大和尚河内池島の往生院より移住し、其の小堂なるを慨きて中興の大願を發せしも、檀徒とてもあらざりしかば日々托鉢に出で、歸れば食事も茶漬の粗膳にて直に説法の座に

つき、諸人の勸化に努めしかば、願生寺の茶漬談義、茶漬上人を以て呼ばるゝに至る。かくて歸依の檀越も漸く殖えければ、其の淨財信施を以て堂宇の建營を成就せしもの即ち現在の堂宇是れにして、轉じて京都黒谷金戒光明寺末となる、故に同上人を中興の祖とす。同上人は延寶二年八月四日今の東平野町七丁目心光庵を營みて退隱し、九世誠譽・十世連譽を経て十一世湛譽上人に至り寺門隆昌を極む。同上人は後陽成天皇の皇子八宮の落胤博孝王の嫡子なり。御祖父八宮は徳川家康の猶子とならせられ、元和八年四月十五日十九歳にて知恩院滿譽尊照大僧正を戒師として得度し、淨土門主に補せられ、華頂宮良純法親王と稱せらる、實に華頂宮の初代にして華頂山知恩院門跡の始祖なり。然るに故ありて寛永二十年十一月十一日四十一歳の御時甲州天目山に配流の身とならせられしが、後、同山を出で諸國を遍歴し、承應元年當國住吉郡住吉の神領服部宗休の家に寄泊せられ、大坂百間堀薩州藏屋敷に轉寓ありしも、偶當寺單譽上人の後に住職を闕ける際なりしかば、入りて明曆三年に至るまで四ヶ年間假居し給ひ、今の東平野町九丁目に一心庵を營みて更に移住あらせられ、萬治二年六月二十七日五十六歳の御時勅免を蒙り、御歸洛ありて東山泉涌寺塔中新善光寺に御在留ありしが、寛文四年四月十三日北野以心庵に穩栖せられ、同九年八月朔日六十六歳を以て薨去あり、即ち泉涌寺の山腹に廟塔を建設せらる。同親王の御子博孝王(湛譽上人の父君)は東平野町五丁目に閑居して、風月を友とし詠歌を樂ませられしが、當寺十世連譽上人と歌道の御親みありしかば、元祿二年先住誠譽を介して御一子を同上人に托せらる。是れ

即ち湛譽上人にして、當時十歳なりしが連譽上人を師として得度し、勤學六年を経て同七年五月七日(十五歳)關東檀林に遊びて宗義を研鑽し、居ること十四年にして上洛し、綸命を拜して寶永四年五月十一日(二十歳)其の先師連譽上人の補所として晋山し、寥運社湛譽上人貞龍猶柯大和尚と稱せらる。衆生の勸化に努められ、檀越の歸依極めて厚く、寺門繁榮し、法燈彌輝き、淨財信施の積集莫大なりしかば、其の若干を割きて別院を造營し、以て師僧及び父母並に善知識・法界の衆生に回施して、出生の本懐・淨業修行の道場となさんとするの意願を發し、享保十四年四月二十八日御父博孝王の貞松軒址に一草庵を營みて之に退隱し、以て専ら其の素志を達せんとせられしも、老體日に衰へ終焉の期近づきければ、補所誓譽并に常隨の高弟湛壽等を病床に招きて遺命し、誓譽には別院建立料として銀子參拾貫目を與へ、湛壽には銀子拾五貫目と貞松軒を譲り、元文三年八月十三日五十九歳を以て大往生を遂げらる。されば十二世誓譽は同年八月先師及び其の御父博孝王・御母翠子追福の爲め、遺銀を以て各本山及び大坂の諸寺院壹百八拾餘個寺に祠堂料を納め、先師の遺弟を初め出入の者總てに形見料を頒ち、其の額は銀壹百拾貫參百八拾四匁に達せしといふ。然れども誓譽は別院建立の遺命を果すに及ばずして早世し、湛壽も亦寂しければ、十三世瑩譽及び喚譽(共に湛譽上人の弟子)の盡力に依りて延享四年四月別院の造營成り、湛譽上人の遺像を貞松軒より之に移せり。此の別院は八宮良純法親王の創立に係る一心庵を再興せしものにして、爾後當寺住職の穩棲所となれり。湛譽上人はかく高貴の血統を受け當寺歴世中の明星たり

しを以て、以後住職の法名には其の得度に際し、必ず湛の一字を採りて加ふるを例となせり。然るに十六・十七世の文化・文政年間に於て衰微し、法燈光微かなりしも、十八世猶譽湛舜に至り(天保年間)漸く復興して今の二十一世湛由に至る。而して當寺には從來、博孝王より傳へられし八宮良純法親王(無碍光院)の御尊牌を安置せしが、安政五年湛舜のとき、華頂宮より同宮格別の由緒あればとて更に尊牌を安置せられ、尊牌莊嚴の爲め菊花御紋付御幕及び御供養料として白銀十枚を寄附せられ、且御紋付御袈裟一肩を下附せられて、御供養・御法要の節を限りて用ひしめらる、依て當寺にては離座敷の御内佛殿に尊牌を奉安して獻經せり。博孝王より傳はれる同親王の懷紙・同御所持の銀盃・後陽成天皇六字の名號・博孝王より湛譽上人に與へられたる後水尾天皇六字の名號、及び出山釋迦如來の尊像・三條小鍛冶宗近の短刀等は、寺寶として今尙保存せらる。

境内には五百參拾五坪を有し、本堂・庫裏・書院・小書院・離座敷・玄關・鐘樓・土藏・表門・穴門を存し、外に鎮守堂・地藏堂あり。地藏堂は湛譽上人の創營にして極樂淨土變相大曼荼羅を中央に、彌陀三尊を西に、金銅の釋尊を東に安じて、釋尊の蓮花に同上人の御父博孝王より與へられたる最勝總持曼陀羅形像を納め、更に超譽上人の本地地藏尊を安置して、其の左右に壹萬體の小地藏尊を安じ、以て累代住職の感應祈求の所と爲せしが、誓譽の代に至り百間町油屋喜右衛門尉服部武雅施主となり、享保二十年十月二日土藏建に建替へられ、地藏會は今も毎月二十一日に行はる。而して庭前にはもと

根なしの松と云へる古松ありしを以て、寺は松の寺の異名を存せしが、明治三年の夏枯死して今はなし。松は超譽上人(同上人の墓は本堂前にあり)の中興營繕に際し、根のなき松を採り來りて栽植し、寺門繁榮すべくんば此の松生長すべしと自祝せしに、果して生育繁茂せしものなりしとなん。

(八宮良純法親王の懷紙)

詠二首和歌

雨後月

其 純

むら雨のぼる、跡より影きよみ草葉の露にやとる月かな

離 忘 戀

かたはひし其の言の葉のつもりきて忘れもやらぬ中そわりなき

専修院

専修院は願生寺の西に接して地藏阪の南に沿へり、一向山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長二年三月二十四日周傳の開創せし所なり。傳説に依れば此の地は往時紀州に通ずる往還に當り、西方は低くして堤の如く、路傍に松林ありて其の間に死屍を葬り、中には變死無告の者を埋むること少からずして、雨天の夜などには往々陰火を現はし泣聲を發することあり。依て周傳は其の傍に草庵を結び、不斷念佛して之が冥福を祈り、後終に一字の寺院を建立するに至りしが、其の専修院といへる寺名は之に因めりと。境内は壹百參拾五坪を有し、本堂・拜堂・庫裏・藥醫門を存す。外に地藏堂ありて地藏尊を安置せしが、明治二十六年二月二十五日之を廢して、今は本堂に安置せら

る。地藏尊は丈二尺八寸にして慈覺大師の作なりと傳ふ。もと鎌倉茅原の里にありしが、正保三年の春閑室といへる行脚僧其の地を過ぐるの日、笠を其の地藏堂に卸したるに、其の夜の夢告に我今浪華津に至らんと欲す、汝速に我を背にして去れとありければ、翌日村に入りて之を告げしに、村民もまた地藏尊の錫を振りて西に去れるを夢見たりと答へしかば、即ち像を笈にし山河を跋渉して當地に來れるに、當寺六代の住職良哲これと相見て一笑し、十年舊識の如く像を受けて此に祭れりと。寺前の坂路を地藏坂と呼べるは蓋し此の地藏堂のありしに因れり。地藏尊は俗に煩燒地藏と呼ばれて、煩に燒痕あり。其の緣起に就てはまた更に俗傳の記すべきものあり。像は往昔相模國洵綾郡林村にありしが、永仁三年都には雹降り、國々には晝夜二十日の霖雨ありて水害將に至らんとせし其の三月二十四日、此の地藏尊は空を凌ぎて鎌倉なる茅原の里に遷られしかば、之を目睹せる村民も同じく茅原の里に移りて幸に水難流死を免る。しかるに茅原の里なる助太夫といへる富家に千代といへる下婢あり、常に此の地藏尊を信じ、毎日晝飯を農場に運ぶに際し、先づ其の初穂を尊前に供ふるを例とせしに、奴僕等は地藏堂にて先づ彼自ら之を食し、其の殘物を農場に持ち來れるものと邪推して、其の非を家人に訴へければ、家人激怒して火箸の赫熱せるを千代の片頬に押當てしかば、婢は忽ち昏倒せり。然るに此の時主人助太夫は外出して、恰も地藏堂の下を過さんとせるに、俄然堂内に煙起りければ、驚きながら入りて檢せしに、火氣はなくして尊像の右頬に新しき燒痕ありければ、益々怪みながら家に歸

りしに、家人より熱鐵を以て下婢千代を罰せしことを告げしにぞ、直に千代を召して之を見るに、神色自若として何等傷ける痕もなし。依て先刻地藏堂に煙起り尊像に焦痕を生せしは、婢の無實を憫み其の信念を嘉して躬ら代りて受けさせ給ひしものなるを悟り、家人と共に靈驗の顯著なるに驚嘆し、且謝し且懺し、其れより煩燒地藏の稱起れりとなん。

本政寺は願生寺の北にあり、本光山と號し、日蓮宗本國寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。元和四年檀徒の協力を以て日秀の開創せし所なり。安政五年十二月類焼に罹り檀中協力して再建せり。境内は六百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・書院・小座敷・玄關・鐘樓室・土藏・藥醫門・裏門を存す。外に三光堂・祖師堂あり、祖師堂に安置せる宗祖日蓮の像は、弟子日法の作にして鎌倉長福寺にありしを、日秀の當寺に移せしものなり。

本長寺は本政寺の北にあり、寶珠山と號し、日蓮宗本國寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本佛とす。元和三年の草創にして開山は實相院日存なり。安政四年十二月七日藥醫門及び土藏を除くの外悉く燒失せしを以て、其の後檀信協力して再建せしもの即ち現在の堂宇なり。境内は參百六拾貳坪にして、本堂・庫裏・大書院・小書院・玄關・鐘樓堂・藥醫門・鎮守堂、及び土藏を存す。

妙像寺は本長寺の北にあり、圓徳山と號し、日蓮宗妙顯寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。元和三年日顯の開創なり。安政四年十二月七日類焼に罹り、日覺・日起の二代に亘り檀家の協

力を得て再建せり。境内は四百七拾六坪を有し、本堂・庫裏・書院・廊下・客殿・座敷・玄關・土藏・薬醫門を存す。

妙經寺は妙像寺の北にあり、日蓮宗本満寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。天正八年檀家の協力を得て日清の開創せし所なり。明治七年十一月十六日表・裏二門及び鐘樓堂・土藏を除くの外悉く焼失し、現今の本堂・庫裏・書院・小書院・廊下・客殿等は其の後檀家協力の再建に係る、境内は七百壹坪なり。

長久寺は妙經寺の北にありて本照寺と對す、大圓山と號し、日蓮宗本國寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。天正十七年四月の創立にして日長の開基なり。本堂は大野修理太夫・鐘樓堂は田中常悅・薬醫門は笹井三郎右衛門の建立なりしが、正徳二年及び寶曆六年六月朔日兩度の火災に、本堂を除くの外悉く烏有となりしかば、檀信協力して再建せり。境内は八百九拾坪を有し、本堂・庫裏・大座敷・小座敷・同建添・玄關・土藏・表門・裏門・鐘樓堂を存す。外に祖師堂・鎮守堂あり。

谷町九丁目

永元寺は同町梅ヶ辻にあり、寶雲山と號し、臨濟宗妙心寺末にして觀世音を本尊とす。山城國愛宕郡一乗寺村圓光寺住職天巖和尚享保二年六月本地に移り、自己の貯財を投じて草創せしもの當寺の起原なり。明治三十四年五月二十九日失火の爲め本堂兼庫裏を焼失し、今は假堂に本尊を安置せり。境内

永元寺

長久寺

妙經寺

は四百拾七坪なり。

藤次寺は同所にあり、如意山地藏院と號し、眞言宗にして大日如來を本尊とす。もと智山派傳法院末たりしが、明治三十六年十月十二日高野派金剛峰寺の末となる。九條殿の御猶子任瑞の開創なれども、爾後無住なりしが爲め舊記散佚して寺歴詳ならず。中興清範の住職中明和元年十月十三日九條尙美公より、更に家運長久を祈るべく永代不易の祈禱所たるべき旨の辭令書を授與せられたりと。境内は五百五拾六坪を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓堂・薬醫門を存す。外に聖天堂・寶珠堂あり。寶珠堂に安置せる兩寶童子は、弘法大師の守本尊たりしものと傳へ、俗に融通尊と呼びて、祈る者には金銀財寶融通の利益ありとて賽者多し。

本地は年紀不詳、徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同三月また大阪府の管轄に復す。而して區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第一區一番組に屬し、同八年四月三十日第六大區一小區一番組に改まり、同十年十一月六日接續町村第六大區一小區一番組となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第一分畫に入り、同十三年七月二日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

藤次寺

領主及び區畫の沿革

舊	稱	舊	石高	明治九年改正 有地租反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	明治廿年七月 一日現在反別	明治廿年七月 一日現在人口
西	高津村	一三〇	五五〇	八八〇	一五六	三〇八	一、六六	二、六〇	四、五一

第二項 南 區

第一聯合 (桃園尋常小學校 設置負擔區域)

内安堂寺町通一丁目・同二丁目・同三丁目・上本町筋二丁目・同三丁目・北桃谷町・南
桃谷町・谷町筋六丁目・同七丁目・空堀町・田島町・東賑町・西賑町・松屋町(十四ヶ町)

本聯合は上町の内にあり。北は東區の廣小路町・上本町一丁目・龍造寺町・谷町五丁目・十二軒町・
神崎町・住吉町に接し、東は同區東雲町三丁目・清水谷西之町・空堀通三丁目、南は同區上本町四丁
目・東平野町一丁目・谷町八丁目・西高津中寺町及び南區の瓦町一番町に界し、東横堀川は其の西を
限れり。もと山家屋町・上魚屋町・上樽屋町・藤左衛門町・播磨鍛冶町・尾張坂町・撞木橋丹波屋新
左衛門町・源助町・松屋町・松屋町裏町・上本町四丁目北半・同南半・堀の外札の辻町・北折屋町・
南折屋町・内屋根屋町・立半町・堀の外大黒町・堀の外戎町・堀の外島町の二十ヶ町を存せしが、後、

撞木橋丹波屋新左衛門町と源助町を合併して丹波町と稱したる爲め、一町を減じて十九ヶ町となり、な
ほ上魚屋町を櫻町、上樽屋町を坂田町、藤左衛門町を内安堂寺町、播磨鍛冶町を播磨町、松屋町を松
屋町表町、堀の外札の辻町を札の辻町、北折屋町を玉木町、南折屋町を萬年町、内屋根屋町を生駒町・堀
の外大黒町を柏原町、堀の外戎町を宮崎町、堀の外島町を田島町と改稱し、何れも南組に屬し來りしが、
明治元年七月大阪市街に入りし瓦土取場を、同年十一月二十六日新瓦屋町と改めて町數に加へたる爲
め復た二十ヶ町となる。同二年五月四日從來の三郷を廢して四大組の制定あるに際し、山家屋町・櫻町・
坂田町・内安堂寺町・播磨町・尾張坂町・丹波屋町・松屋町表町・松屋町裏町・上本町四丁目北半・同
南半・札の辻町・玉木町・萬年町・新瓦屋町の十五ヶ町は東大組に屬し、生駒町・立半町・柏原町・宮
崎町・田島町の五ヶ町は南大組に屬せしが、同三年九月に至り東大組に屬せし十五ヶ町も南大組に入
れり。然るに明治五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し、新瓦屋町を除くの外は悉く異動せり、即
ち山家屋町と櫻町を併せて内安堂寺町通一丁目、坂田町・内安堂寺町・播磨町を併せて内安堂寺町通
二丁目・尾張坂町に丹波屋町を内を加へて内安堂寺町通三丁目、松屋町表町・松屋町裏町に丹波屋町
の殘部を併せて松屋町、上本町四丁目北半に同南半の内を加へて上本町筋二丁目、札の辻町に上本町
四丁目南半の殘部を加へて上本町筋三丁目、玉木町に萬年町の内を加へて谷町筋六丁目、生駒町に萬
年町の殘部及び立半町の内・宮崎町の内を加へて空堀町、柏原町に立半町の殘部を加へて谷町筋七丁

目、田島町に宮崎町の殘部を加へて田島町と改稱したる爲め、九ヶ町を減じて十一ヶ町となれり。尋で翌六年十一月十七日桃谷九之助橋筋南手上本町三丁目地續の吉右衛門肝煎地、鹽町口野畑に新瓦屋町の飛地を併せて南桃谷町、同所北手の五十軒屋敷・吉右衛門肝煎地に新瓦屋町の飛地を併せて北桃谷町を作り、新瓦屋町を分ちて東新瓦屋町・西新瓦屋町の二ヶ町と爲せしかば、三ヶ町を増して十四ヶ町となり、同四十五年二月八日東新瓦屋町を東賑町、西新瓦屋町を西賑町と改稱せらる。而して空堀町の御稜筋東へ入る南側附近には三軒家の名あり、もと金比羅權現ありしが今はなし。又松屋町の内に空堀通の一筋北なる骨屋町筋より西へ入る小路には、犬糞小路の名あり。

瓦土取場・鹽町口野畑及び吉右衛門肝煎地はもと西成郡に屬し、鹽町口野畑は拾壹石參斗貳升九合・瓦土取場は壹百參拾壹石九斗七升九合の地にして共に西高津村の内なり。鹽町口野畑は北平野町一丁目の北に接して北平野町は一に上鹽町の名あれば、其の鹽町の口に當れる野畑なるより其の名起れるならん。又瓦土取場は寛永七年寺島藤右衛門の瓦土取場として拜借せし所なるを以て此の名あり、一に瓦屋藤右衛門請地と云ひ、南瓦屋町の一部にして市郡兩屬の地たり。俗に高原と呼び、又野漠と云へり、其の地高く原野の廣漠たりしより起れるの稱なるべし。牢屋敷及び遊所のありし所なり、牢屋敷は西賑町御祓筋の末吉橋通西南角方六拾間許の所にして高原溜と稱し、輕罪人の引取手なき者を扶持せしが、明治元年八月高原徒刑場と爲し、同六年三月懲役場と改め、同七年七月北大組の若松町・眞砂町なる舊佐

高原溜

野漠・六軒

賀藩邸に移り、跡は民家となれり。其の地は別に茶碗山とも呼び、新左衛門なるもの採りて屋敷と爲せしが、今は製墨家西村某の屋敷となりて其の名殘れり。遊所は東賑町の善安筋より谷町六丁目の觀音坂の下に至るまでの北側にありて野漠と呼び、坂上の六軒に接せり。六軒は同じく遊所の名にして其の地は谷町六丁目に屬し、もと六軒の泊茶屋ありしより此の名起れりといふ。何れも品格劣等の所なりしが(野漠は往時諸興行の觀物場たりしと)、明治二年八月十四日從來の營業者に株を差免して公許されしも、同四年十月泊茶屋渡世を差止め、翌五年十月更に特定地外遊所の廢止に依りて廢絶せり。而して觀音坂附近には和勝院ありて千手觀音を祭り、寺庭に藤の棚を架し其の花艶麗なりしを以て藤の棚觀音の名ありしが、文久三年の大火後新町に移れり、坂名は同院觀音のありしより起れるならん。

南桃谷町の南邊東平野町一丁目との境を西に入れるを墓の谷筋と呼び、墓の谷筋北なる南桃谷町の北邊より北桃谷町に亘りては、徳川時代に鐵砲同心・破損同心・具足同心等の住せし所にして、其の五十軒屋敷と稱するは鐵砲同心の邸數五十軒ありしより起り、今の南桃谷町の盲啞學校の敷地には、庚申塚ありて罪人の三郷拂となる者を追放せし所なり。兩町の地は高低ありて谷の形狀を爲し、其の間桃林多く存しければ人呼びて桃谷と稱し、花時に至れば紅雲彩霞宛ら武陵桃源に入りしが如き感あらしめ、都人の雜鬧甚しかりしといふ。

藤の棚觀音

十二軒屋敷
庚申塚

桃谷

桃谷

箕崎小竹

舊名	町名	明治二年五月四日	同四年五月八日	同五年三月七日改正名	同日	同六年四月十五日	同九年三月廿一日	同十二年二月廿一日	同十三年七月二日	同十四年八月廿一日	同十七年七月一日
堀の外大黒町	柏原町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
堀の外戎町	宮崎町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
堀の外島町	田島町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
新瓦屋町	新瓦屋町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	東大組 廿一番組	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	東新瓦屋町 附屬の 西新瓦屋町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	南桃谷町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	北桃谷町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

備考 明治六年十一月十七日内安堂寺町通一丁目・二丁目・三丁目・上本町筋二丁目・三丁目・南桃谷町・北桃谷町の七ヶ町は第一区となり、東新瓦屋町・西新瓦屋町の二町は第二区となる。又明治四十五年二月八日東新瓦屋町は東賑町、西新瓦屋町は西賑町と改稱せられたるは前に記するが如くなるも、表記し得ざるにつき付記す。

第二聯合 (金剛尋常小學校設置負擔區域)

瓦屋町一番町・同二番町・同三番町・同四番町・同五番町 (五ヶ町)

本聯合は上町の内にあり。空堀町の南にして東は田島町・西高津中寺町に接し、南は高津町一番町・

二つ井戸町に界し、東横堀川其の西を限れり。もと南瓦屋町及び西高津町(部)の二ヶ町にして南組に屬し來りしが、明治二年五月四日南大組に屬し、同四年五月八日南瓦屋町を南瓦屋町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目の五ヶ町に分ちたる爲め六ヶ町となり、同五年三月十七日更に町名を分合改稱せり、即ち南瓦屋町一丁目に同二丁目の内を加へて瓦屋町一番町、同二丁目の殘部を瓦屋町二番町、同三丁目を兩分して其の一部を瓦屋町三番町、同四丁目に同三丁目の殘部及び西高津町の内を加へて瓦屋町四番町、同五丁目に西高津町の内(同町は四分して他の二部は高津一・二番町に入る)を加へて瓦屋町五番町となる、現在の各町是れなり。而して高津神社北坂下北の筋には仲仕町の異名を存す。

舊西高津町及び同南瓦屋町は共にもと西成郡の内なり。南瓦屋町の名は寺島氏の此に瓦を製作せるより起り、其の南の字を冠せるは船場の瓦町に對せしならん。寺島氏は尼ヶ崎・山村の兩氏と共に徳川氏時代に於ける大坂三町人の一にして、其の先三郎左衛門は紀州の根來より天王寺に來りて瓦職を業とし、豊臣氏より瓦の用命を蒙りしが、後其の養子宗左衛門と共に家康に謁し徳川氏の御用瓦師となりて子孫永く業を繼げり。慶長元和の役に宗左衛門大坂にありて城中の情況を徳川氏に報じたる爲め、其の居宅を大坂城兵に焼かれ、亂後徳川氏より四萬六千坪の地を與へられしは、此の舊南瓦屋町にして、町は西高津町と共に元祿七年十二月大坂市街に入り、西高津町は市郡兩屬たり。東横堀川に架せる瓦屋橋の東詰なる瓦屋町三番町は寺島氏の邸地にして、明治の後まで繼續し來りしが、今は橋本某の邸とな

寺島氏邸址

寺島清水

吉助牡丹

る。邸中の清水は寺島清水にして大阪六清水の一なり。而して南瓦屋町は常州土浦藩(九卷五)の藏屋敷のありし所にして、其の之を相模屋敷と呼びしは藩主に土屋相模守ありしに依れりいふ。又瓦屋町三番町は吉助牡丹のありし所なり。吉助は植木屋の通名にして、元禄年間松井吉助の開きしより此の名あり。其の家連綿として繼承し、牡丹は大坂名物の一たりしが、已に退轉して今はなし。

過松井吉助園

早野思密

明開寺

高津

橋本晚翠

滿地紅塵青白園 齋錫聲裡夕陽殘 店頭微醉未歸去 又就人家觀牡丹

明開寺は瓦屋町一番町にあり、心鏡山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基藤原光慶は明應五年十一月本願寺蓮如法主に歸依して其の直弟となり、了慶と號して瓦屋町二番町に住せしが、寛文五年に至り十二世了益當所に移轉せり。境内は參百九坪八合貳勺を有し、本堂・庫裏・客殿・玄關・經藏・土藏・鐘樓堂・長屋門を存す。

町名及び區畫の變遷表

町名	明治二年 五月四日 八日改正名	同日	同五年三月 七日改正名	同日	同八年四月 月五日	同九年九月 月五日	同十二年 二月廿一日	同十三年 七月二日	同十四年 八月廿九日	同十七年 七月一日
南瓦屋町一丁目	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
瓦屋町一番町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
高津	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同



第三聯合

(浪美尋常小學校 設置負擔區域)

順慶町通一丁目・同二丁目・安堂寺橋通一丁目・同二丁目・鹽町通一丁目・同二丁目・末吉橋通一丁目・同二丁目(八ヶ町)

本聯合は船場の内にあり。長堀川の北、東横堀川の西にして、北は博勞町一丁目・同二丁目に接し、中橋筋を以て其の西を限れり。もと順慶町一丁目・同二丁目・同三丁目・安堂寺町一丁目・同上二丁目・同下二丁目・同三丁目・鹽町一丁目・同二丁目・同三丁目・長堀橋本町・末吉孫左衛門町・牧九郎兵衛町・七左衛門町(長堀川の北に屬する分)の十四ヶ町なりしが、後長堀橋本町・末吉孫左衛門町及び牧九郎兵衛町の三ヶ町を合併して長堀橋本町と改稱したる爲め、二ヶ町を減じて十二ヶ町となり、且安堂寺町上二丁目を安堂寺町二丁目上半、同下二丁目を安堂寺町二丁目下半、七左衛門町を長堀次郎兵衛町と改

稱し、何れも南組に屬し來りしが、明治二年五月四日四大組の制定あるに際し、總て東大組に編入せられ、翌三年九月更に南大組に轉屬し、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際して全部異動せり、即ち順慶町一丁目と同二丁目の内を加へて順慶町通一丁目、同二丁目の殘部を同三丁目に加へて順慶町通二丁目、安堂寺町一丁目と同二目上半を併せて安堂寺橋通一丁目、同三丁目と同二目下半を併せて安堂寺橋通二丁目、鹽町一丁目と同二丁目の内を加へて鹽町通一丁目、同二丁目の殘部を同三丁目に加へて鹽町通二丁目、長堀橋本町を兩分して其の一部を末吉橋通一丁目、他の一部を長堀次郎兵衛町の内(全町は三分して、他の一部は末吉橋通三丁目、長堀川南にある一部は鹽谷中の町に入る)に加へて末吉橋通二丁目と改稱す、依て町数は四ヶ町を減じて八ヶ町となれり、現在の各町是れなり。而して舊末吉孫左衛門町は平野郷末吉孫左衛門の別邸ありしより其の名起り、末吉橋西詰角屋敷は其の舊址にして、貞享三年正月道修町一丁目川崎屋源兵衛に賣却せり。橋は在邸中孫左衛門が通行人の便を圖りて架設したるものなるを以て孫左衛門橋といひしが、後今の如く末吉橋と呼ぶに至れり。同橋の西詰より鹽谷東の町に通ずる長堀川に架せる安綿橋は、總年寄安井九兵衛と綿屋某とが其の通路に便する爲め架設せしを以て此の名あり。又順慶町の名は筒井順慶の館舎を設けし所なるより起り、安堂寺町の稱は安曇寺の轉訛ならんといふ。

油掛地藏は安堂寺橋通一丁目板屋橋筋明善寺の境内にあり、石像にして小堂内に安置せり。もと寺の向側なる東北角の街路にありしを、明治五年同寺の境内に移せしものにて、來り賽する者の油を頭上

末吉孫左衛門邸址

油掛地藏

安曇寺の舊址

安曇江の磯

明善寺

蓮教寺

光圓寺

に灌げるより此の稱あり。地藏は頗る古佛にして其の背には「天平十一年安曇寺安置」の十字を刻せしと傳ふれども、今は磨滅して認め難しといふ。書記通證及び攝津志は此の地を往古安曇寺のありし所にして、地藏は安曇寺の石像なりとせり。寺は日本書紀孝德天皇白雉四年五月の條に「僧旻法師臥病於阿曇寺、於是天皇幸而問之」と見ゆるもの是れなり。而して續日本紀聖武天皇天平十六年二月の條に「丙辰幸安曇江、遊覽松林、百濟王奏百濟樂」と見ゆる安曇江も此の附近にして、當時にありては長汀曲浦の青松と映せし風景絶佳の勝區たりしなるべく、從て江家次第に見ゆる安曇口(口は江の磯か)の磯も、また此に行はれしものならん。

江家次第 七日神鏡向禊所、舊例三日有三所禊、近代同日行之、三津濱禊、三津濱下方禊、安曇江口禊、

明善寺は、普光山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基義教は當地の人にして天正元年本願寺蓮如法主の直弟となりて當寺を創立せり。境内は貳百貳拾四坪を有し、本堂・庫裏・講中寄所・土藏・樂醫門、及び前記油掛地藏尊を安置せる地藏堂を存す。

蓮教寺は同町にあり、法教山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開創の年月詳ならず。文祿年中念西なるもの當地に住し、同二年三月本願寺准如法主の直弟となり、檀家の協力を以て再建せり。境内は壹百四拾五坪五勺を有し、本堂・庫裏・建添・書院・玄關を存す。

光圓寺は順慶町通二丁目にあり、義照山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十

五年二月覺善の開創なり、當時は鍛冶屋町にありしが、元祿年間三世善齋の任職中火災に罹りて今の所に移轉せり。享保九年三月復た火災に罹りて五世善了之を再建し、其の後堂宇大破せしを以て文久二年更に再建に着手し、將に功を竣へんとするの際端なく復た火災に罹りて焼失し、現今の堂宇は其の後の造營なり。境内は壹百六拾四坪七合を有し、本堂・庫裏・座敷・土藏・鐘樓を存す。

町名及び區畫の變遷表

Table with columns for old names (舊町名), new names (新町名), and dates of changes (變遷年月日). Rows include 順慶町一丁目, 順慶町二丁目, 順慶町三丁目, 安堂寺町一丁目, 安堂寺町二丁目, 安堂寺町上二丁目, 同 下二丁目, 同 三丁目, 同 三丁目, 鹽町一丁目.

第四聯合

(蘆池尋常小學校設置負擔區域)

順慶町通三丁目・同四丁目・安堂寺橋通三丁目・同四丁目・鹽町通三丁目・同四丁目・末吉橋通三丁目・同四丁目・横堀七丁目(九ヶ町)

本聯合は船場の内にあり。博勞町三丁目・同四丁目・上難波南の町の南、長堀川の北、中橋筋の西にして、西横堀川其の西を限れり。もと順慶町四丁目・同五丁目・淨國寺町・吉野屋町・伏見町・安堂寺町四丁目・同五丁目・鹽町切丁・西樽屋町・鹽町筋下半町・芝居町・山伏町・七左衛門町(同町(長堀川以北に屬)・長堀心齋町(同)・宗無町(同)・紹意町(同)の十六ヶ町なりしが、後鹽町切丁と西樽屋町を合併する分)

Diagram showing the layout of the 4th Union (第四聯合) with street names and district divisions. Includes labels like 長堀橋本町, 末吉孫左衛門町, 牧九郎兵衛町, 七左衛門町, 同 二丁目, 同 三丁目, 同 五區, etc.

して北勘四郎町と改めし爲め、一町を減じて十五ヶ町となり、尙、吉野屋町は初瀬町、伏見町は五幸町、鹽町筋下半町は鹽町四丁目、芝居町は車町、山伏町は南勘四郎町、七左衛門町は長堀次郎兵衛町、宗無町は長堀平右衛門町、紹意町は長堀十丁目と改稱し、五幸町は北組、其の他は何れも南組に屬し來りしが、明治二年五月四日四大組の制定あるに際し、西横堀川以西に互れる長堀平右衛門町の内は西大組に屬し、他は總て東大組に編入せられ、翌三年九月更に南大組に轉屬し、同五年三月十七日町名の分合改稱あるに際し全部異動せり、即ち順慶町四丁目と同五丁目の内を加へて順慶町通三丁目、淨國寺町・初瀬町に順慶町五丁目の殘部を加へて順慶町通四丁目、五幸町を横堀七丁目、安堂寺町四丁目と同五丁目の内を加へて安堂寺橋通三丁目、北勘四郎町に安堂寺町五丁目の殘部を加へて安堂寺橋通四丁目、鹽町四丁目と車町を併せて鹽町通三丁目、南勘四郎町を鹽町通四丁目、長堀心齋町の内(同町は三分し長堀川の南にありて鹽谷中の町と心齋橋筋一丁目とに入る)に長堀次郎兵衛町の内(同町も三分して他の二部は末吉橋通二丁目、長堀川の南にありて鹽谷中の町と心齋橋筋一丁目とに入る)に長堀平右衛門町の内(同町も三分して他の二部は長堀川の南にありて鹽谷中の町と心齋橋筋一丁目とに入る)を加へて末吉橋通三丁目、長堀十丁目の内(同町も三分して他の二部は長堀川の南にありて鹽谷中の町と心齋橋筋一丁目とに入る)に長堀平右衛門町の内(同町も三分して他の二部は長堀川の南にありて鹽谷中の町と心齋橋筋一丁目とに入る)を加へて末吉橋通四丁目と改稱せり、依て町數は六ヶ町を減じて九ヶ町となれり、現在の各町是れなり。而して舊淨國寺町は往時存せし淨國寺の名を傳へ、其の西に連れる初瀬町通の渡邊筋に當れる十字街を井戸の町と呼びて淨國寺井のありし所なり。又心齋橋筋と三休橋筋(橋欄木)との中間なる井池筋の稱は、井池に因みしものなるべし。

順慶町の夜店

順慶町は古來夜市を以て名あり、第三聯合に屬する東方二丁目の堺筋より西方新町橋に至るまでの間に行はれて、普く世に知られたり、今は昔の如くならざれども、一丁目と二丁目の堺筋以東に残りて毎月二七の晩に開かれ、三丁目の一部に残れるものは十日・十五日に之を開けり。之に就て攝津名所圖會に記する所あれば、抄記して往時の盛を知るの料に資せん。

順慶町の夕市は四時たへせず、夕暮より萬燈でらし、種々の品を飾て東は堺筋西は新町橋まで兩側尺地もなく連りけり、これを見んとて往かへりて群をなし、其好に隨ふて店々にかざる衣服あり、道具あり、袋物あり、櫛笥あり、玳瑁・珊瑚・馬瑙の類珍瓏として、其隣には鹽・小桶・飯櫃・插木・杓子・箱・篩籠・按板・臥杵・衣砧の品々、其次には神棚・佛器、其向ふは舄履・足駄・五分駄・日和下駄・棕套・紙舄履・釘靴の類、陶器店には今利焼・印部焼・六兵工茗瓶・寶山天目・行平鍋・印花白磁・尾張焼樹陶の諸品、又野菜店には際りなく五月の頃の早松茸・寒冬の孟宗笋までも双立て賣聲響し、飛鳥川の流れ早く年の市は尙更賑はしく、まづ蓬萊の飾物何や樞寶、穗俵・裏白・鈔葉、片店には新曆・毬打・羽子板・手鞠・門松賣、梅匂ひ盛きたく春にもなれば年玉物のかずく、臘月朦朧として桃の花ほこるび、柳櫻を、きまぎて錦と見ゆる彌生の雜店・紙雛・衣裳雛・雛の御殿に左近櫻・右近橋・御隨身衛士の篝火燈々たり、扱端午の前には染織・紙帳・八幡太郎・武内臣・頼光・朝比奈・橋辨慶・牛若・金時・旗持まで威風凛々と飾りける、夏祭の大手も過、靈祭の典物・盆の燈籠・切子燈店、重陽には菊の花・萬菊・千菊品多し、是らを見んとて新町橋を行過て曉の鐘を聞きあり、夫市は神農氏より肇て立給ひ、本朝のわかし大内裏の御時朱雀門の官市も、これよりは勝らじとぞ思はれける、

順慶町夜市

廣瀬旭莊

飛埃映燭光成霞 隔水新街是妓家 凡卉常蔬空貝列 渡橋人買玉簪花

順慶坊

田中金峯

順慶坊上夜尤明 汗雨袖雲變又橫 座地乞錢誰豫讓 點燈賣卜幾君平

鹽町通三丁目の内なる舊車の町に堂を存し、弘法大師の作といへる薬師佛を祀りて難波薬師又は蘆間薬師と呼び、蘆間池のありし所なりしが、堂は他に移り、池は明治七年の火災後填塞せられて今はなし。池は一に井池とも稱せしなるべし、今に其の地を俗に井池と呼べるは其の證ならん。而して此の蘆間池は片葉の蘆を生ずるを以て其の名著はれ、古歌にも見えし勝區にして、攝陽群談は之を天王寺の毘沙門池なりとし、攝津志は復た之を福島村にありと記すれども、大坂繁昌詩の此の池なりとせるもの、以て従ふべきがごとし。

夫 木 水くらきあしまの池の夕暮に夜をしろ虫のかけそほのめく

中務卿御子

同 何とわれ蘆間の池のみくり繩人くるしめに世にましりけん

同

同 浦ちかきあしまの池の水の色は浅みとりにそ春は見えける

伊勢大輔

四つ橋

四つ橋は末吉橋通四丁目の西端なる西横堀川と長堀川の十字を爲せる所にありて、北炭屋町との間なる炭屋橋、西區西長堀北通一丁目との間なる上繫橋、同西長堀北通一丁目より同區西長堀南通一丁目に通ずる吉野屋橋、同西長堀南通一丁目より更に北炭屋町に通ずる下繫橋の四橋は、井字を爲せるを以て此の名あり。市の中央にあるを以て橋上往來の人、橋下航漕の舟、共に交通頻繁を極め、且風景の賞

すべきものあり、最も觀月と納涼とに適せるを以て俳人雅客の吟詠も少からざりしが、近時市内電車の通せしより更に雜關の巷となり、往時の雅趣は之を減するに至れり。

四橋

春田壺所

茶籠詩囊伴酒瓢 孤舟短棹正搖々 月華何處望尤好 十字江流口字橋

井字橋歩月

早野思齋

井字橋頭晚月明 人稀藍水雨新晴 江神似護天公壁 曲欄相圍倒影生

涼しさに四つ橋を四つ渡りけり

來山

光西寺

光西寺は鹽町通四丁目にあり、松林山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。當地の人宗忍なるもの寛永年間本願寺良如法主の直弟となり、檀家の協力を得て創立せし所なり。境内は壹百參拾七坪九合六勺を有し、本堂・土藏・庫裏・書院・講員詰所・長屋門を存す、庫裏以下は明治四十二年五月落成の新築なり。

町名及び區畫の變遷表

舊名	町稱	明治二年	同四年	同五年	同日	同八年	同九年	同十二年	同十三年	同十四年	同十七年
順慶町四丁目	東大組	五月四日	五月八日	七月七日	同日	八月五日	九月五日	二月廿二日	七月二日	八月九日	七月一日
同	十一番組	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	五丁目	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	十一番組	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	い組三番	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	い組二番	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	順慶町通三丁目	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	六區	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	二大區	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	六小區	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	二大區	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	四小區	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	第四分畫	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	第四聯合	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	第四戶長役場	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

舊名	町名	明治二年	同四年	同五年三月七日改正名	同日	同六年四月	同九年九月	同十二年二月廿二日	同十三年七月二日	同十四年八月廿一日	同十七年七月一日
浄國寺町	浄國寺町	五番組	い組三番	同 四丁目	六區	二大區 六小區	二大區 四小區	第四分畫	第四聯合	第四戶長 役場	
吉野屋町	初瀬町	五番組	い組四番	同 四丁目	六區	二大區 六小區	二大區 四小區	第四分畫	第四聯合	第四戶長 役場	
伏見町	五幸町	五番組	い組四番	同 四丁目	六區	二大區 六小區	二大區 四小區	第四分畫	第四聯合	第四戶長 役場	
安堂寺町	四丁目	十一番組	ろ組二番	安堂寺橋通 三丁目	六區	二大區 六小區	二大區 四小區	第四分畫	第四聯合	第四戶長 役場	
同	五丁目	十一番組	ろ組三番	同 四丁目	六區	二大區 六小區	二大區 四小區	第四分畫	第四聯合	第四戶長 役場	
鹽町切丁	北勘四郎町	五番組	ろ組三番	同 四丁目	六區	二大區 六小區	二大區 四小區	第四分畫	第四聯合	第四戶長 役場	
西樽屋町	同	五番組	ろ組三番	同 四丁目	六區	二大區 六小區	二大區 四小區	第四分畫	第四聯合	第四戶長 役場	
鹽町筋下町	鹽町四丁目	十一番組	は組二番	鹽町通三丁目	六區	二大區 六小區	二大區 四小區	第四分畫	第四聯合	第四戶長 役場	
芝居町	車町	五番組	は組三番	同 四丁目	六區	二大區 六小區	二大區 四小區	第四分畫	第四聯合	第四戶長 役場	
山伏町	南勘四郎町	五番組	は組三番	同 四丁目	六區	二大區 六小區	二大區 四小區	第四分畫	第四聯合	第四戶長 役場	
七左衛門町	長堀大郎兵衛町	十一番組	に組二番	同 四丁目	六區	二大區 六小區	二大區 四小區	第四分畫	第四聯合	第四戶長 役場	
長堀心齋町	同	五番組	に組二番	同 四丁目	六區	二大區 六小區	二大區 四小區	第四分畫	第四聯合	第四戶長 役場	

第五聯合

(即津尋常小學校設置負擔區域)

宗無町	長堀平右衛門町	五番組	に組三番	同 四丁目	六區	二大區 六小區	二大區 四小區	第四分畫	第四聯合	第四戶長 役場
紹意町	長堀十丁目	五番組	に組三番	同 四丁目	六區	二大區 六小區	二大區 四小區	第四分畫	第四聯合	第四戶長 役場

心齋橋筋一丁目・同二丁目・鯉谷西の町・大寶寺町西の町・西清水町・周防町・八幡町・三津寺町・久左衛門町・北炭屋町・南炭屋町(十一ヶ町)

本聯合は島之内にあり。心齋橋筋以西の地にして北は長堀川に沿ひ、道頓堀川を南にし、西横堀川其の西を限れり。もと長堀心齋町(長堀川以南)・紹意町(上)・宗無町(上)・九之助丁木挽町・銚屋町・大寶寺町・黒谷町・道頓堀久左衛門町・南傾城町・同東の町・同中の町・道頓堀宗右衛門町(部)・炭屋町・柳町・松原町・道頓堀雪駄屋町・毛綿町・三津寺町の十八ヶ町なりしが、後、九之助丁木挽町は分れて木挽町北の町・同中の町・同南の町の三ヶ町となり、南傾城町・同東の町・同中の町の三町は合して菊屋町となり、且、紹意町は長堀十丁目、黒谷町は尾上町、宗無町は長堀平右衛門町、道頓堀雪駄屋町は周防町、毛綿町は南毛綿町と改稱し、何れも南組に屬し來りしが、明治二年五月四日長堀十丁目・同平右衛門町の二ヶ町は東大組、其の他は南大組に屬せしも、翌三年九月全部南大組所屬となる。同五

年三月十七日町名の分合改稱あるに際し、三津寺町及び周防町を除くの外は悉く異動せり、即ち木挽町北の町・同中の町に銚屋町の内及び長堀心齋町の内(同町は三分して、他の二部は鯉谷中の町と末吉橋通三丁目とに入る)・長堀十丁目の内を加へて心齋橋筋一丁目、大寶寺町に銚屋町の残部を加へて大寶寺町西の町、尾上町に長堀十丁目の内(同町も三分して他の一部は末吉橋通三丁目に入る)及び長堀平右衛門町の内を加へて鯉谷西の町、道頓堀久左衛門町を兩分して其の一部を久左衛門町、菊屋町・木挽町南の町に道頓堀宗右衛門町(同町も三分して、他の二部は宗右衛門町及び長堀橋筋二丁目とに入る)の内及び道頓堀久左衛門町の残部を加へて心齋橋筋二丁目、炭屋町を兩分して其の一部に長堀平右衛門町の内(同町も三分して他の一部は末吉橋通四丁目に入る)を加へて北炭屋町、他の一部を南炭屋町、柳町と松原町を合併して西清水町、南毛綿町を八幡町と改稱せり、依て七ヶ町を減じて十一ヶ町となれり、現在の各町是れなり。西横堀川に沿へる南・北炭屋町の内なる上繫橋より道頓堀川に至る炭屋橋筋以西の濱地は、天保十二年に成りし築地にして西横堀新築地と稱し、明治二年五月四日町名に加へられて六番組に入り、同四年五月八日の組四番の附屬地となり、同五年三月十七日第八區の附屬地たり。また八幡町の内なる三津八幡社は、同四年五月八日には組三番の附屬たり。而して三津寺町の名は三津寺に、八幡町の名は八幡宮に因み、大寶寺町の名は今の天王寺生玉町なる大寶寺のありしより此の名を爲し、久左衛門町の名は安井道頓方へ出入の百姓久左衛門の名に依れり。久左衛門町の新戎橋北詰道頓堀川沿の所は米相場濱と呼び、鯉谷西の町の長堀川に沿へる佐野屋橋南詰東の邊には石屋濱の稱あり。

御津

御津前
御津村

三津寺町は其の附近に亘りて御津の稱あり。御津は難波に於ける往時の津頭なり、此の津頭ありしを以て難波の内に難波津の稱起り、難波津の津の字に御の字を冠して其の津頭を難波の御津と云ひ、略して單に御津と呼び、難波津の内に於ける津頭の稱たりしが、後遂に其の地名となれり。故に難波の津と書して此の御津を指せるものあり、又は難波水門・難波門とせるもあり。而して御津の初めて史上に現はれしは遠く仁賢天皇の御宇にあり、即ち日本書紀同天皇六年秋九月の條に「是秋日應吉士被遣後、有女人居難波御津、哭之曰、於母亦兄、於母亦兄、弱草吾夫何怜矣」と見ゆるものはこれにして、仁徳天皇紀に見ゆる大津は此の御津なるべし。又古事記同天皇の段に見ゆる御津前も此の附近にして、孝徳天皇紀に海潮溢れて盧舍壞損し百姓の漂没したる御津村も、此の附近なる部落たりしならん。由來難波の海岸は河川の流出せる泥沙に依りて埋められ、桑滄の變に富めるを以て、津頭の如きも變遷ありしなるべし。然れども江家次第に「舊例三日有三所禱、近代同日行之、三津濱禱、三津濱下方禱、安曇口禱」(口は江の誤か)とありて、其の安曇江は今の安堂寺町附近なりしと傳へ、聖武天皇は天平十六年二月其の地に行幸して松林に遊覽し給ひしこと見ゆれば、當時にありては已に此の附近に津頭の存したるならん。難波津と各地間の内國船は勿論、難波津より三韓乃至隨・唐に渡れる使船は是れより發航し、又三韓より難波津に來れる朝貢使船及び隨・唐の使船も此に來泊せり。其の推古天皇の朝に小野妹子の歸朝と同時に來朝したる隨客斐世清、舒明天皇の御宇に來朝したる唐客高表仁等一行の此に入